

第5回自然環境保全基礎調査
海辺調査
総合報告書

1998年3月

環境庁 自然保護局

はじめに

本報告書は、第5回自然環境保全基礎調査の一環として行われた「海辺調査」についての結果をとりまとめたものである。

本調査は、海辺調査の一環として平成7・8年度に、環境庁より関係都道府県に対して委託調査実施された浅海域分布調査、海辺環境調査（浅海域環境調査、海辺利用・法指定等状況調査、海岸改変状況調査）、海辺生物調査の結果を総合的にとりまとめ、我が国の海岸域の分布と特性等を把握することを目的としている。

また、本報告書で集計された資料は「データ編」として別冊にとりまとめており、都道府県、海区・海域別、自然公園別等の数値を把握することができる。

なお、この調査は、環境庁自然保護局からの請負によりアジア航測株式会社が実施したものである。

本調査の成果は、近年特に注目されている海岸域における自然環境保全の基礎資料として関係各方面で有効に活用されることを期待する。

平成10年3月
環境庁自然保護局

目 次

はじめに	
I. 調査目的	1
II. 調査内容	2
1. 調査概要	2
2. 調査対象地域	2
3. 調査期間	3
4. 用語の定義	3
4.1 深さの基準	3
4.2 用語の定義	3
4.3 調査範囲	4
5. 基本的情報項目	5
6. 調査方法	9
6.1 浅海域分布調査	9
6.2 海辺環境調査	9
1) 浅海域環境調査	9
2) 海辺利用・法指定等状況調査	10
3) 海岸改変状況調査	15
4) 海辺環境総合解析	20
6.3 海辺生物調査	21
III. 調査結果	22
1. 浅海域分布調査	22
1.1 全 国	22
1.2 都道府県	22
1.3 海区・海域	22
1) 海 区	22
2) 海 域	23
2. 海辺環境調査	28
2.1 浅海域環境調査	28
1) 地形条件(干潟)	28
(1) 全 国	28
(2) 都道府県	29

(3) 海区・海域	29
2) 生物相条件	43
(1) 藻場(浅海域内)	43
(2) 造礁サンゴ(浅海域内)	44
(3) マングローブ林	46
2.2 海辺利用・法指定等状況調査	57
1) 港湾・漁港区域の海岸延長	57
(1) 全国	57
(2) 都道府県	57
(3) 海区・海域	58
2) 海岸保全区域の海岸延長	63
(1) 全国	63
(2) 都道府県	63
(3) 海区・海域	63
3) 自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長	69
(1) 全国	69
(2) 都道府県	70
(3) 海区・海域	72
4) 鳥獣保護区の海岸延長	96
(1) 全国	96
(2) 都道府県	96
(3) 海区・海域	96
5) 史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	102
(1) 全国	102
(2) 都道府県	102
(3) 海区・海域	103
6) 海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	108
(1) 全国	108
(2) 都道府県	108
(3) 海区・海域	109
7) その他特記すべき地域の海岸延長	114
(1) 全国	114
(2) 都道府県	114
(3) 海区・海域	114

2.3 海岸改変状況調査	120
1) 海岸の現況	120
(1) 全 国	120
(2) 都道府県	126
(3) 海区・海域	138
(4) 自然公園及び自然環境保全地域	158
2) 海岸の経年変化	170
(1) 全 国	170
(2) 都道府県	176
(3) 海区・海域	185
(4) 自然公園及び自然環境保全地域	194
2.4 海辺環境総合解析	203
1) 自然公園及び自然環境保全地域と浅海域環境	203
(1) 地形条件(干潟)	203
(2) 生物相条件	210
2) 自然公園及び自然環境保全地域と海辺利用・法指定等状況	224
(1) 鳥獣保護区	224
(2) 史跡・名勝・天然記念物	225
(3) 海洋性レクリエーションエリア	227
3) 浅海域環境と海辺利用・法指定等状況	235
(1) 地形条件(干潟)	235
(2) 生物相条件	236
4) 浅海域環境と海岸(汀線)区分	251
(1) 地形条件(干潟)	251
(2) 生物相条件	251
3. 海辺生物調査	259
IV. 今後の課題	260

参考資料

- ・「第5回自然環境保全基礎調査要綱 海辺調査（民間団体委託分）」
(1994 環境庁自然保護局)
- ・「第5回自然環境保全基礎調査要綱 海辺調査」
(1995 環境庁自然保護局)
- ・「(別冊) 第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査 コード一覧等」
(環境庁自然保護局)

別冊データ編

- I. 浅海域分布調査
- II. 海辺環境調査
- III. 海辺生物調査

以 上

図 表 目 次

II. 調査内容

4. 用語の定義

4.2 用語の定義

図Ⅱ－4－1 用語の定義	4
--------------------	---

5. 基本的情報項目

表Ⅱ－5－1 基本的な情報項目一覧表	5
表Ⅱ－5－2 都道府県コード一覧表(海岸のある都道府県のみ)	6
表Ⅱ－5－3 海区・海域区分コード一覧表	7
図Ⅱ－5－1 海区・海域区分図	8

6. 調査方法

6.2 海辺環境調査

表Ⅱ－6－1 地形条件(干潟)の区分	9
表Ⅱ－6－2 生物相条件の区分	10
表Ⅱ－6－3 港湾法及び漁港法にもとづく港湾・漁港区域の区分	11
表Ⅱ－6－4 海岸法にもとづく海岸保全区域の区分	11
表Ⅱ－6－5 自然公園法及び自然環境保全法にもとづく 自然公園及び自然環境保全地域(海岸のある保全地域のみ)	12
表Ⅱ－6－6 地種区分	13
表Ⅱ－6－7 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律にもとづく鳥獣保護区の区分	13
表Ⅱ－6－8 文化財保護法にもとづく史跡・名勝・天然記念物の区分	14
表Ⅱ－6－9 海洋性レクリエーションエリアの区分	14
表Ⅱ－6－10 海岸陸域の土地利用区分	15
表Ⅱ－6－11 その他特記すべき地域の区分	15
表Ⅱ－6－12 海岸・海岸陸域区分表	17
図Ⅱ－6－1 自然海岸・半自然海岸・人工海岸の概念	18
表Ⅱ－6－13 海辺環境クロス集計項目	20

III. 調査結果

1. 浅海域分布調査

1.1 全 国

表Ⅲ－1－1 全国の浅海域面積	22
-----------------------	----

1.2 都道府県

図Ⅲ－1－1 都道府県別浅海域面積	24
-------------------------	----

1.3 海区・海域

図Ⅲ－１－２	海區別浅海域面積	25
図Ⅲ－１－３	海域別浅海域面積	26

2. 海辺環境調査

2.1 浅海域環境調査

表Ⅲ－２－１	全国の干潟面積	28
図Ⅲ－２－１	都道府県別干潟面積(浅海域内・外)	31
図Ⅲ－２－２	都道府県別干潟面積(浅海域内)	32
図Ⅲ－２－３	都道府県別干潟面積(浅海域外)	33
図Ⅲ－２－４	海區別干潟面積(浅海域内・外)	34
図Ⅲ－２－５	海區別干潟面積(浅海域内)	35
図Ⅲ－２－６	海區別干潟面積(浅海域外)	36
図Ⅲ－２－７	海域別干潟面積(浅海域内・外)	37
図Ⅲ－２－８	海域別干潟面積(浅海域内)	39
図Ⅲ－２－９	海域別干潟面積(浅海域外)	41
表Ⅲ－２－２	全国の藻場面積	43
表Ⅲ－２－３	全国の造礁サンゴ面積	45
表Ⅲ－２－４	全国のマングローブ林面積(浅海域内・外)	47
表Ⅲ－２－５	都道府県別マングローブ林面積(浅海域内・外)	47
図Ⅲ－２－１０	都道府県別藻場面積	49
図Ⅲ－２－１１	海區別藻場面積	50
図Ⅲ－２－１２	海域別藻場面積	51
図Ⅲ－２－１３	都道府県別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)	53
図Ⅲ－２－１４	都道府県別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)	53
図Ⅲ－２－１５	海區別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)	54
図Ⅲ－２－１６	海區別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)	54
図Ⅲ－２－１７	海域別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)	55
図Ⅲ－２－１８	海域別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)	55
図Ⅲ－２－１９	海域別マングローブ林面積(浅海域内・外)	56

2.2 海辺利用・法指定等状況調査

表Ⅲ－２－６	港湾法及び漁港法にもとづく全国の港湾・漁港区域の 海岸延長	57
図Ⅲ－２－２０	都道府県別港湾・漁港区域の海岸延長	59

図Ⅲ－２－２１	海区別港湾・漁港区域の海岸延長	60
図Ⅲ－２－２２	海域別港湾・漁港区域の海岸延長	61
表Ⅲ－２－７	海岸法にもとづく全国の海岸保全区域の海岸延長	63
図Ⅲ－２－２３	都道府県別海岸保全区域の海岸延長	65
図Ⅲ－２－２４	海区別海岸保全区域の海岸延長	66
図Ⅲ－２－２５	海域別海岸保全区域の海岸延長	67
表Ⅲ－２－８	自然公園法及び自然環境保全法にもとづく全国の自然公園 及び自然環境保全地域の地種区分別海岸延長	70
図Ⅲ－２－２６	都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長	76
図Ⅲ－２－２７	都道府県別国立公園の地種区分別海岸延長	77
図Ⅲ－２－２８	都道府県別国定公園の地種区分別海岸延長	78
図Ⅲ－２－２９	都道府県別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長	79
図Ⅲ－２－３０	都道府県別都道府県自然環境保全地域の 地種区分別海岸延長	80
図Ⅲ－２－３１	海区別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長	81
図Ⅲ－２－３２	海区別国立公園の地種区分別海岸延長	82
図Ⅲ－２－３３	海区別国定公園の地種区分別海岸延長	83
図Ⅲ－２－３４	海区別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長	84
図Ⅲ－２－３５	海区別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長	85
図Ⅲ－２－３６	海域別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長	86
図Ⅲ－２－３７	海域別国立公園の地種区分別海岸延長	88
図Ⅲ－２－３８	海域別国定公園の地種区分別海岸延長	90
図Ⅲ－２－３９	海域別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長	92
図Ⅲ－２－４０	海域別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長	94
表Ⅲ－２－９	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律にもとづく 全国の鳥獣保護区の海岸延長	96
図Ⅲ－２－４１	都道府県別鳥獣保護区の海岸延長	98
図Ⅲ－２－４２	海区別鳥獣保護区の海岸延長	99
図Ⅲ－２－４３	海域別鳥獣保護区の海岸延長	100
表Ⅲ－２－１０	文化財保護法にもとづく全国の史跡・名勝・天然記念物の 海岸延長	102
図Ⅲ－２－４４	都道府県別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	104
図Ⅲ－２－４５	海区別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	105
図Ⅲ－２－４６	海域別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	106

表Ⅲ－２－１１	全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	108
図Ⅲ－２－４７	都道府県別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	110
図Ⅲ－２－４８	海区別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	111
図Ⅲ－２－４９	海域別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	112
表Ⅲ－２－１２	全国のその他特記すべき地域の海岸延長	114
図Ⅲ－２－５０	都道府県別その他特記すべき地域の海岸延長	116
図Ⅲ－２－５１	海区別その他特記すべき地域の海岸延長	117
図Ⅲ－２－５２	海域別その他特記すべき地域の海岸延長	118

2.3 海岸改変状況調査

表Ⅲ－２－１３	全国の海岸(汀線)区分別延長と構成比	120
図Ⅲ－２－５３	海岸(汀線)区分別延長と構成比	122
図Ⅲ－２－５４	自然海岸区分別延長と構成比	123
図Ⅲ－２－５５	半自然海岸区分別延長と構成比	124
図Ⅲ－２－５６	人工海岸区分別延長と構成比	125
表Ⅲ－２－１４	自然海岸(砂浜)延長の長い市町村(上位10位)	128
図Ⅲ－２－５７	都道府県別海岸(汀線)区分別延長	129
図Ⅲ－２－５８	都道府県別海岸(汀線)区分別延長の構成比	130
図Ⅲ－２－５９	都道府県別自然海岸区分別延長	131
図Ⅲ－２－６０	都道府県別自然海岸延長と構成比	132
図Ⅲ－２－６１	都道府県別半自然海岸区分別延長	133
図Ⅲ－２－６２	都道府県別半自然海岸延長と構成比	134
図Ⅲ－２－６３	都道府県別人工海岸区分別延長	135
図Ⅲ－２－６４	都道府県別人工海岸延長と構成比	136
図Ⅲ－２－６５	自然海岸延長の長い市町村(上位30位)	137
表Ⅲ－２－１５	海区別海岸(汀線)区分別延長と構成比	141
図Ⅲ－２－６６	海区別海岸(汀線)区分別構成比	141
図Ⅲ－２－６７	海域別海岸(汀線)区分別延長	142
図Ⅲ－２－６８	海域別海岸(汀線)区分別延長の構成比	144
図Ⅲ－２－６９	海域別自然海岸区分別延長	146
図Ⅲ－２－７０	海域別自然海岸延長と構成比	148
図Ⅲ－２－７１	海域別半自然海岸区分別延長	150
図Ⅲ－２－７２	海域別半自然海岸延長と構成比	152
図Ⅲ－２－７３	海域別人工海岸区分別延長	154
図Ⅲ－２－７４	海域別人工海岸延長と構成比	156

表Ⅲ－２－１６	自然公園及び自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長	……	159
図Ⅲ－２－７５	自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長が 全国の海岸延長に占める割合	……	162
図Ⅲ－２－７６	自然公園及び自然環境保全地域の 海岸(汀線)区分別延長と構成比	……	163
図Ⅲ－２－７７	自然公園及び自然環境保全地域の 地種区分別海岸延長と構成比	……	164
図Ⅲ－２－７８	国立公園別自然海岸延長と構成比	……	165
図Ⅲ－２－７９	国定公園別自然海岸延長と構成比	……	166
図Ⅲ－２－８０	都道府県立自然公園別自然海岸延長と構成比	……	167
図Ⅲ－２－８１	都道府県自然環境保全地域別自然海岸延長と構成比	……	169
表Ⅲ－２－１７	海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	173
図Ⅲ－２－８２	海岸(汀線)区分別延長の比較	……	174
図Ⅲ－２－８３	第４回海岸(汀線)区分別延長と 第５回海岸(汀線)区分別延長の比較	……	175
図Ⅲ－２－８４	都道府県別自然海岸延長の経年変化	……	179
図Ⅲ－２－８５	都道府県別自然海岸延長の経年変化(本土域)	……	180
図Ⅲ－２－８６	都道府県別自然海岸延長の経年変化(島しょ域)	……	181
図Ⅲ－２－８７	都道府県別人工海岸延長の経年変化	……	182
図Ⅲ－２－８８	都道府県別人工海岸延長の経年変化(本土域)	……	183
図Ⅲ－２－８９	都道府県別人工海岸延長の経年変化(島しょ域)	……	184
表Ⅲ－２－１８	海区別海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	185
図Ⅲ－２－９０	海区別自然海岸延長の経年変化	……	188
図Ⅲ－２－９１	海区别人工海岸延長の経年変化	……	189
図Ⅲ－２－９２	海域別自然海岸延長の経年変化	……	190
図Ⅲ－２－９３	海域别人工海岸延長の経年変化	……	192
表Ⅲ－２－１９	自然公園の海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	198
表Ⅲ－２－２０	自然環境保全地域の海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	199
図Ⅲ－２－９４	自然公園及び自然環境保全地域の 海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	200
図Ⅲ－２－９５	国立公園別海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	201
図Ⅲ－２－９６	国定公園別海岸(汀線)区分別延長の経年変化	……	202
2.4 海辺環境総合解析			
表Ⅲ－２－２１	全国の自然公園及び自然環境保全地域の干潟延長	……	203

図Ⅲ－２－97	自然公園及び自然環境保全地域地種区分別干潟延長	205
図Ⅲ－２－98	都道府県別国立公園の干潟延長	206
図Ⅲ－２－99	都道府県別国定公園の干潟延長	207
図Ⅲ－２－100	都道府県別都道府県立自然公園の干潟延長	208
図Ⅲ－２－101	都道府県別都道府県自然環境保全地域の干潟延長	209
表Ⅲ－２－22	全国の自然公園及び自然環境保全地域の藻場延長	210
表Ⅲ－２－23	全国の自然公園及び自然環境保全地域の造礁サンゴ延長	212
図Ⅲ－２－102	自然公園及び自然環境保全地域地種区分別藻場延長	214
図Ⅲ－２－103	都道府県別国立公園の藻場延長	215
図Ⅲ－２－104	都道府県別国定公園の藻場延長	216
図Ⅲ－２－105	都道府県別都道府県立自然公園の藻場延長	217
図Ⅲ－２－106	都道府県別都道府県自然環境保全地域の藻場延長	218
図Ⅲ－２－107	自然公園及び自然環境保全地域地種区分別造礁サンゴ延長	219
図Ⅲ－２－108	都道府県別国立公園の造礁サンゴ延長	220
図Ⅲ－２－109	都道府県別国定公園の造礁サンゴ延長	221
図Ⅲ－２－110	都道府県別都道府県立自然公園の造礁サンゴ延長	222
図Ⅲ－２－111	都道府県別都道府県自然環境保全地域の造礁サンゴ延長	223
表Ⅲ－２－24	全国の自然公園及び自然環境保全地域の 鳥獣保護区の海岸延長	224
表Ⅲ－２－25	全国の自然公園及び自然環境保全地域の 史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	226
表Ⅲ－２－26	全国の自然公園及び自然環境保全地域の 海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	227
図Ⅲ－２－112	自然公園及び自然環境保全地域地種区分別 鳥獣保護区の海岸延長	229
図Ⅲ－２－113	都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の 鳥獣保護区の海岸延長	230
図Ⅲ－２－114	自然公園及び自然環境保全地域地種区分別 史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	231
図Ⅲ－２－115	都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の 史跡・名勝・天然記念物の海岸延長	232
図Ⅲ－２－116	自然公園及び自然環境保全地域地種区分別 海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	233

図Ⅲ－２－117	都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の 海洋性レクリエーションエリアの海岸延長	234
図Ⅲ－２－118	全国の海岸保全区域の干潟延長	239
図Ⅲ－２－119	都道府県別海岸保全区域の干潟延長	240
図Ⅲ－２－120	全国の鳥獣保護区の干潟延長	241
図Ⅲ－２－121	都道府県別鳥獣保護区の干潟延長	242
図Ⅲ－２－122	全国の海岸保全区域の藻場延長	243
図Ⅲ－２－123	都道府県別海岸保全区域の藻場延長	244
図Ⅲ－２－124	全国の鳥獣保護区の藻場延長	245
図Ⅲ－２－125	都道府県別鳥獣保護区の藻場延長	246
図Ⅲ－２－126	全国の海岸保全区域の造礁サンゴ延長	247
図Ⅲ－２－127	都道府県別海岸保全区域の造礁サンゴ延長	248
図Ⅲ－２－128	全国の鳥獣保護区の造礁サンゴ延長	249
図Ⅲ－２－129	都道府県別鳥獣保護区の造礁サンゴ延長	250
図Ⅲ－２－130	全国の海岸(汀線)区分別干潟延長	253
図Ⅲ－２－131	都道府県別海岸(汀線)区分別干潟延長	254
図Ⅲ－２－132	全国の海岸(汀線)区分別藻場延長	255
図Ⅲ－２－133	都道府県別海岸(汀線)区分別藻場延長	256
図Ⅲ－２－134	全国の海岸(汀線)区分別造礁サンゴ延長	257
図Ⅲ－２－135	都道府県別海岸(汀線)区分別造礁サンゴ延長	258

以 上

I. 調査目的

本調査は、第5回自然環境保全基礎調査海辺調査の一環として平成7・8年度に実施された「浅海域分布調査」、「海辺環境調査」（浅海域環境調査、海辺利用・法指定等状況調査、海岸改変状況調査）、「海辺生物調査」の結果を総合的にとりまとめ、わが国の海岸域の分布と特性等を把握することを目的とする。

II. 調査内容

1. 調査概要

調査は、「第5回自然環境保全基礎調査要綱 海辺調査(民間団体委託分)」(1994 環境庁自然保護局)、「第5回自然環境保全基礎調査要綱 海辺調査」(1995 環境庁自然保護局)にもとづいて実施した。

海辺調査は、以下3つの調査から構成されており、これらの調査結果をとりまとめて海辺調査総合報告書を作成した。

① 浅海域分布調査

海辺における浅海域の分布状況を把握した。

② 海辺環境調査

全国の海辺に関する以下の調査を実施し、海辺環境を把握した。

・浅海域環境調査

浅海域の環境条件の分布及び特性を把握した。

ただし、兵庫県では震災のため調査を実施できず、また徳島県についても調査は実施されなかった。

・海辺利用・法指定等状況調査

海辺利用、法指定等の状況を把握した。

兵庫県では、震災のため調査を実施できなかった。

徳島県は、自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長のみ調査を実施した。

・海岸改変状況調査

海岸改変状況を把握した。

兵庫県では、震災のため調査を実施できなかった。

③ 海辺生物調査

海岸域の生物について、生息状況を調査した。

2. 調査対象地域

調査対象とした海岸線は、第3回及び第4回自然環境保全基礎調査海岸調査で対象とした海岸線である。これは「全国海岸域現況調査」(建設省 昭和50年度(1975年度))の「海岸区分計測図」に表示されている海岸線で、北方領土を除く短径100m以上の島を含む全国の海岸線を対象としている。

3. 調査期間

調査期間は、以下のとおりである。

平成8年度調査 平成8年10月15日～平成9年3月31日

平成9年度調査 平成9年11月17日～平成10年3月31日

4. 用語の定義

4.1 深さの基準

深さの基準は、海上保安庁水路部刊行の海図と同様に、基本水準面（略最低低潮面 Nearly Lowest Low Water Level : NLLWL）を0mとした。

4.2 用語の定義

海辺調査において使用する用語の定義は、以下のとおりとした。（図Ⅱ-4-1参照）

① 海 辺

水深10mを下限とし、後背する陸域の通常大波の限界線より陸域側へ100mの線を上限とする範囲。

② 高潮線

略最高高潮面（Nearly Highest High Water Level : NHHWL）における水陸の境界線。国土地理院発行の地形図に描かれている海岸線。

③ 低潮線

略最低低潮面（NLLWL 基本水準面）における水陸の境界線。

④ 浅海域

海辺のうち、水深10mを下限とし、高潮線を上限とする範囲。
後述の海辺中部と海辺下部を合わせた区域。

⑤ 海辺上部

海辺のうち、高潮線より陸側の区域。

⑥ 海辺中部

海辺のうち、高潮線と低潮線で挟まれた区域（いわゆる「潮間帯」）。

⑦ 海辺下部

海辺のうち、低潮線と水深10mの等深線で挟まれた区域。

⑧ 海岸（汀線）

低潮線と通常大波の限界線に挟まれた範囲。

⑨ 海岸陸域

通常大波の限界線より陸側100mまでの範囲。

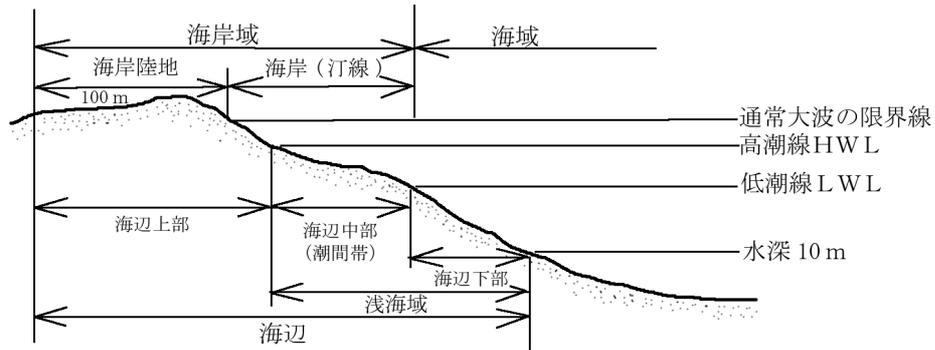
⑩ 海岸域

海岸及び海岸陸域の範囲。

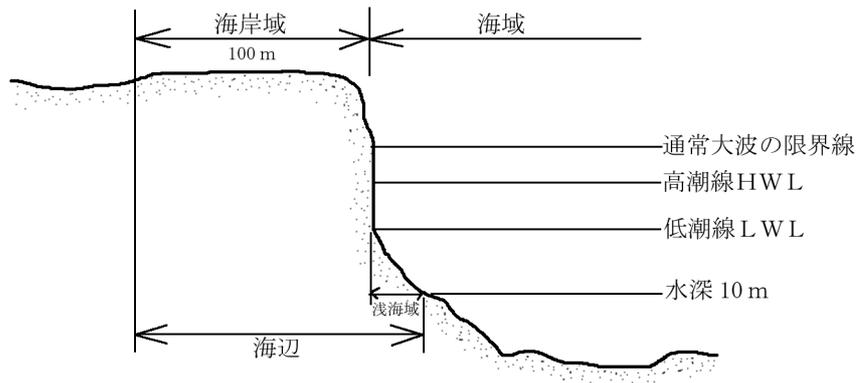
① 海 域

低潮線より沖側の範囲。

・ 砂浜海岸の場合



・ 海食崖の場合



図Ⅱ-4-1 用語の定義

4.3 調査範囲

原則として海辺の範囲とした。なお、河口部については、前述の海辺の定義に該当する部分は調査範囲とした。

5. 基本的情報項目

各調査における基本的な情報項目及び内容は、表Ⅱ－5－1に示すとおりとした。

表Ⅱ－5－1 基本的な情報項目一覧表

情報項目	内 容
都道府県コード	自治省の定めた JIS. C6260 にもとづき、都道府県別に北より南西方向に 01～47 に区分。対象都道府県は海岸のある 38 都道府県。 兵庫県は、阪神淡路大震災のため、調査していない。 (表Ⅱ－5－2)
地図番号	国土地理院発行の 1：25,000 地形図の一連番号。番号は原則として、北東より南、西の順。
島コード	本土（北海道、本州、四国、九州）とそれ以外の島しょ部に大別し、さらに都道府県別に概ね短径 100m 以上の島全てに付された 3 桁のコード。
行政コード	自治省の定めた JIS C6261 によるコード。
海区海域区分コード	全国を 8 海区に区分し、さらに各海区ごとに海域を定めた合計 91 のコード。 (表Ⅱ－5－3、図Ⅱ－5－1)
区間長	第 5 回海岸改変状況図（1：25,000）から計測区間単位に測定した海岸（汀線）の延長で、単位は m。

表Ⅱ－５－２ 都道府県コード一覧表（海岸のある都道府県のみ）

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
1	北海道	17	石川県	35	山口県
2	青森県	18	福井県	36	徳島県
3	岩手県	22	静岡県	37	香川県
4	宮城県	23	愛知県	38	愛媛県
5	秋田県	24	三重県	39	高知県
6	山形県	26	京都府	40	福岡県
7	福島県	27	大阪府	41	佐賀県
8	茨城県	28	兵庫県	42	長崎県
12	千葉県	30	和歌山県	43	熊本県
13	東京都	31	鳥取県	44	大分県
14	神奈川県	32	島根県	45	宮崎県
15	新潟県	33	岡山県	46	鹿児島県
16	富山県	34	広島県	47	沖縄県

表Ⅱ－５－３ 海区・海域区分コード一覧表

海区名	海域コード	海域名	海区名	海域コード	海域名	海区名	海域コード	海域名
北海道区	101	宗谷	太平洋 中区	404	島根	東シナ 海区	711	備讃瀬戸西
	102	網走		405	北長門		712	備讃瀬戸東
	103	根室		406	隠岐		713	播磨灘北
	104	釧路		407	竹島		714	播磨灘南
	105	十勝		501	房総		715	大阪湾北
	106	日高		502	東京湾		716	大阪湾南
	107	胆振		503	相模湾		717	紀伊水道西
	108	渡島		504	伊豆		718	紀伊水道東
	109	桧山		505	駿河湾		801	響灘
	110	後志		506	遠州灘		802	博多湾
	111	石狩		507	伊勢湾		803	唐津伊万里
	112	留萌		508	三河湾		804	大村湾
		113		国後択捉歯舞色丹	509		熊野灘	805
日本海 北区	201	青森	510	伊豆七島北	806	天草灘		
	202	秋田	511	伊豆七島南	807	有明海		
	203	山形	530	小笠原群島	808	八代海		
	204	新潟	550	火山列島	809	薩摩		
	205	佐渡	601	和歌山	810	鹿児島湾		
	206	富山湾	602	徳島	811	大隅		
	207	能登半島	603	土佐湾	812	対馬		
太平洋 北区	301	陸奥湾	604	日向灘	813	五島		
	302	津軽海峡	701	周防灘西	814	大隅諸島		
	303	下北半島東	702	周防灘東	820	トカラ列島		
	304	三陸海岸	703	伊予灘西	830	奄美諸島		
	305	宮城三陸海岸	704	別府湾	850	沖縄島		
	306	仙台湾	705	豊後水道	870	宮古列島		
	307	福島	706	伊予灘東	880	八重山列島		
	308	鹿島灘	707	広島湾	890	尖閣列島		
日本海 西区	401	若狭湾	708	安芸湾	895	大東諸島		
	402	兵庫	709	備後灘				
	403	鳥取	710	燧灘				

6. 調査方法

6.1 浅海域分布調査

沿岸の海の基本図、海図とともに、最新の海底地形・底質及び人工構築物等に関する資料を収集した。

なお、浅海域が分布しない場合は、第4回自然環境保全基礎調査海岸調査報告書との表現方法の統一を図るため、「0ha」、「0%」を「0.0ha」、「0.00%」と表示した。

6.2 海辺環境調査

第2回～第4回自然環境保全基礎調査海辺調査結果、海辺にかかる既存資料等を用いて、以下の3つの調査を実施し、浅海域環境調査、海辺利用・法指定等状況調査、海岸改変状況調査の結果をクロス集計して海辺環境を把握した。

なお、調査対象が分布しない場合は、第4回自然環境保全基礎調査海岸調査報告書と表現方法の統一を図るため、「0ha」、「0km」、「0%」を「0.0ha」、「0.00km」、「0.00%」と表示した。

1) 浅海域環境調査

浅海域の環境条件について、地形条件及び生物相条件の観点から調査した。

さらに、収集資料をもとに、浅海域の環境条件の分布及び特性を把握した。

地形条件は干潟及びその他の区域（表Ⅱ－6－1）、生物相条件は藻場、造礁サンゴ生息域、マングローブ林及びその他の区域（表Ⅱ－6－2）に区分し、各々の分布状況及び主な特性を把握した。

表Ⅱ－6－1 地形条件（干潟）の区分

コード	地形区分（干潟）
1	前 浜
2	河 口
3	潟 湖
4	人工干潟
5	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるものを含む。

表Ⅱ－6－2 生物相条件の区分

藻 場		造礁サンゴ		マングローブ林	
コード	種 類	コード	種 類	コード	種 類
1	アマモ場	1	枝 状	1	メヒルギ
2	ガラモ場	2	卓 状	2	オヒルギ
3	コンブ場	3	塊 状	3	ヤエヤマヒルギ
4	アラメ・カジメ場	4	被覆状	4	ヒルギモドキ
5	ワカメ場	5	葉 状	5	ヒルギダマシ
6	テングサ場	6	その他	6	マヤブシギ
7	アオサ・アオノリ場	7	不 明	7	ニッパヤシ
8	その他			8	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるものを含む。

2) 海辺利用・法指定等状況調査

収集資料をもとに、海辺利用、法指定等の状況を把握した。

調査項目は、港湾法及び漁港法にもとづく港湾・漁港区域（表Ⅱ－6－3）、海岸法にもとづく海岸保全区域（表Ⅱ－6－4）、自然公園法及び自然環境保全法にもとづく自然公園及び自然環境保全地域と地種区分（表Ⅱ－6－5、表Ⅱ－6－6）、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律にもとづく鳥獣保護区（表Ⅱ－6－7）、文化財保護法にもとづく史跡・名勝・天然記念物（表Ⅱ－6－8）、海洋性レクリエーションエリア（表Ⅱ－6－9）、海岸陸域の土地利用（表Ⅱ－6－10）、その他特記すべき地域（表Ⅱ－6－11）とした。

表Ⅱ－6－3 港湾法及び漁港法にもとづく
港湾・漁港区域の区分

項 目	コード	区 分
港 湾	1 1	特定重要港湾
	1 2	重要港湾
	1 3	地方港湾
	1 4	避難港
漁 港	2 1	第1種漁港
	2 2	第2種漁港
	2 3	第3種漁港
	2 4	特定第3種漁港
	2 5	第4種漁港
—	3 0	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるもの。

表Ⅱ－6－4 海岸法にもとづく海岸保全区域の区分

コード	所 管
1	建設省
2	運輸省
3	農林水産省構造改善局
4	水産庁
5	北海道
6	町
5	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるもの。

表Ⅱ－6－5 自然公園法及び自然環境保全法にもとづく自然公園及び自然環境保全地域
(海岸のある保全地域のみ)

国立公園	245	日豊海岸	2051	浜名湖	3251	阿久根	
コード	公園名	247	日南海岸	2052	日本平	3252	川内川流域
101	利尻礼文サロベツ	248	奄美群島	2054	御前崎遠州灘	3253	吹上浜
102	知床	249	沖縄海岸	2101	南知多	3254	坊野間
107	陸中海岸	250	沖縄戦跡	2102	渥美半島	3255	大隅南部
112	小笠原	251	南三陸金華山	2151	水郷	3258	甌島
113	富士箱根伊豆	252	日高山脈襟裳	2152	伊勢の海	3259	トカラ列島
117	伊勢志摩	255	暑寒別天壳焼尻	2455	西有田	3301	久米島
118	吉野熊野	都道府県立自然公園	2456	白崎海岸	原生自然環境保全地域		
119	山陰海岸	コード	公園名	2457	煙樹海岸	コード	地域名
120	大山隠岐	1003	厚岸	2458	田辺南部海岸	301	南硫黄島
121	瀬戸内海	1004	檜山	2459	熊野枯木灘海岸	都道府県立自然環境保全地域	
122	足摺宇和海	1005	恵山	2501	三朝東郷湖	コード	地域名
124	雲仙天草	1007	野付風連	2503	西因幡	4002	静狩礼文華
125	西海	1009	北オホーツク	2557	浜田海岸	4006	落石岬
126	霧島屋久	1010	松前矢越	2705	西長門海岸	4007	ユルリ島
127	西表	1012	狩場茂津多	2754	大麻山	4303	仙台湾海浜
国定公園	1051	種差海岸階上岳	2856	佐多岬半島宇和海	5419	桃崎浜	
コード	公園名	1052	浅虫夏泊	2901	手結住吉	5601	唐島
201	網走	1151	松島	2905	横浪	6301	錦
202	ニセコ積丹小樽海岸	1156	気仙沼	2906	入野	6302	島勝浦
204	下北半島	1159	硯上山万石浦	2907	宿毛	7106	三隅海岸
205	津軽	1201	八森岩館	2910	須崎湾	7901	大島
206	男鹿	1251	庄内海浜	2911	興津	7904	沖ノ島
208	鳥海	1305	磐城海岸	2915	魚梁瀬	8104	末津島・前島
210	佐渡弥彦米山	1306	松川浦	2951	筑豊	8105	舅ヶ島・奈木崎海岸
212	水郷筑波	1307	勿来	3051	北松	8106	矢堅崎西海岸
213	南房総	1352	花園花貫	3052	西彼杵半島	8107	大瀬良東海岸
216	能登半島	1355	大洗	3053	野母半島	8108	高峰西海岸
217	越前加賀海岸	1552	九十九里	3054	大村湾	8109	津和崎海岸
223	三河湾	1651	真鶴半島	3056	島原半島	8111	妙見
225	若狭湾	1701	瀬波笹川流れ栗岩	3101	金峰山	8602	宇良部岳
236	北長門海岸	1703	久比岐	3102	三隅大矢野海辺	8603	比川地先
239	室戸阿南海岸	1704	親不知子不知	3103	芦北海岸	8604	東崎
242	玄海	1705	小佐渡	3151	国東半島	8605	田名の久葉山
243	壱岐対馬	1751	朝日	3152	豊後水道		

表Ⅱ－6－6 地種区分

地種区分なし		0		
地種区分	自然公園	国立公園	国定公園	都道府県立 自然公園
特別保護地区		1 1	2 1	—
特別地域（第1～3種及び地種未区分）		1 2	2 2	3 2
普通地域		1 3	2 3	3 3
海中公園地区		1 4	2 4	—
原生自然環境保全地域		4 1		
都道府県自然環境 保全地域	特別地区	6 2		
	特別地区に含まれない区域	6 3		

表Ⅱ－6－7 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
にもとづく鳥獣保護区の区分

項 目	コード	区 分
国 設	7 1	特別保護地区
	7 2	その他の区域
都道府県設	8 1	特別保護地区
	8 2	その他の区域
—	9 0	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるもの。

表Ⅱ－6－8 文化財保護法にもとづく

史跡・名勝・天然記念物の区分

項 目	コード	区 分
史 跡	9 1	国指定特別
	9 2	国指定
	9 3	都道府県指定
	9 4	市町村指定
名 勝	1 0 1	国指定特別
	1 0 2	国指定
	1 0 3	都道府県指定
	1 0 4	市町村指定
天然記念物	1 1 1	国指定特別
	1 1 2	国指定
	1 1 3	都道府県指定
	1 1 4	市町村指定
—	1 1 5	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるもの。

表Ⅱ－6－9 海洋性レクリエーションエリアの区分

コード	区 分
1	海水浴場
2	釣り場
3	潮干狩り
4	マリーナ
5	ダイビングスポット
6	ボードセイリング
7	ゲレンデ（水上バイク）
8	サーフィン
9	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるものを含む。

表Ⅱ－6－10 海岸陸域の土地利用区分

コード	区 分	区 分
1	自然地	樹林地、砂浜、断崖等の自然が人工によって著しく改変されないで自然の状態を保持している土地
2	農業地	水田、畑、牧野等の農業的な土地利用が行われている土地
3	市街地・工業地	上記以外の土地（但し、河口部を除く）
4	河口部	水部及び堤防内の陸部

表Ⅱ－6－11 その他特記すべき地域の区分

コード	区 分
1	生 物
2	地 形
3	祭 り
4	その他

「その他」：同一調査区に数種の区分があるものを含む。

3) 海岸改変状況調査

海岸域の改変状況等について海岸・海岸陸域区分表（表Ⅱ－6－12）にもとづいて調査し、海岸改変状況図を作成した。なお、人工海岸については、本文中では以下のように略記した。

- ① 埋立によってできた海岸
 - ・直立護岸：埋立直立護岸
 - ・傾斜護岸：埋立傾斜護岸
- ② 干拓によってできた海岸
 - ・直立護岸：干拓直立護岸
 - ・傾斜護岸：干拓傾斜護岸
- ③ 上記以外の土木工事によってできた海岸
 - ・直立護岸：その他の直立護岸
 - ・傾斜護岸：その他の傾斜護岸

さらに、海岸改変状況図及び収集資料をもとに、海岸改変状況及び既存調査との比較による経年変化を把握し、海岸改変状況調査報告書を作成した。

また、経年変化把握のためのデータ集計にあたっては、以下のとおりとした。

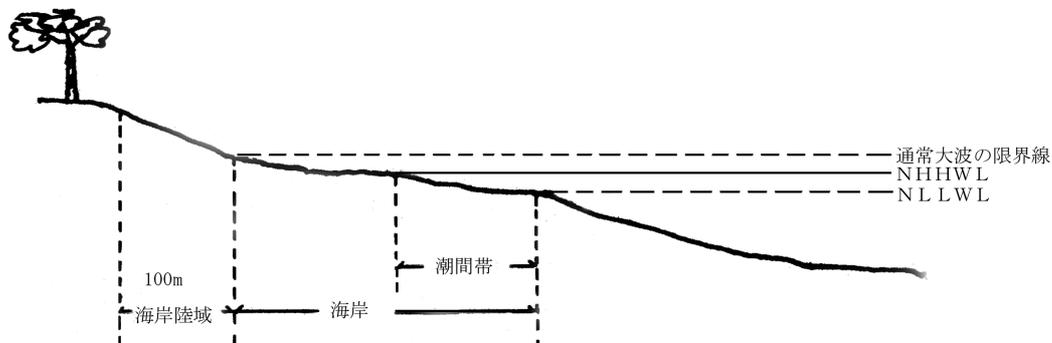
- ① 海岸（汀線）区分は、前回調査と合わせるため、以下のよう集約した。
 - ・自然海岸：本年度調査の「磯浜海岸」及び「磯浜海岸」は、これらを合わせて「磯浜海岸」とした。
 - ・半自然海岸：本年度調査の「磯浜海岸」及び「磯浜海岸」は、これらを合わせて「磯浜海岸」とした。
また、「人工構築物の前面には浜が発達していない」及び「人工海浜・人工干潟等」についても、これらを合わせて「人工構築物の前面には浜が発達していない」とした。
- ② 都道府県別島別海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、本年度未調査の兵庫県は除いた。
- ③ 海区别海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、本年度未調査の兵庫県を含む海区（日本海西区、瀬戸内海区）、1978年度未調査の海域を含む海区（太平洋中区、東シナ海区）は合計から除いた。
- ④ 海域別海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、本年度未調査の兵庫県を含む海域（兵庫、播磨灘北、播磨灘南、大阪湾北、大阪湾南、紀伊水道西、紀伊水道東）、1978年度未調査の海域（伊豆七島北、伊豆七島南、火山列島、尖閣列島、大東諸島）は合計から除いた。
- ⑤ 国立公園別海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、本年度未調査の兵庫県を含む国立公園（山陰海岸国立公園、瀬戸内海国立公園）は合計から除いた。
- ⑥ 国立公園別地種区分別海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、本年度未調査の兵庫県を含む国立公園（山陰海岸国立公園、瀬戸内海国立公園）は合計から除いた。
- ⑦ 都道府県立自然公園別地種区分別海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、1993年度未調査の都道府県立自然公園（西因幡、大麻山、筑豊）は合計から除いた。
- ⑧ 都道府県自然環境保全地域別地種区分別海岸（汀線）区分別の海岸延長の経年変化については、本年度未調査の都道府県自然環境保全地域（似久科海岸、熊川海岸、豊岡、村松、披露山・大崎、長浜、三戸、油壺、当木島・釜戸岬、柏島、鑑瀬海岸、田ノ浦海岸、子ソ崎、青島海岸、合歓の木、茂木海岸）、1993年度未調査の都道府県自然環境保全地域（三隅海岸）は合計から除いた。

表Ⅱ-6-12 海岸・海岸陸域区分表

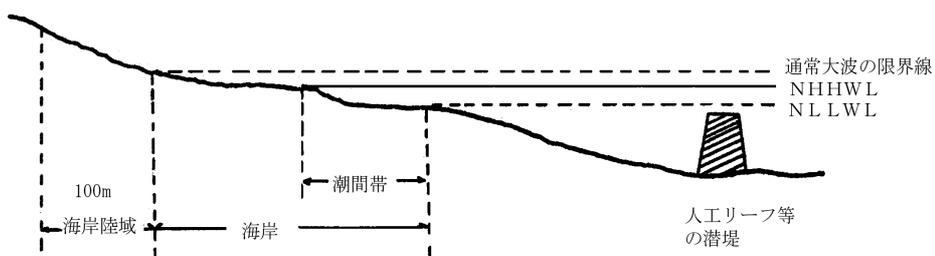
	区 分					コード
海	<p>自然海岸 海岸が人工によって 改変されないで自然の 状態を保持している海 岸。 ただし、海域に離岸堤 等の人工構築物（潜堤 は除く）がある場合は、 半自然海岸とする。 （図Ⅱ-6-1参照）</p>	海岸に浜が 発達してい る。	泥浜海岸	潜堤等	なし	110
					あり	111
			砂浜海岸	潜堤等	なし	120
					あり	121
			礫浜海岸	潜堤等	なし	125
					あり	126
			磯浜海岸	潜堤等	なし	130
					あり	131
	海岸に浜が発達してい ない（海食崖等）		潜堤等	なし	140	
	あり	141				
	<p>半自然海岸 道路、護岸、テトラポ ット等の人工構築物で 海岸の一部に人工が加 えられているが、潮間帯 においては自然の状態 を保持している海岸。 ただし、海岸に人工構 築物がない場合でも、海 域に離岸堤等の人工構 築物（潜堤は除く）が ある場合は、半自然海岸 とする。 また、人工海浜、人工 干潟等は、半自然海岸 とする。 （図Ⅱ-6-1参照）</p>	人工構築物 の前面に浜 が発達して いる。	泥浜海岸	離岸堤 消波堤 潜堤等	なし	210
					あり	211
			砂浜海岸	消波堤 潜堤等	なし	220
					あり	221
礫浜海岸		消波堤 潜堤等	なし	225		
			あり	226		
磯浜海岸		消波堤 潜堤等	なし	230		
			あり	231		
人工構築物の前面には 浜が発達していない		消波堤 潜堤等	なし	240		
あり		241				
人工海浜・人工干潟等		消波堤 潜堤等	なし	250		
あり	251					
岸	<p>人工海岸 海岸が、港湾、埋立、 浚渫、干拓等の土木工事 により著しく人工的に 改変された海岸（人為 によって造られた海岸）。 ただし、人工海浜、人 工干潟等は、半自然海岸 とする。 （図Ⅱ-6-1参照）</p>	埋立によっ てできた海 岸	直立護岸	離岸堤 消波堤 潜堤等	なし	310
					あり	311
		傾斜護岸	消波堤 潜堤等	なし	312	
				あり	313	
		干拓によっ てできた海 岸	直立護岸	消波堤 潜堤等	なし	320
					あり	321
		傾斜護岸	消波堤 潜堤等	なし	322	
				あり	323	
		上記以外の 土木工事 によって できた海 岸	直立護岸	消波堤 潜堤等	なし	330
					あり	331
		傾斜護岸	消波堤 潜堤等	なし	332	
				あり	333	
	河口部 河川法の規定（河川法適用外の河川にも準用）による「河川区 域」の最下流端を陸域の境とする。					410
海岸 陸域	自然地（樹林地、砂浜、断崖等の自然が人工によって著しく改変されな いで、自然の状態を保持している土地）					①
	農業地（水田、畑、牧野等の農業的な利用が行われている土地）					②
	市街地・工場地・その他（上記以外の土地 ただし、河口部は除く）					③
	河口部（水部及び堤防内の陸部）					④

① 自然海岸

ア. 海岸及び海域に人工構築物が全くない。



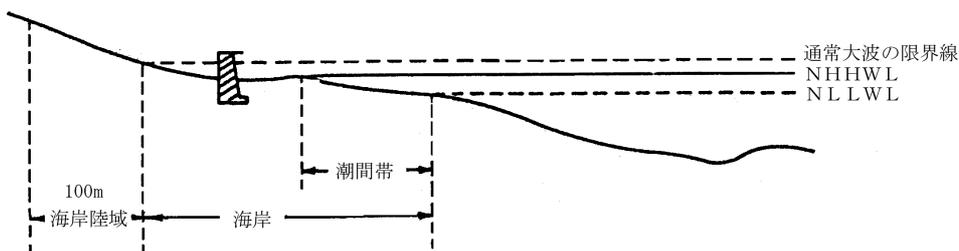
イ. 海岸には人工構築物はないが、海域に常時海面下に没している人工構築物（潜堤等）がある。



② 半自然海岸

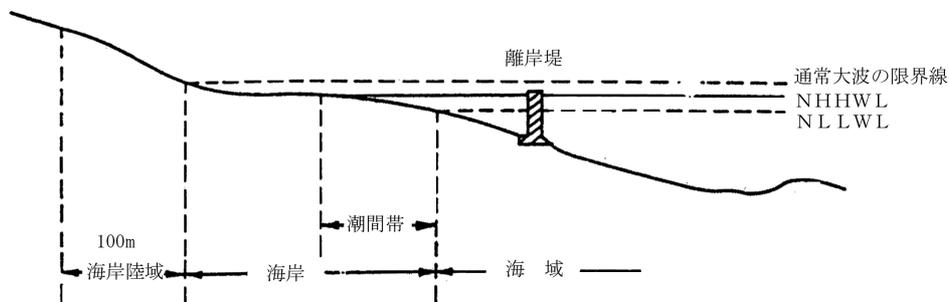
ア. 海岸に浜が発達している。

a. 海岸の一部に人工構築物があるが、潮間帯にはない。



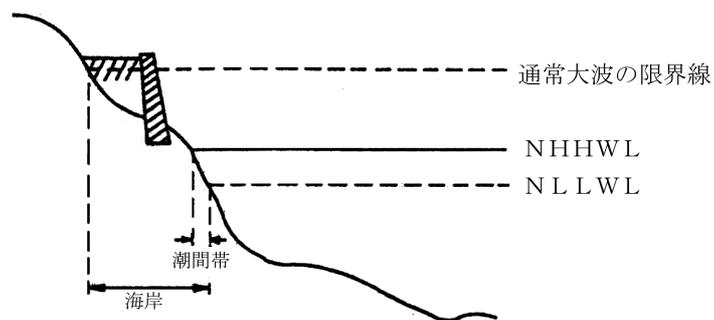
図Ⅱ-6-1(1) 自然海岸・半自然海岸・人工海岸の概念

- b. 海岸には人工構築物はないが、海域に海面上に出ている人工構築物（離岸堤等）がある。ただし、潜堤のように海面に没している人工構築物がある海岸は、自然海岸（①ーイ参照）とする。



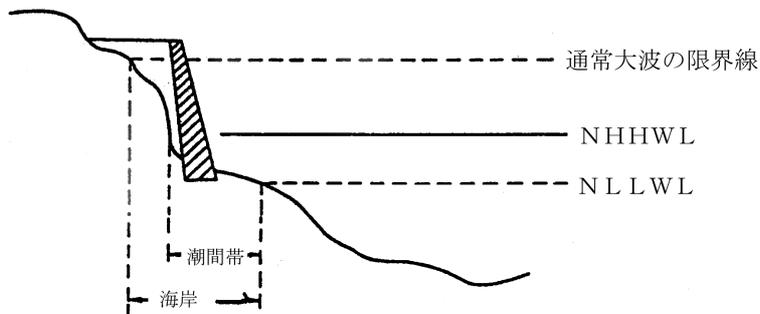
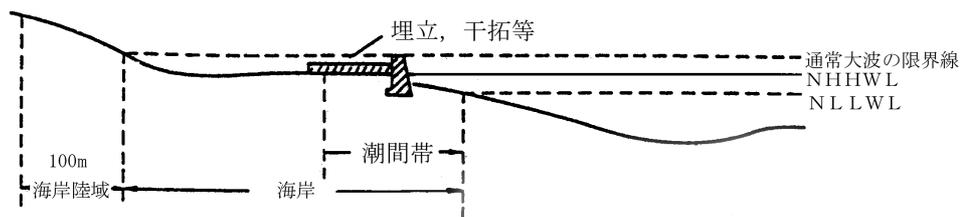
- イ. 海岸に浜が発達していない。

海岸の一部に人工構築物があるが、潮間帯にはない。



③ 人工海岸

潮間帯に人工構築物がある。



図Ⅱ-6-1(2) 自然海岸・半自然海岸・人工海岸の概念

4) 海辺環境総合解析

浅海域環境調査、海辺利用・法指定等状況調査、海岸改変状況調査等で得られたデータを都道府県単位でクロス集計し、海辺環境を表すのに有効な組み合わせを用いて海辺環境について把握した。

クロス集計にあたっては、干潟、藻場、造礁サンゴ、マングローブ林を除く調査結果が海岸(汀線)延長であるため、干潟、藻場、造礁サンゴ、マングローブ林は面積情報ではなくそれらが分布する計測区間の海岸(汀線)延長を用いた。

クロス集計の項目を、表Ⅱ-6-13に示す。

表Ⅱ-6-13 海辺環境クロス集計項目

		地形条件				生物相条件				港湾・漁港区域	海岸保全区域	自然公園・自然環境保全地域	鳥獣保護区	史跡・名勝・天然記念物	海洋性レクリエーションエリア	海岸陸域の土地利用	その他特記すべき地域	海岸区分	地形変化
		干潟	藻場	造礁サンゴ	マングローブ林														
地形条件	干潟					○	○	○	○							○		○	○
生物相条件	藻場					○	○	○	○							○		○	○
	造礁サンゴ					○	○	○	○							○		○	○
	マングローブ林					○	○	○	○							○		○	○
港湾・漁港区域		○	○	○	○					○						○		○	○
海岸保全区域		○	○	○	○					○						○		○	○
自然公園・自然環境保全地域		○	○	○	○	○	○									○		○	○
鳥獣保護区		○	○	○	○					○						○		○	○
史跡・名勝・天然記念物										○						○		○	○
海洋性レクリエーションエリア										○						○		○	○
海岸陸域の土地利用		○	○	○	○	○	○									○		○	○
その他特記すべき地域										○						○		○	○
海岸区分		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
地形変化		○	○	○	○	○	○									○		○	○

6.3 海辺生物調査

調査区域を都道府県ごとに設定し、潮上帯及び潮間帯の生物の目視調査を実施して、(1)海辺動物出現種リスト、(2)海辺植物出現種リスト、(3)都道府県別動植物調査結果の作成を行った。

ただし、本調査では、これらについての解析は行っていない。

Ⅲ. 調査結果

1. 浅海域分布調査

1.1 全国

全国の浅海域面積を、表Ⅲ－１－１に示す。

全国の浅海域面積は 1,290,068.4ha、そのうち海辺中部（潮間帯）は 159,615.9ha（12.37%）、海辺下部は 1,130,452.5ha（87.63%）である。

表Ⅲ－１－１ 全国の浅海域面積
(ha,%)

区 分	浅海域面積	割 合
浅 海 域	1,290,068.4	100.00
海辺中部	159,615.9	12.37
海辺下部	1,130,452.5	87.63

1.2 都道府県

都道府県別浅海域面積を、図Ⅲ－１－１に示す。

北海道の浅海域面積が 203,284.0ha（全国の浅海域面積の 15.76%）と最も大きく、次いで沖縄県（127,630.2ha 同 9.89%）が大きく、これらで全国の浅海域面積の 25.65%を占める。

浅海域面積が最も小さいのは山形県（4,189.0ha 全国の浅海域面積の 0.32%）で、次いで富山県（4,309.2ha 同 0.33%）、京都府（5,196.1ha 同 0.40%）、大阪府（5,897.2ha 同 0.46%）、鳥取県（6,565.6ha 同 0.51%）となっている。

浅海域面積は、いずれの都道府県でも海辺下部の浅海域面積が大きい。

1.3 海区・海域

1) 海 区

海区別浅海域面積を、図Ⅲ－１－２に示す。

東シナ海区の浅海域面積が 393,231.5ha（全国の浅海域面積の 30.48%）と最も大きく、次いで瀬戸内海区（266,227.5ha 同 20.64%）となっている。

浅海域面積が最も小さいのは日本海西区（39,604.0ha 同 3.07%）で、次いで太平洋南区（42,530.9ha 同 3.30%）となっている。

浅海域面積は、いずれの海区でも海辺下部の浅海域面積が大きい。

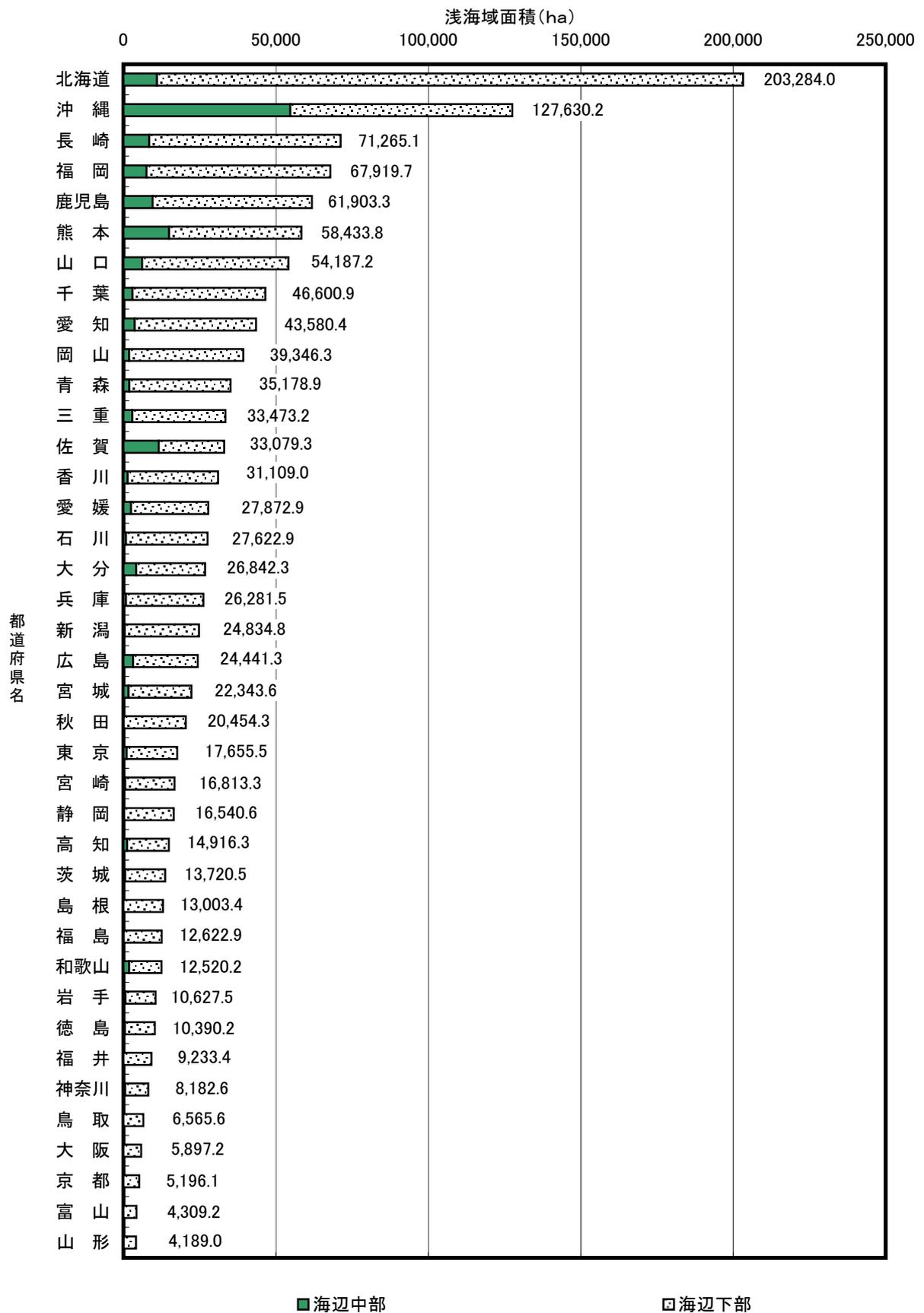
2) 海 域

海域別浅海域面積を、図Ⅲ－１－３に示す。

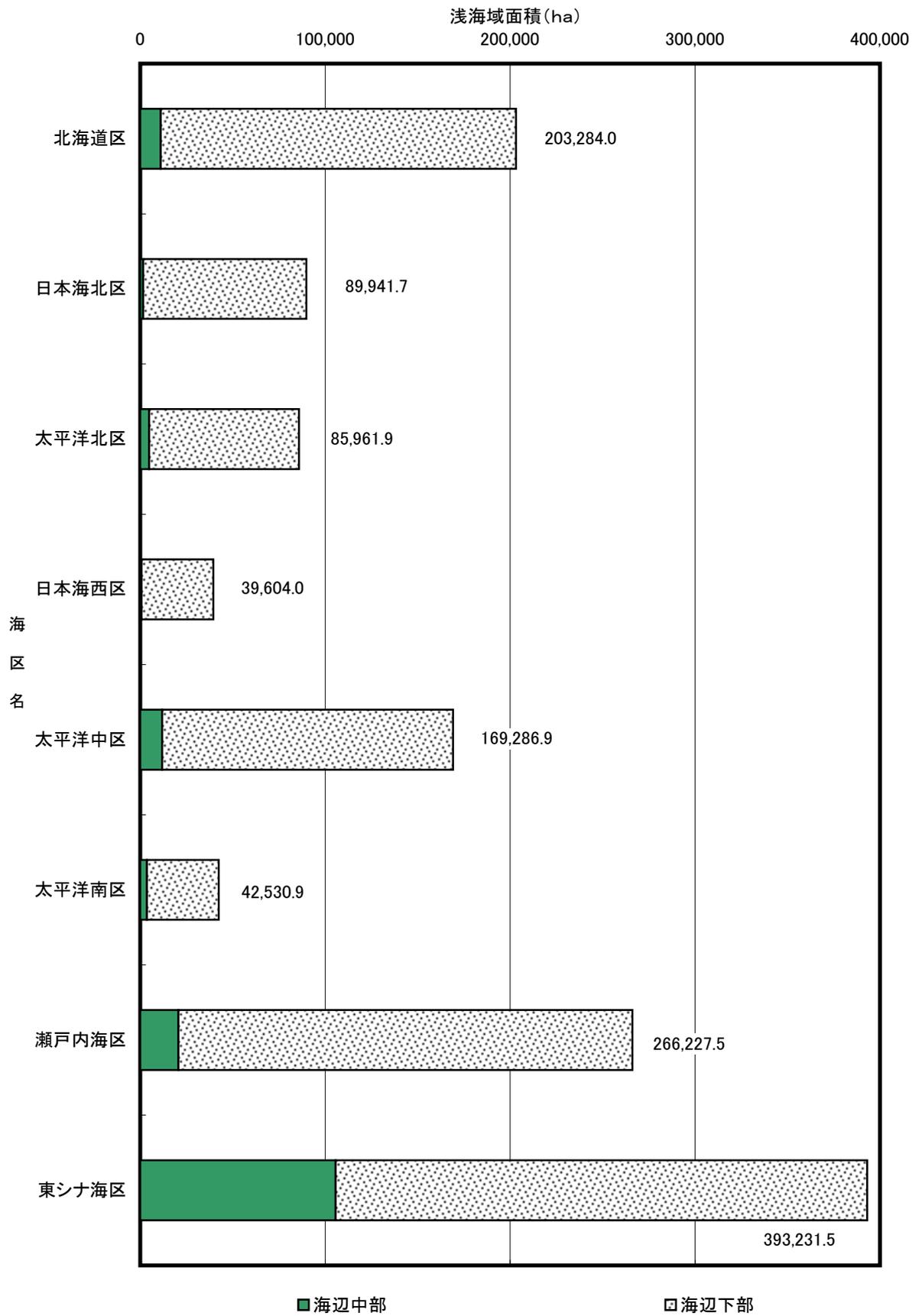
有明海の浅海域面積が 78,952.7ha(全国の浅海域面積の 6.12%)と最も大きく、次いで周防灘西 (73,205.7ha 同 5.67%)、沖縄島 (61,883.9ha 同 4.80%)、根室 (44,941.8ha 同 3.48%)、八重山列島 (44,907.5ha 同 3.48%) となっている。

浅海域面積が最も小さいのは大東諸島 (20.1ha 全国の浅海域面積の 0.00%) で、次いで尖閣列島 (442.8ha 同 0.03%)、伊豆七島南 (1,419.8ha 同 0.11%)、兵庫 (1,488.4ha 同 0.12%)、トカラ列島 (1,513.7ha 同 0.12%) となっている。

浅海域面積は、大東諸島を除くいずれの海域でも海辺下部の浅海域面積が大きい。



図Ⅲ-1-1 都道府県別浅海域面積



図Ⅲ-1-2 海区別浅海域面積

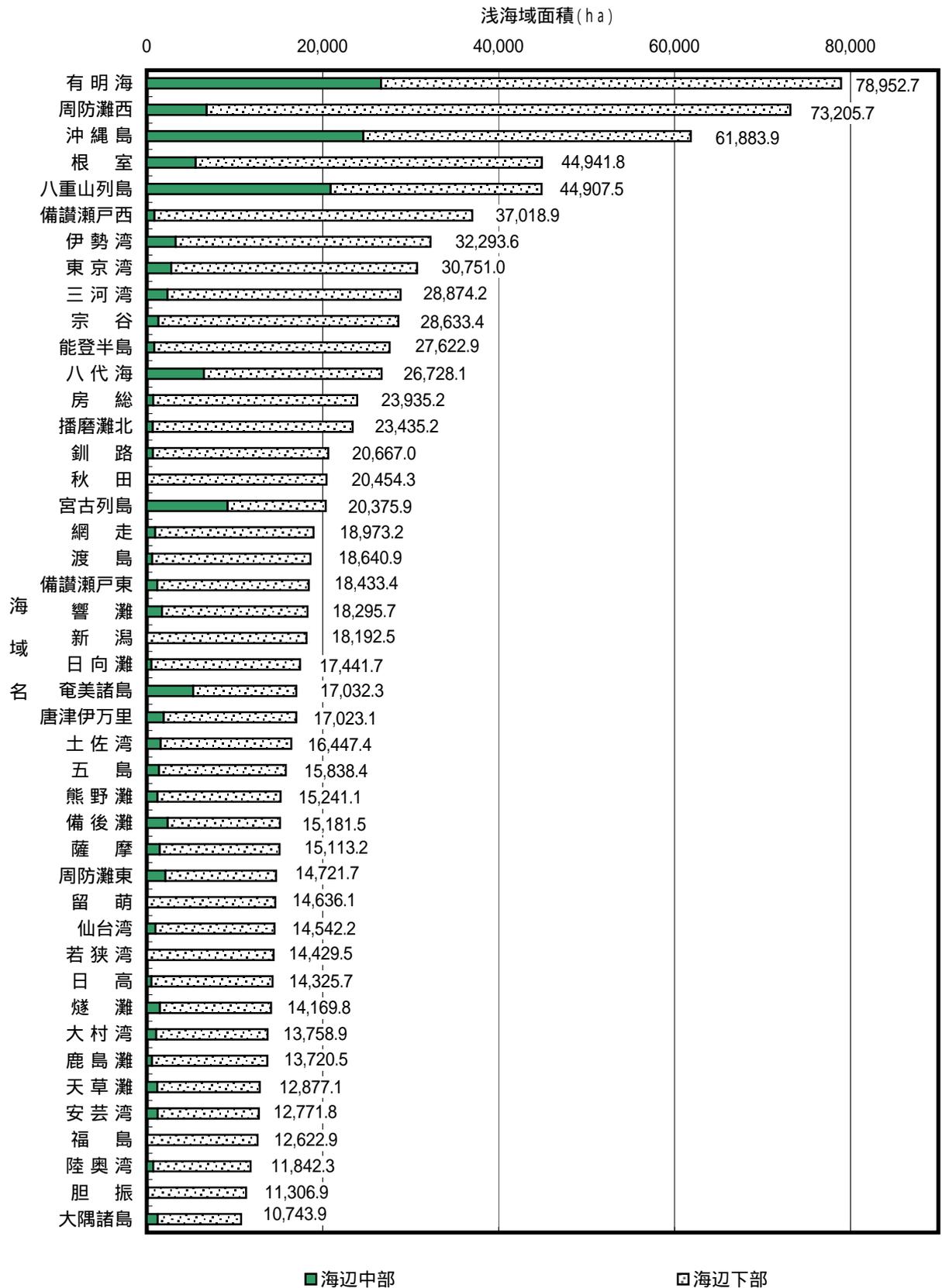


図 -1-3(1) 海域別浅海域面積(1)

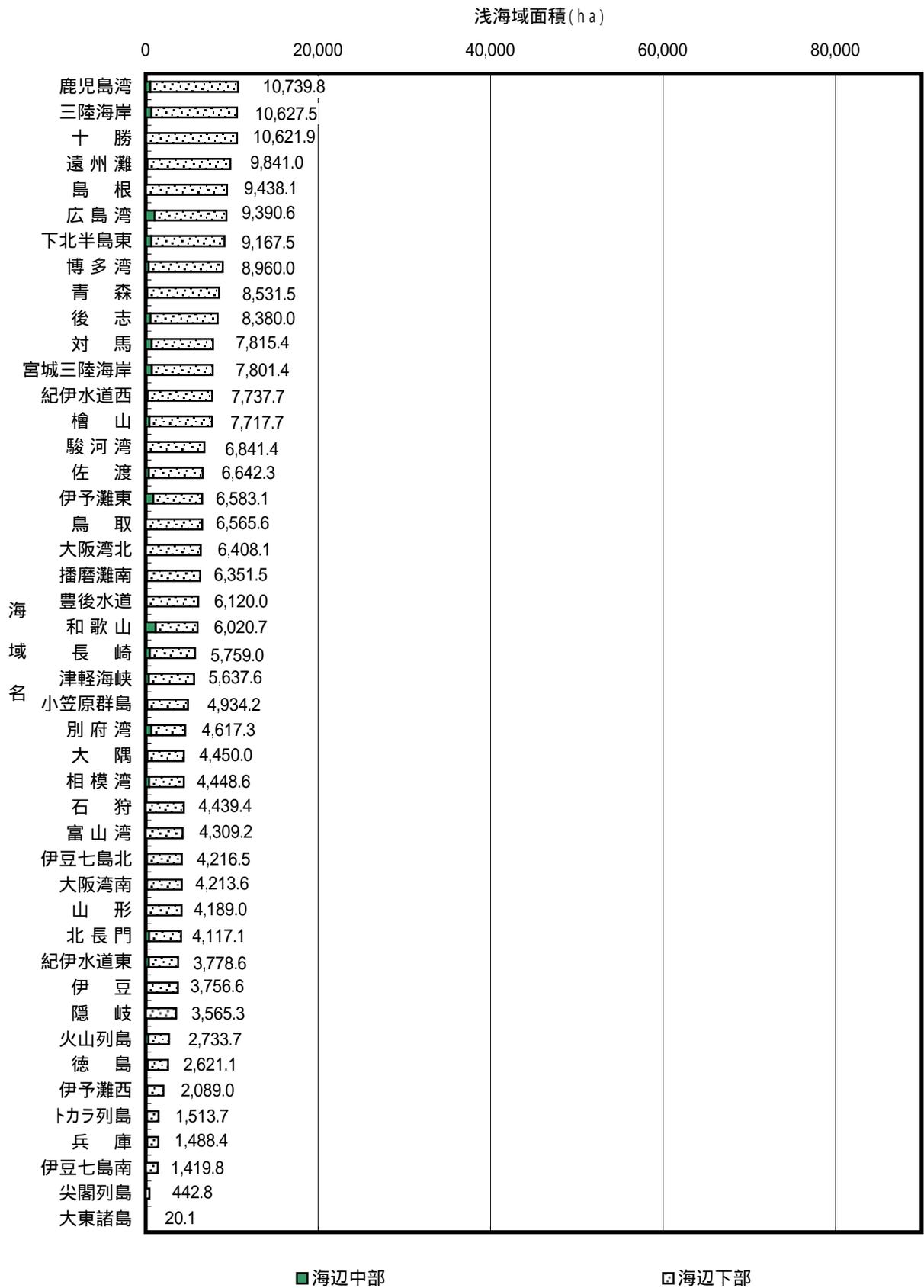


図 -1-3(2) 海域別浅海域面積(2)

2. 海辺環境調査

2.1 浅海域環境調査

1) 地形条件（干潟）

(1) 全 国

全国の干潟面積を、表Ⅲ－２－１に示す。

干潟のほとんどが浅海域内に分布する。浅海域内及び浅海域外を合わせた全国の干潟面積は 49,380.3ha、そのうち前浜が 31,499.8ha（全国の干潟面積の 63.79%）と最も大きく、次いで河口（15,515.5ha 同 31.42%）となっている。潟湖、人工干潟は、わずかである。

なお、浅海域外干潟とは、海岸より離れた沖合いにある水深 10mより深い中洲等に位置する干潟のことである。

全国の浅海域内干潟面積は 47,181.8ha、そのうち前浜が 31,383.0ha（全国の浅海域内干潟面積の 66.52%）と最も大きく、次いで河口（13,455.7ha 同 28.52%）となっている。

全国の浅海域外干潟面積は 2,198.5ha で、そのうちのほとんどを河口（2,059.8ha 全国の浅海域外干潟面積の 93.69%）が占めている。

表Ⅲ－２－１(1) 全国の干潟面積（浅海域内・外）

						(ha,%)
	前 浜	河 口	潟 湖	人工干潟	その他	合 計
面 積	31,499.8	15,515.5	1,335.0	157.4	872.6	49,380.3
割 合	63.79	31.42	2.70	0.32	1.77	100.00

注 1) その他：複数種の分布を含む。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

表Ⅲ－２－１(2) 全国の干潟面積（浅海域内）

						(ha,%)
	前 浜	河 口	潟 湖	人工干潟	その他	合 計
面 積	31,383.0	13,455.7	1,314.1	157.4	871.6	47,181.8
割 合	66.52	28.52	2.79	0.33	1.85	100.00

注 1) その他：複数種の分布を含む。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

表Ⅲ－２－１(3) 全国の干潟面積（浅海域外）

						(ha,%)
	前 浜	河 口	潟 湖	人工干潟	その他	合 計
面 積	116.8	2,059.8	20.9	0.0	1.0	2,198.5
割 合	5.31	93.69	0.95	0.00	0.05	100.00

注 1) その他：複数種の分布を含む。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

① 浅海域内・外

浅海域内及び浅海域外を合わせた都道府県別干潟面積を、図Ⅲ－２－１に示す。

有明海を有する熊本県（10,337.6ha 全国の干潟面積の 20.93%）、佐賀県（9,585.9ha 同 19.41%）の干潟面積が大きく、これらで全国の干潟の 40.35% を占める。次いで、福岡県（4,323.9ha 同 8.76%）、長崎県（3,916.6ha 同 7.93%）大分県（3,728.9ha 同 7.55%）となっている。

これらのうち、長崎県は河口、その他の県は前浜が多い。

② 浅海域内

浅海域内の都道府県別干潟面積を、図Ⅲ－２－２に示す。

有明海を有する熊本県（10,208.0ha 全国の浅海域内干潟面積の 21.64%）、佐賀県（9,544.8ha 同 20.23%）の干潟面積が大きく、これらで全国の浅海域内干潟の 41.87%を占める。次いで、福岡県（4,314.8ha 同 9.15%）、長崎県（3,829.7ha 同 8.12%）大分県（3,648.8ha 同 7.73%）となっている。

これらのうち、長崎県は河口、その他の県は前浜が多い。

③ 浅海域外

浅海域外の都道府県別干潟面積を、図Ⅲ－２－３に示す。

宮崎県の干潟面積が 615.2ha（全国の浅海域外干潟面積の 27.98%）と最も大きく、次いで山口県（341.0ha 同 15.51%）、愛媛県（218.9ha 同 9.96%）、三重県（199.0ha 同 9.05%）、香川県（157.2ha 同 7.15%）となっている。

これら 5 県は、いずれも河口が多い。

(3) 海区・海域

① 海区

a. 浅海域内・外

浅海域内及び浅海域外を合わせた海區別干潟面積を、図Ⅲ－２－４に示す。

東シナ海区の干潟面積が 29,507.1ha（全国の干潟面積の 59.75%）と最も大きく、次いで瀬戸内海区（11,710.2ha 同 23.71%）の干潟面積が大きく、これらで全国の干潟の 83.47%を占める。

ほとんどの海区で、前浜が多い。

b. 浅海域内

浅海域内の海區別干潟面積を、図Ⅲ－２－５に示す。

東シナ海区の干潟面積が 29,137.1ha（全国の浅海域内干潟面積の 61.75%）

と最も大きく、次いで瀬戸内海区（10,759.7ha 同 22.80%）の干潟面積が大きく、これらで全国の浅海域内干潟の 84.56%を占める。

ほとんどの海区で、前浜が多い。

c. 浅海域外

浅海域外の海区別干潟面積を、図Ⅲ－２－６に示す。

瀬戸内海区の干潟面積が 950.5ha（全国の浅海域内干潟面積の 43.23%）と最も大きく、次いで太平洋南区（590.5ha 同 26.86%）、東シナ海区（370.0ha 同 16.83%）、太平洋中区（285.6ha 同 12.99%）となっている。

これらの海区は、いずれも河口が多い。

② 海 域

a. 浅海域内・外

浅海域内及び浅海域外を合わせた海域別干潟面積を、図Ⅲ－２－７に示す。

有明海の干潟面積が 20,390.7ha（全国の干潟面積の 41.29%）と最も大きく、次いで周防灘西（6,532.4ha 同 13.23%）、八代海（4,082.5ha 同 8.27%）となっており、これらで全国の干潟の 62.79%を占める。

前浜が多い傾向があるが、河口が多い海域もみられる。

b. 浅海域内

浅海域内の海域別干潟面積を、図Ⅲ－２－８に示す。

有明海の干潟面積が 20,236.8ha（全国の浅海域内干潟面積の 42.89%）と最も大きく、次いで周防灘西（6,274.6ha 同 13.30%）、八代海（3,988.8ha 同 8.45%）となっており、これらで全国の浅海域内干潟の 64.64%を占める。

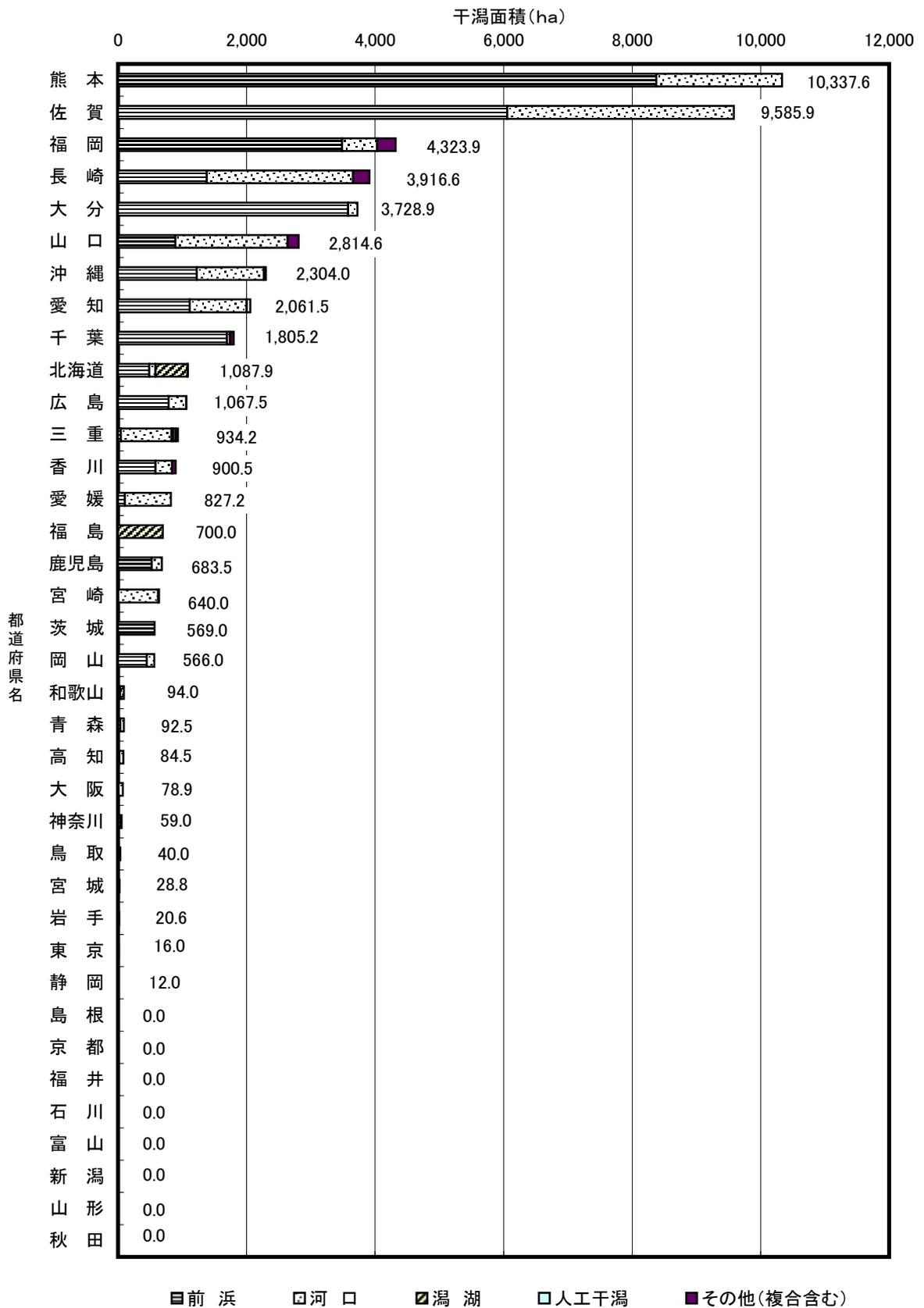
前浜が多い傾向があるが、河口が多い海域もみられる。

c. 浅海域外

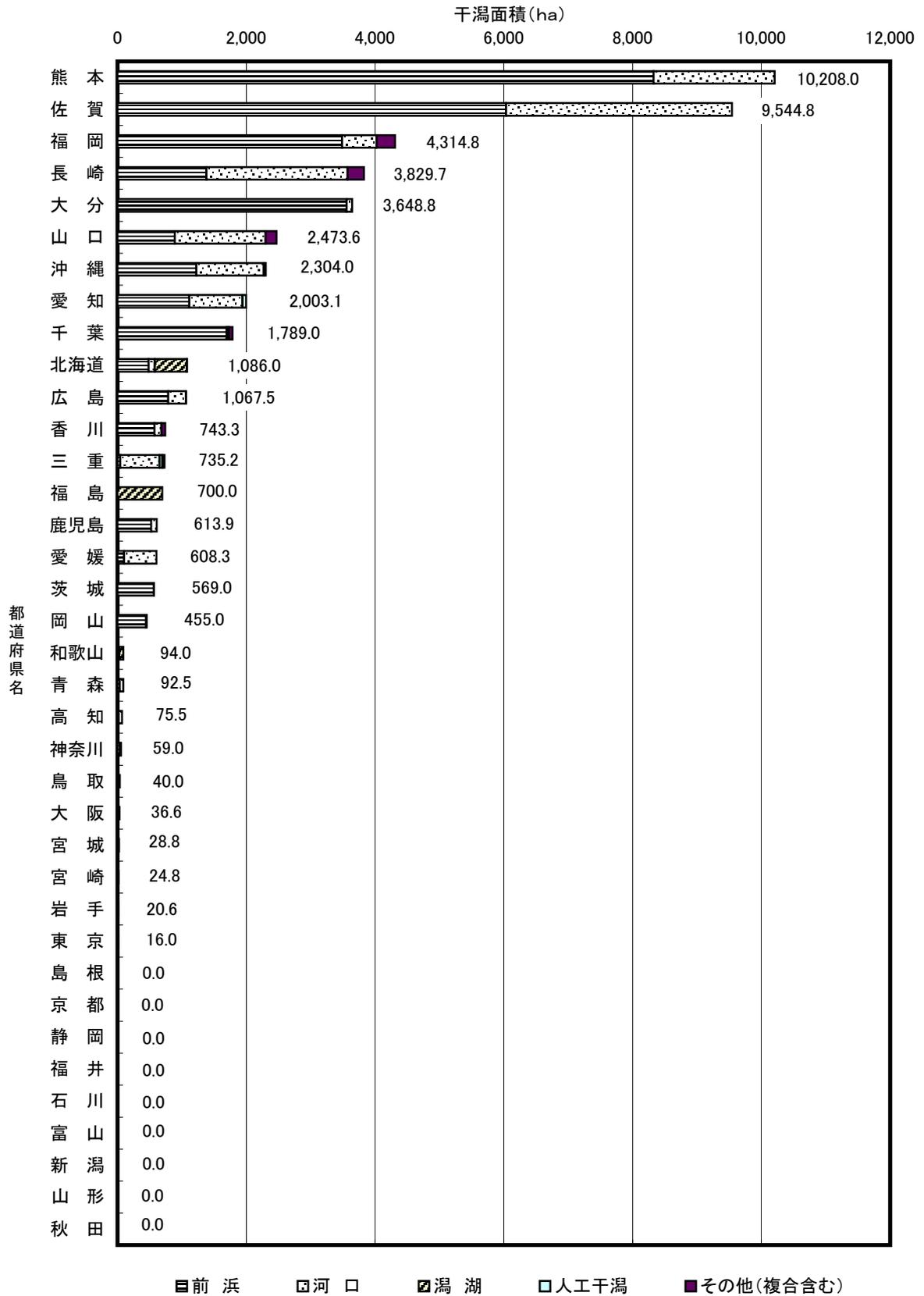
浅海域外の海域別干潟面積を、図Ⅲ－２－９に示す。

日向灘の干潟面積が 581.5ha（全国の浅海域外干潟面積の 26.45%）と最も大きく、次いで周防灘西（257.8ha 同 11.73%）、伊勢湾（244.7ha 同 11.13%）、燧灘（173.8ha 同 7.91%）、有明海（153.9ha 同 7.00%）、備讃瀬戸西（152.9ha 同 6.95%）となっている。

ほとんどの海域で、河口が多い。



図Ⅲ-2-1 都道府県別干潟面積(浅海域内・外)



図Ⅲ-2-2 都道府県別干潟面積(浅海域内)

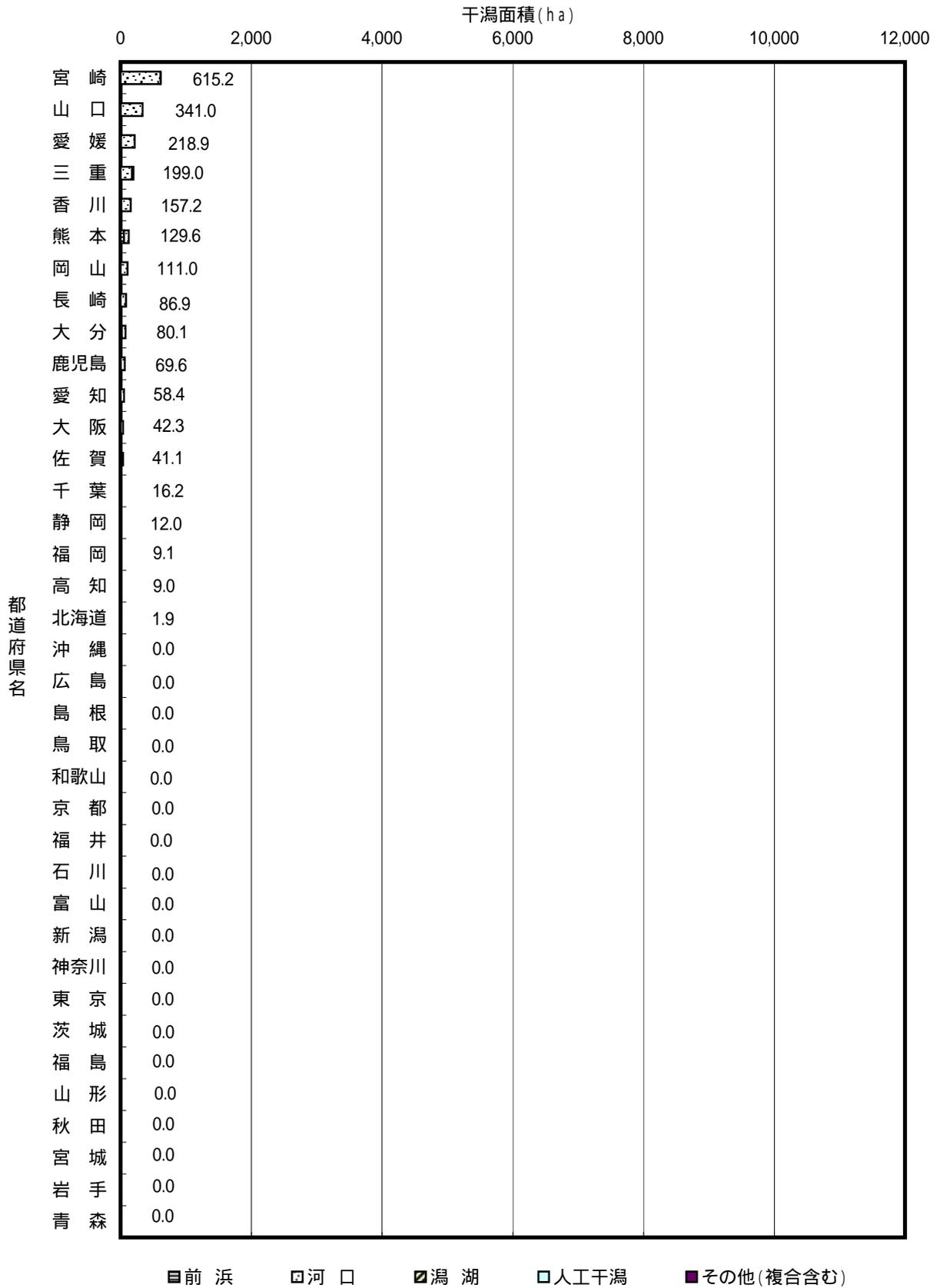
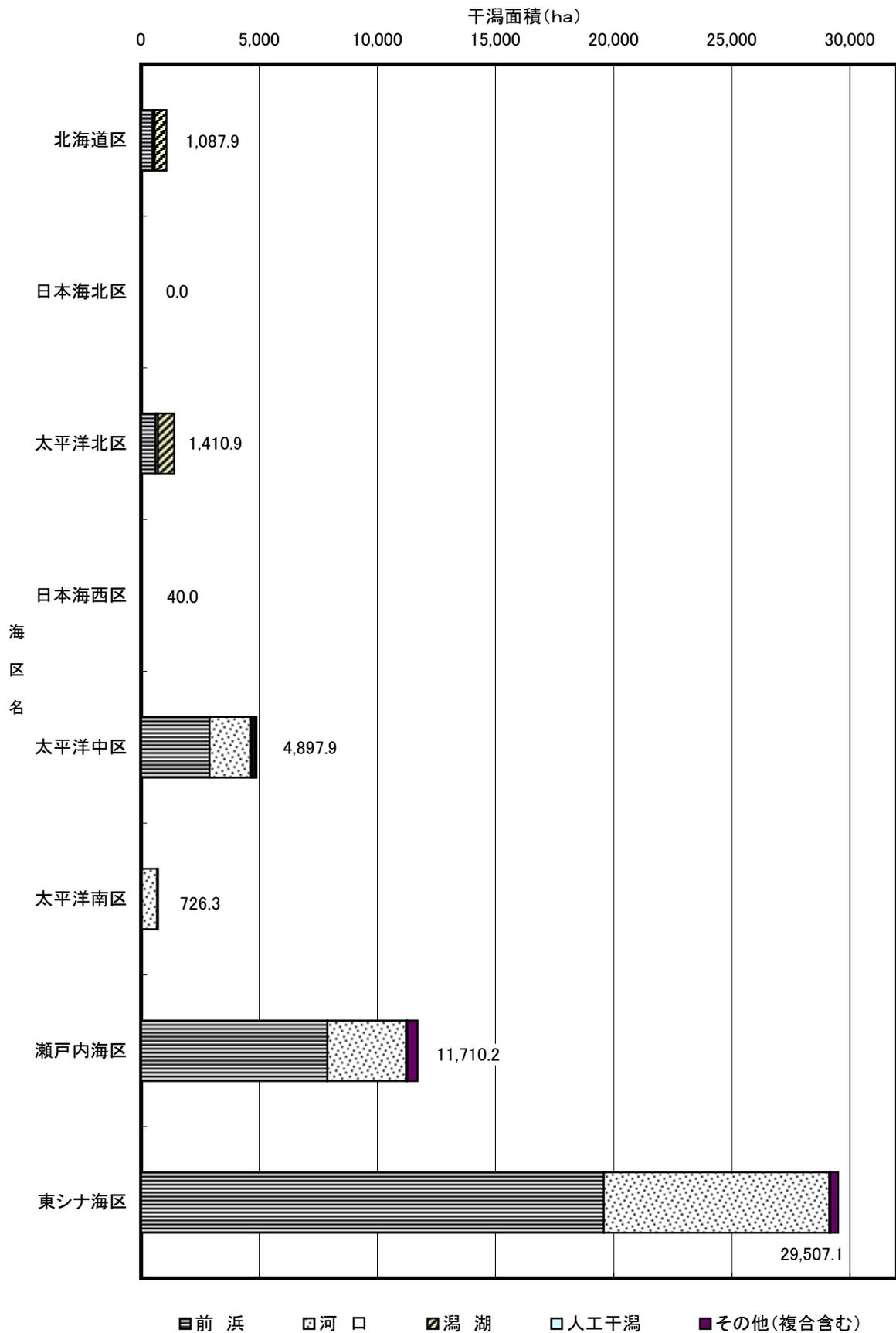
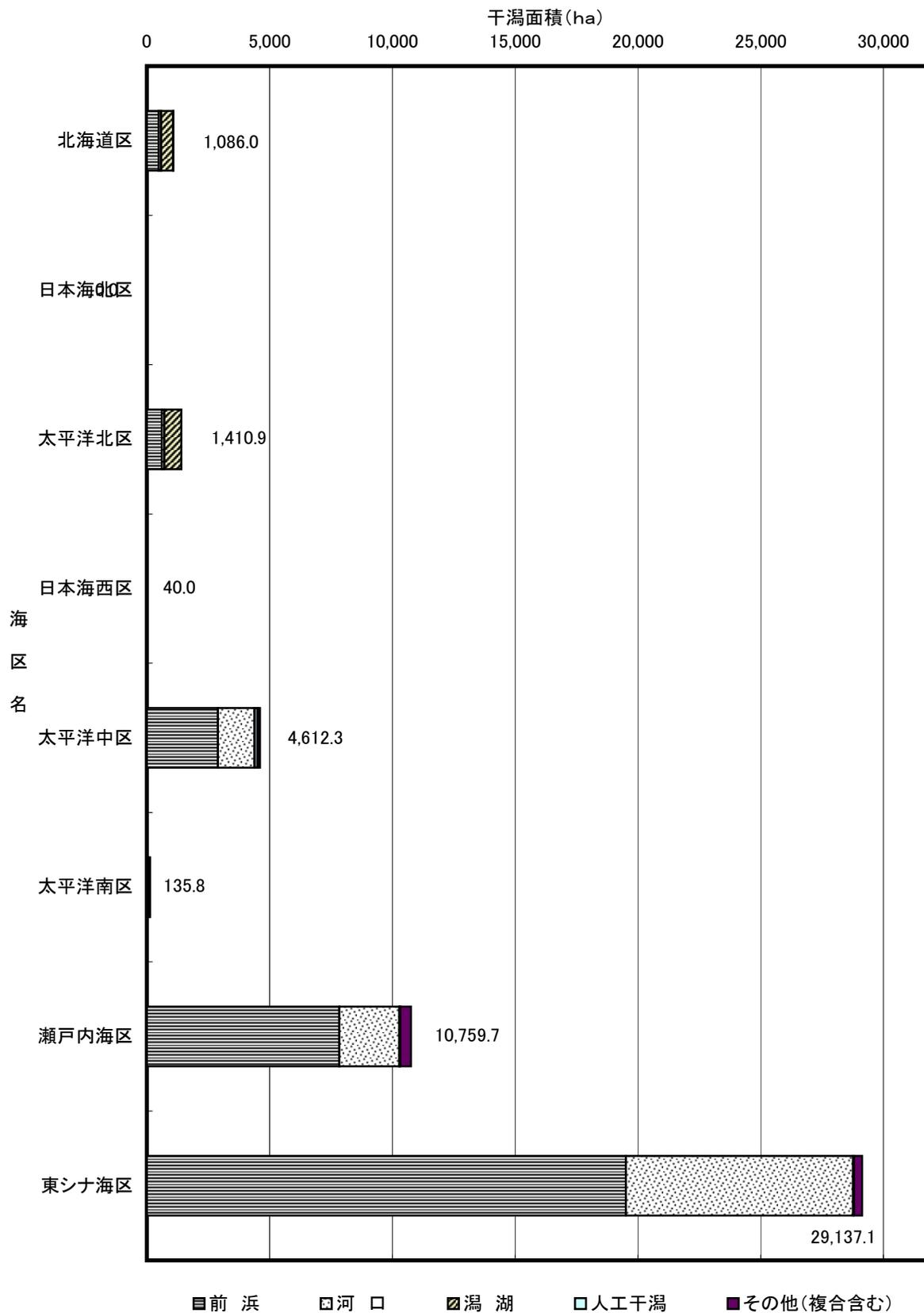


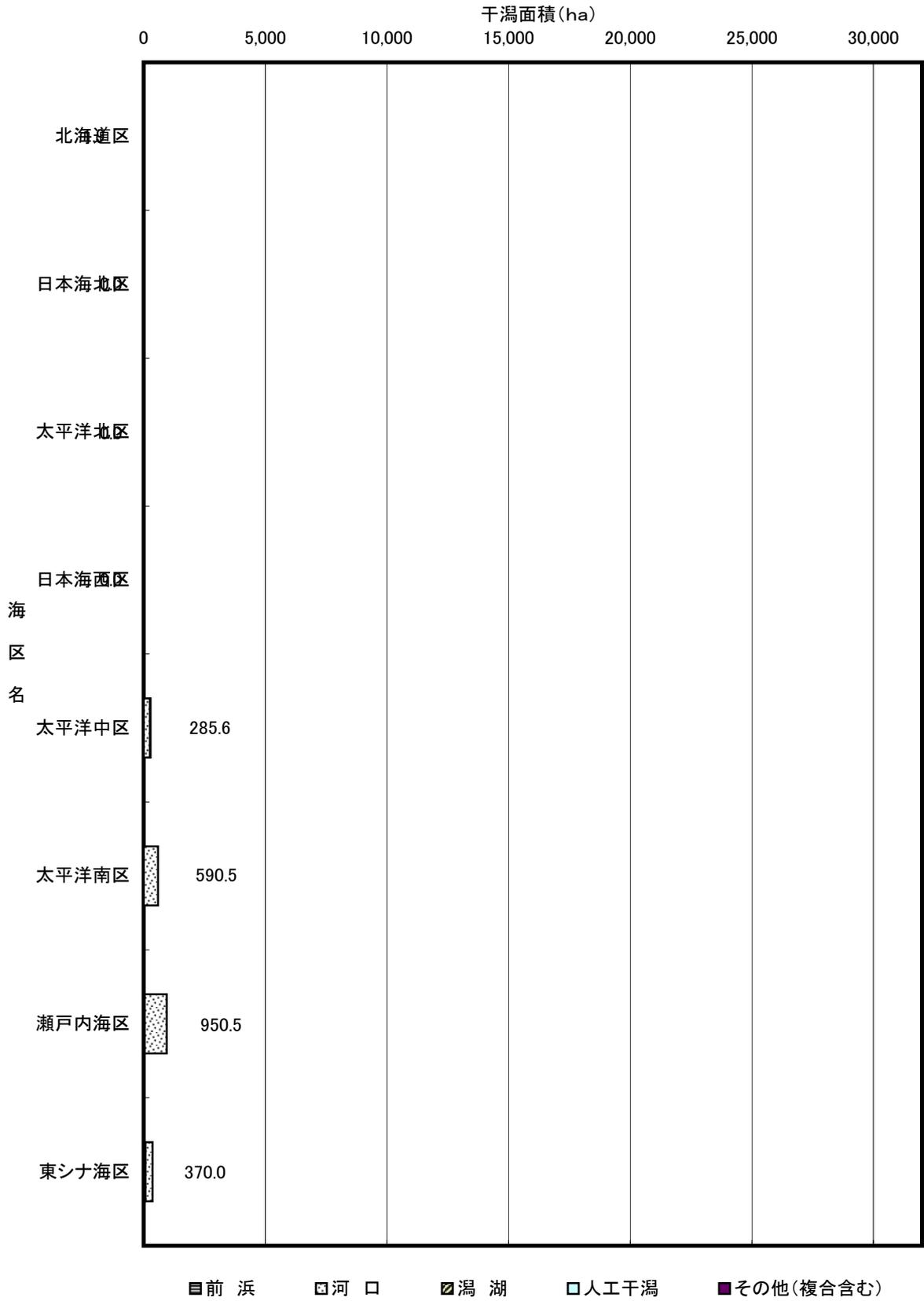
図 -2-3 都道府県別干潟面積(浅海域外)



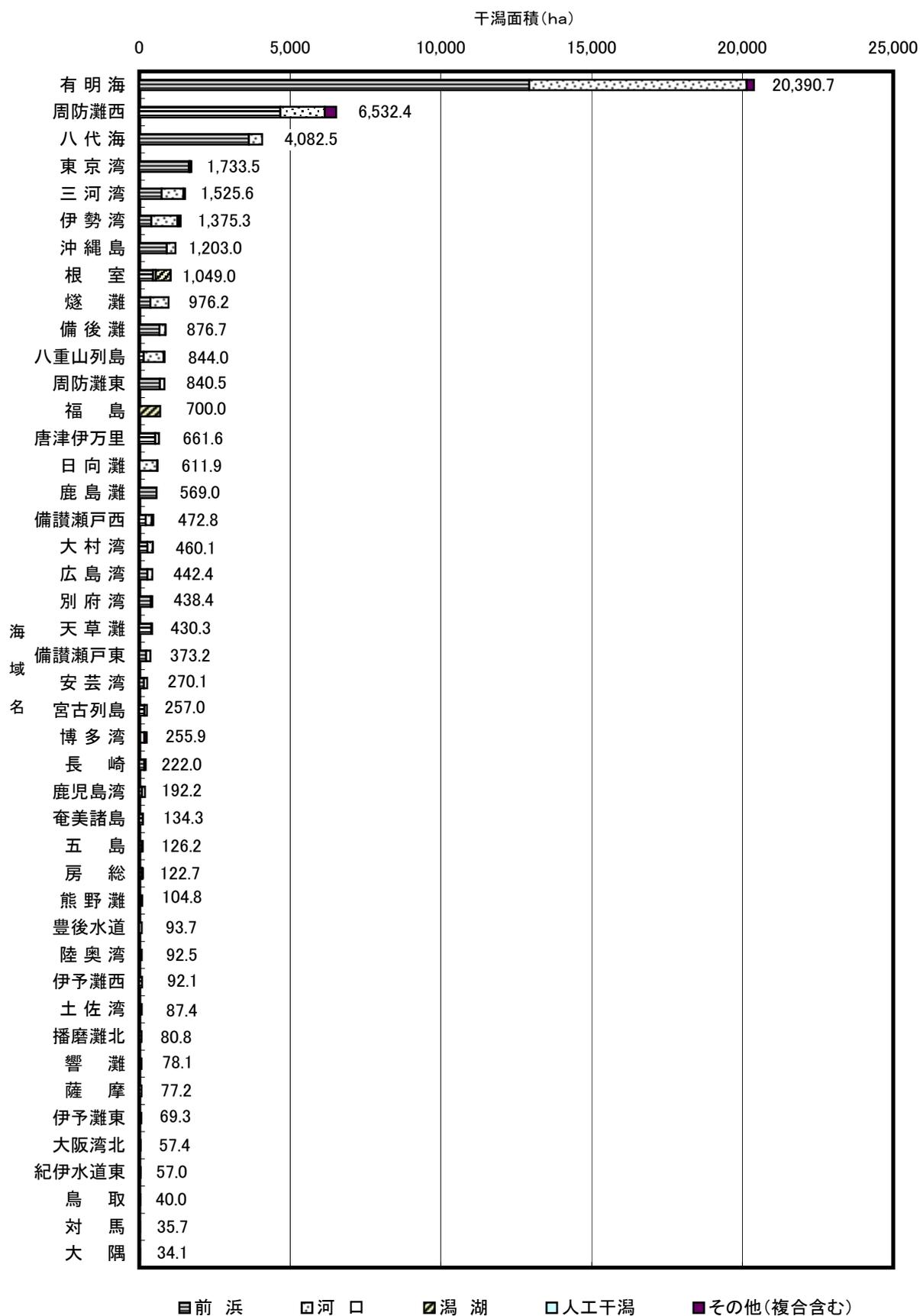
図Ⅲ-2-4 海区別干潟面積(浅海域内・外)



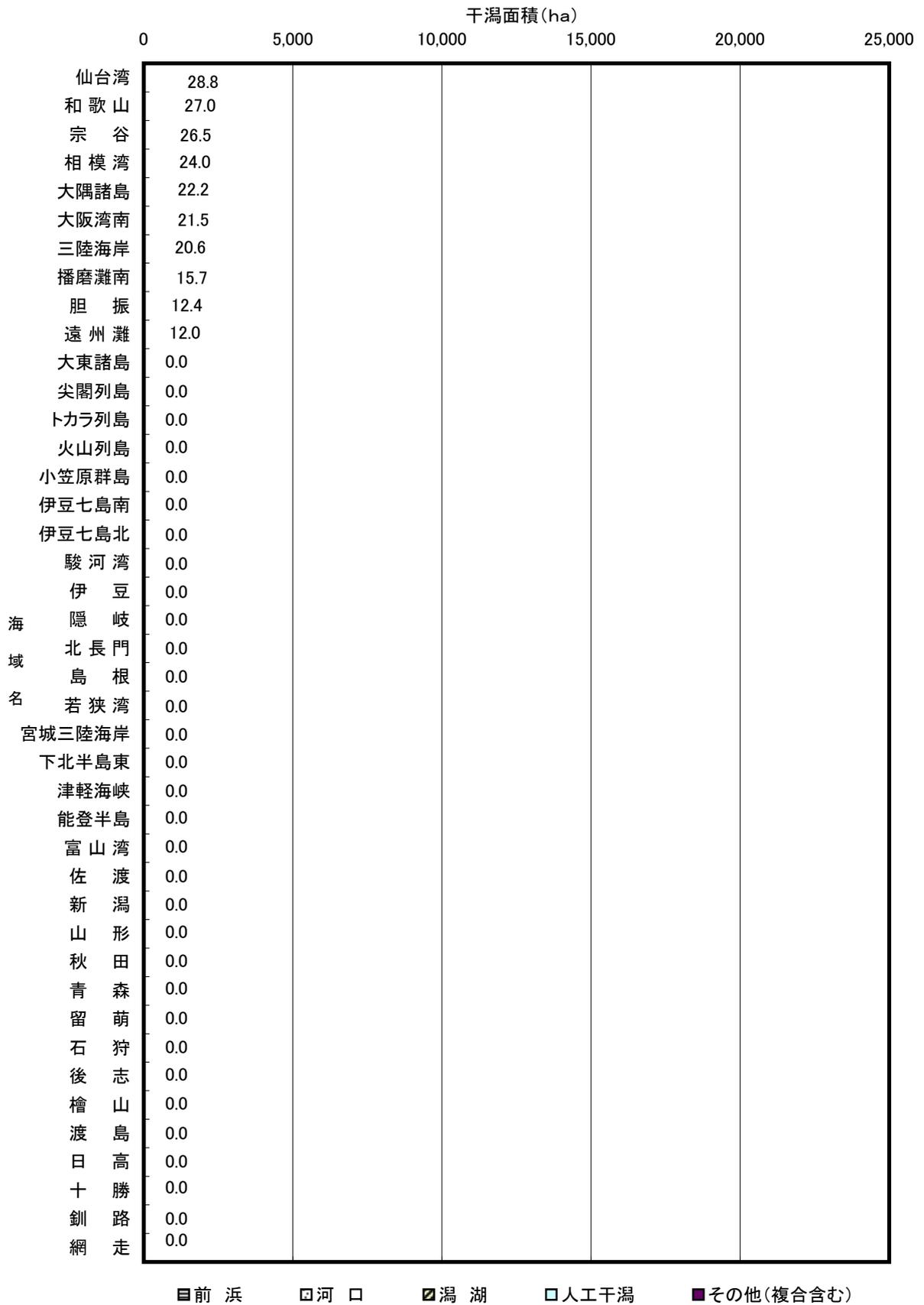
図Ⅲ-2-5 海区別干潟面積(浅海域内)



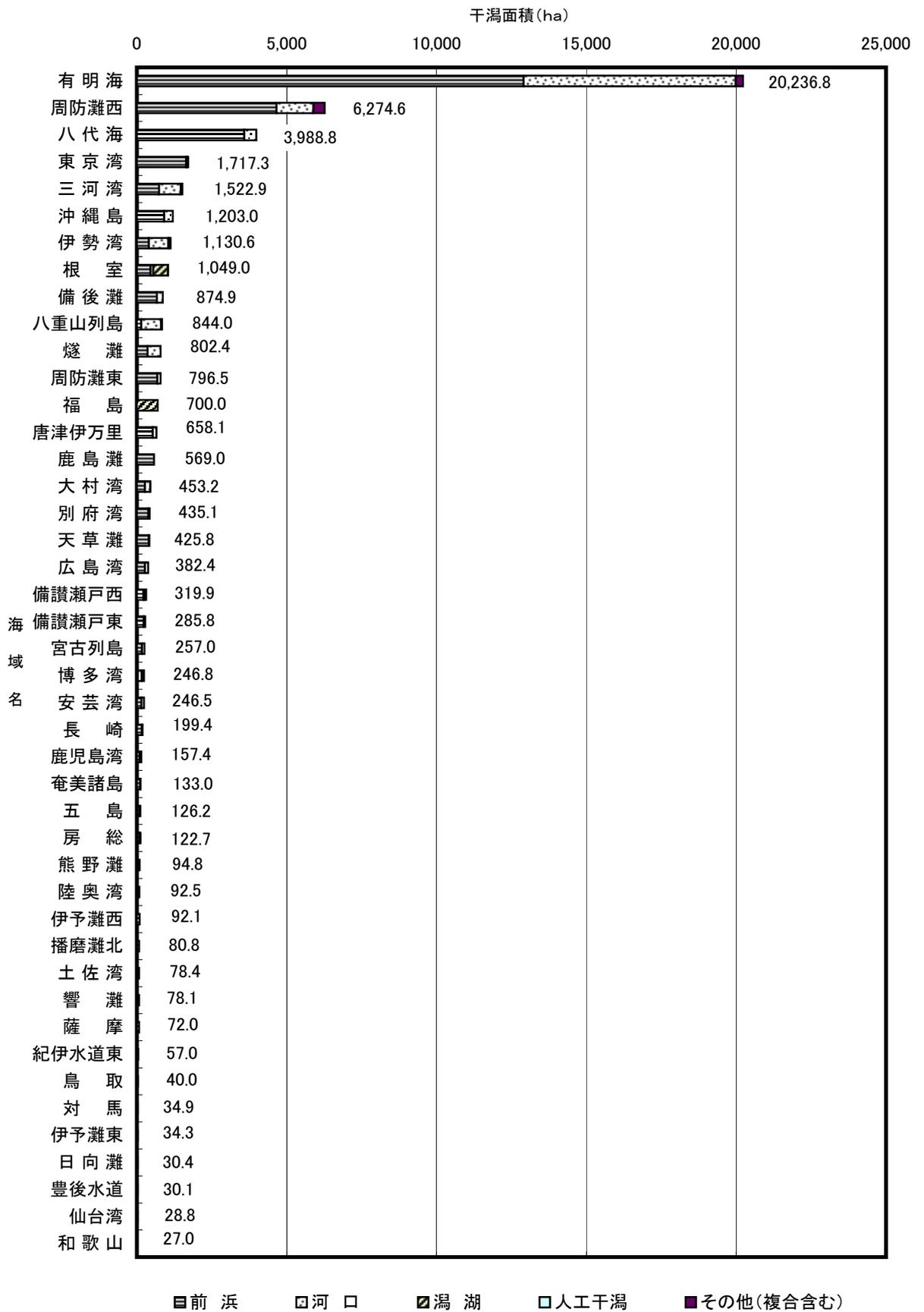
図Ⅲ-2-6 海区別干潟面積(浅海域外)



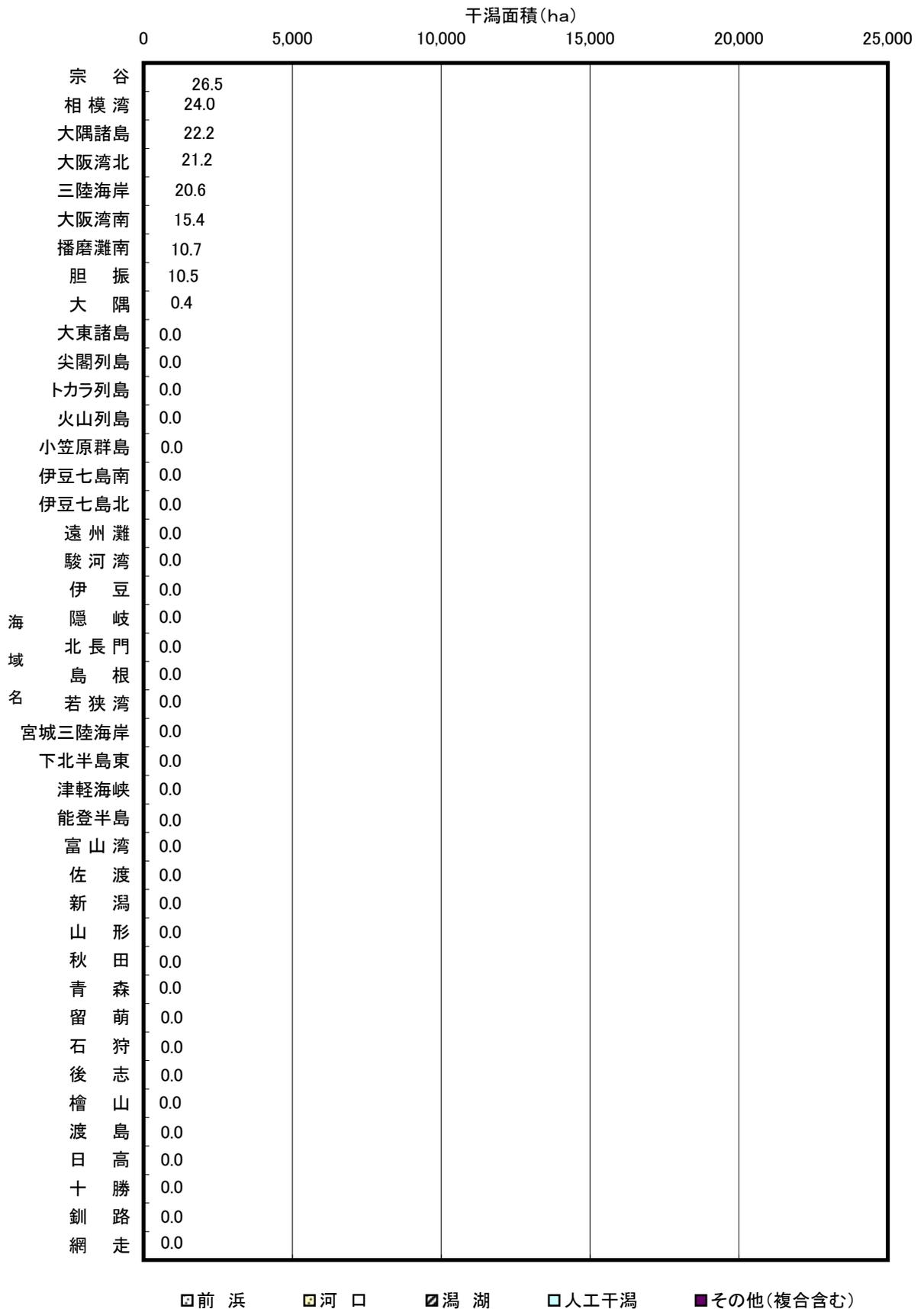
図Ⅲ-2-7(1) 海域別干潟面積(浅海域内・外 1)



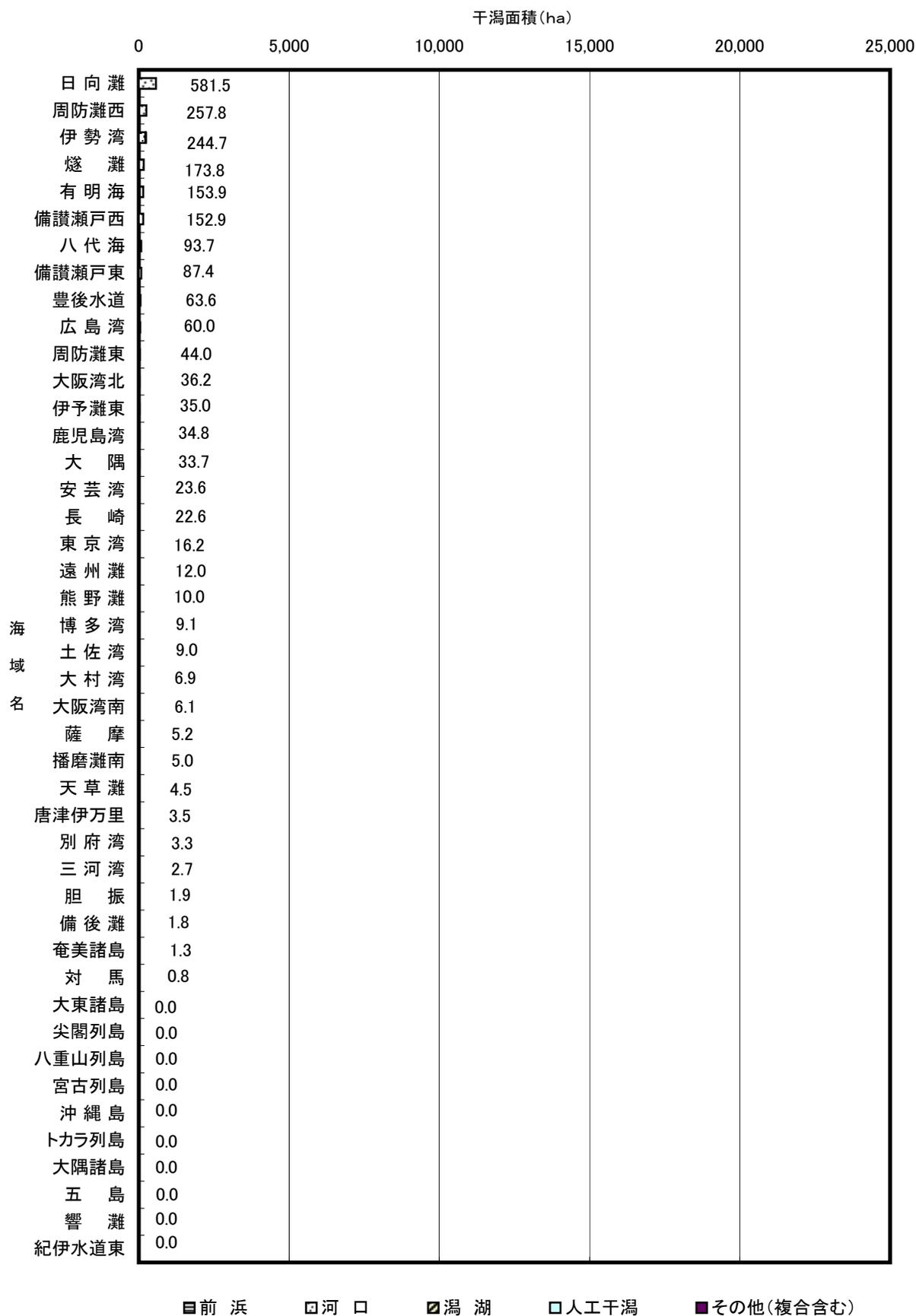
図Ⅲ-2-7(2) 海域別干潟面積(浅海域内・外 2)



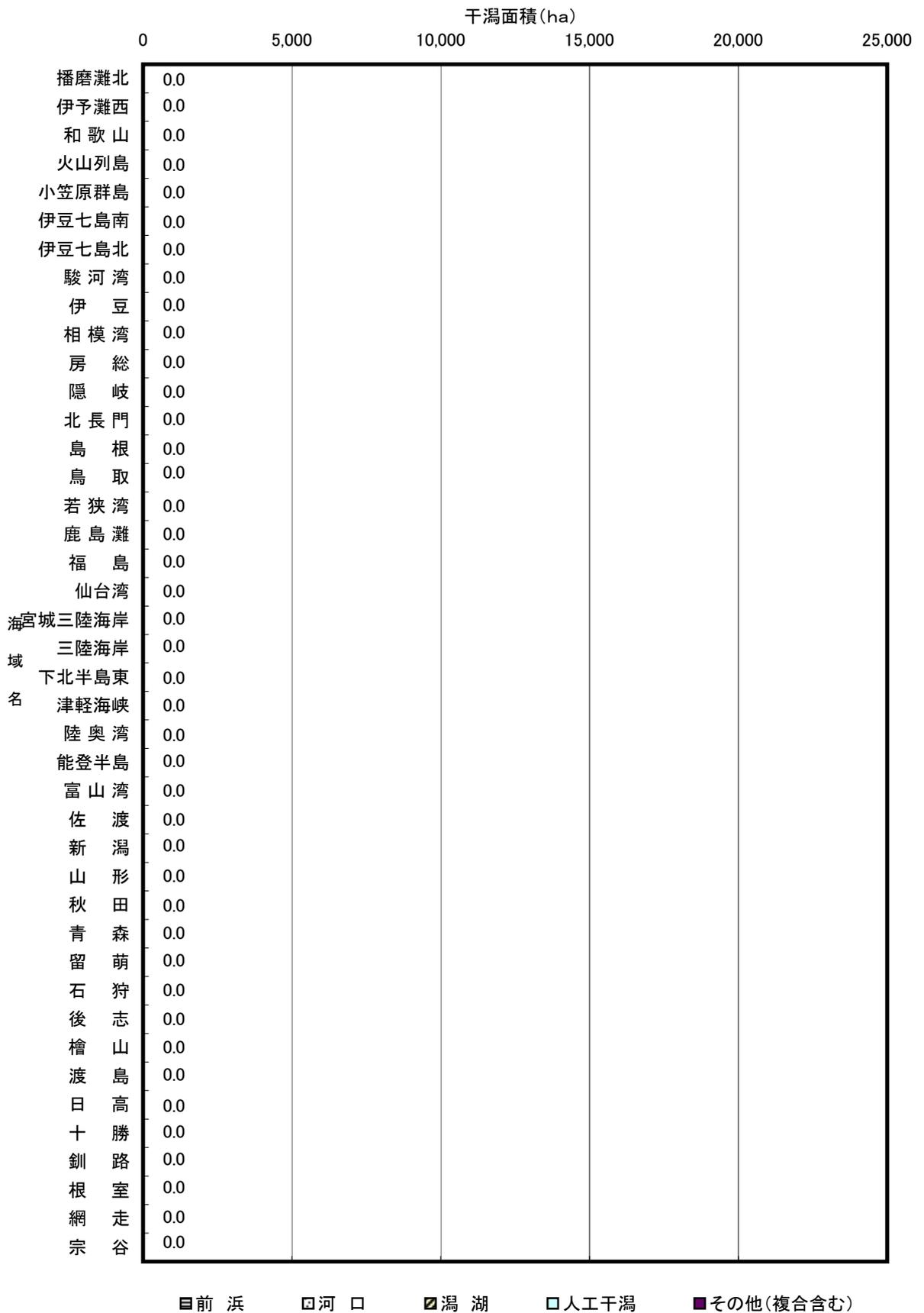
図Ⅲ-2-8(1) 海域別干潟面積(浅海域内 1)



図Ⅲ-2-8(2) 海域別干潟面積(浅海域内 2)



図Ⅲ-2-9(1) 海域別干潟面積(浅海域外 1)



図Ⅲ-2-9(2) 海域別干潟面積(浅海域外 2)

2) 生物相条件（藻場、造礁サンゴ、マングローブ林）

(1) 藻 場（浅海域内）

① 全 国

全国の藻場面積を、表Ⅲ－２－２に示す。

全国の藻場面積は 142,459.0ha で、複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が 52,493.8ha（全国の藻場面積の 36.85%）と最も大きく、次いでアマモ場（25,842.6ha 同 18.14%）、ガラモ場（25,577.8ha 同 17.95%）となっている。

表Ⅲ－２－２ 全国の藻場面積

(ha,%)

	アマモ場	ガラモ場	コンブ場	アラメ・カジメ場	ワカメ場
面 積	25,842.6	25,577.8	20,413.5	10,201.3	3,773.0
割 合	18.14	17.95	14.33	7.16	2.65
	テングサ場	アオサ・アオノリ場	その他	不 明	合 計
面 積	1,811.4	2,316.6	52,493.8	29.0	142,459.0
割 合	1.27	1.63	36.85	0.02	100.00

注 1) その他：複数種の生育を含む。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

② 都道府県

都道府県別藻場面積を、図Ⅲ－２－10 に示す。

北海道の藻場面積が 31,875.6ha（全国の藻場面積の 22.38%）と最も大きく、次いで石川県（9,423.5ha 同 6.61%）、長崎県（8,393.9ha 同 5.89%）、静岡県（7,906.0ha 同 5.55%）、青森県（7,888.5ha 5.54%）となっている。

北海道はコンブ場、石川県はガラモ場、長崎県、静岡県、青森県は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が多い。

藻場面積が最も小さいのは大阪府（36.8ha 全国の藻場面積の 0.03%）で、次いで茨城県（217.0ha 同 0.15%）、京都府（257.0ha 同 0.18%）、福島県（298.0ha 同 0.21%）、山形県（316.1ha 同 0.22%）となっている。

③ 海区・海域

a. 海区

海区别藻場面積を、図Ⅲ－２－１１に示す。

北海道区の藻場面積が 31,875.6ha（全国の藻場面積の 22.38%）と最も大きく、次いで東シナ海区（28,313.3ha 同 19.87%）、日本海北区（23,198.0ha 同 16.28%）、太平洋中区（21,826.7ha 同 15.32%）となっている。

北海道区はコンブ場、東シナ海区、太平洋中区は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」、日本海北区はガラモ場が多い。

太平洋南区（2,891.4ha 同 2.03%）は、藻場面積が最も小さい。

b. 海域

海域別藻場面積を、図Ⅲ－２－１２に示す。

能登半島の藻場面積が 9,423.5ha（全国の藻場面積の 6.61%）と最も大きく、次いで根室（8,316.2ha 同 5.84%）、熊野灘（5,584.4ha 同 3.92%）、宗谷（5,194.1ha 同 3.65%）、響灘（5,044.0ha 同 3.54%）となっている。

能登半島はガラモ場、根室はアマモ場、宗谷はコンブ場が多く、熊野灘、響灘は複数種の海藻・海草が生育する区域を含む「その他」が多い。

(2) 造礁サンゴ（浅海域内）

① 全国

全国の造礁サンゴ面積を、表Ⅲ－２－３に示す。

非サンゴ礁海域とはトカラ列島小宝島以北、サンゴ礁海域とはトカラ列島子宝島以南の海域をいう。

非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積は 1,814.2ha で、複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が 825.4ha（全国の非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積の 45.50%）と最も大きく、次いで卓状サンゴが 728.2ha（同 40.14%）となっている。

サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積は 33,531.1ha で、種が不明なものを除くと、複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が 2,890.7ha（全国のサンゴ礁海域の造礁サンゴ面積の 8.62%）と最も大きく、次いで卓状サンゴ（1,222.8ha 同 3.65%）となっている。

表Ⅲ－２－３(1) 全国の造礁サンゴ面積（非サンゴ礁海域）
(ha,%)

	枝 状	卓 状	塊 状	被覆状
面 積	53.0	728.2	172.3	29.7
割 合	2.92	40.14	9.50	1.64
	葉 状	その他	不 明	合 計
面 積	1.8	825.4	3.8	1,814.2
割 合	0.10	45.50	0.21	100.00

注1) その他：複数種の生育を含む。

2) 本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

表Ⅲ－２－３(2) 全国の造礁サンゴ面積（サンゴ礁海域）
(ha,%)

	枝 状	卓 状	塊 状	被覆状
面 積	573.2	1,222.8	544.6	14.3
割 合	1.71	3.65	1.62	0.04
	葉 状	その他	不 明	合 計
面 積	0.0	2,890.7	28,285.5	33,531.1
割 合	0.00	8.62	84.36	100.00

注1) その他：複数種の生育を含む。

2) 本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

② 都道府県

都道府県別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積を、図Ⅲ－２－13 に示す。

非サンゴ礁海域では、小笠原群島（造礁サンゴ面積 520.4ha 全国の非サンゴ礁海域における造礁サンゴ面積の 28.68%）を含む東京都の造礁サンゴ面積が 527.0ha（同 29.05%）と最も大きく、次いで宮崎県（378.8ha 同 20.88%）、鹿児島県（294.8ha 同 16.25%）となっている。

東京都は複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」、宮崎県、鹿児島県は卓状サンゴが多い。

なお、小笠原諸島はサンゴ礁海域に属するが、調査手法の便宜上本調査では非サンゴ礁海域として取り扱った。

都道府県別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積を、図Ⅲ－２－14 に示す。

サンゴ礁海域（鹿児島県、沖縄県）の造礁サンゴ面積は、沖縄県が 28,235.0ha（サンゴ礁海域における造礁サンゴ面積の 84.21%）、鹿児島県が 5,296.1ha（同 15.79%）となっている。

③ 海区・海域の造礁サンゴ

a. 海区

海区别非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積を、図Ⅲ－２－１５に示す。

非サンゴ礁海域では、太平洋南区が 728.8ha（全国の非サンゴ礁海域における造礁サンゴ面積の 40.17%）と最も大きく、次いで太平洋中区（563.8ha 同 31.08%）、東シナ海区（520.9ha 同 28.71%）となっている。

太平洋南区、東シナ海区は卓状サンゴ、太平洋中区は複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が多い。

海区别サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積を、図Ⅲ－２－１６に示す。

サンゴ礁海域に属する海区は東シナ海区のみであり、33,531.1ha の造礁サンゴが分布し、種が不明なものが多い。

b. 海域

海域別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積を、図Ⅲ－２－１７に示す。

非サンゴ礁海域では、小笠原群島の造礁サンゴ面積が 520.4ha（全国の非サンゴ礁海域における造礁サンゴ面積の 28.68%）と最も大きく、次いで日向灘（472.4ha 同 26.04%）で、これらで全国の非サンゴ礁海域における造礁サンゴ面積のおよそ半分を占める。

これらはいずれも、複数種の造礁サンゴが生育する区域を含む「その他」が多い。

海域別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積を、図Ⅲ－２－１８に示す。

サンゴ礁海域では、八重山列島の造礁サンゴ面積が最も大きく 19,231.5ha（全国のサンゴ礁海域における造礁サンゴ面積の 57.35%）であり、種が不明なものが多い。

(3) マングローブ林

① 全国

全国のマングローブ林面積を、表Ⅲ－２－４に示す。

浅海域内及び浅海域外を合わせた全国のマングローブ林面積は 2,669.5ha で、複数種のマングローブが生育する区域を含む「その他」が 2,562.9ha（全国のマングローブ林面積の 96.01%）とほとんどを占めている。単一種のマングローブ林では、メヒルギ 38.8ha（全国のマングローブ林面積の 1.45%）、ニッパヤシ 36.8ha（同 1.38%）、オヒルギ 31.0ha（同 1.16%）となっている。

なお、浅海域外マングローブ林とは、海岸より離れた沖合いにある水深 10m より深い中洲等に位置するマングローブ林のことである。

表Ⅲ－２－４ 全国のマングローブ林面積（浅海域内・外）
(ha,%)

	メヒルギ	オヒルギ	ヤエヤマヒルギ	ヒルギモトキ	ヒルギタマシ
面積	38.8	31.0	0.0	0.0	0.0
割合	1.45	1.16	0.00	0.00	0.00
	マヤブシ	ニッパヤシ	その他	不明	合計
面積	0.0	36.8	2,562.9	0.0	2,669.5
割合	0.00	1.38	96.01	0.00	100.00

注) その他：複数種の生育を含む。

② 都道府県

都道府県別マングローブ林面積を、表Ⅲ－２－５に示す。

マングローブ林は沖縄県(2,574.6ha 全国のマングローブ林面積の96.45%)に集中し、わずかではあるが鹿児島県にも分布する。

沖縄県では、複数種のマングローブが生育する区域を含む「その他」が2,506.8ha(全国のマングローブ林面積の93.91%)とほとんどを占め、ニッパヤシ36.8ha(同1.38%)、オヒルギ31.0ha(同1.16%)となっている。

鹿児島県でも、複数種のマングローブが生育する区域を含む「その他」が56.1ha(同2.10%)とほとんどを占め、メヒルギ38.8ha(同1.45%)となっている。

表Ⅲ－２－５(1) 都道府県別マングローブ林面積（浅海域内・外）

鹿児島県

(ha,%)

	メヒルギ	オヒルギ	ヤエヤマヒルギ	ヒルギモトキ	ヒルギタマシ
面積	38.8	0.0	0.0	0.0	0.0
割合	40.89	0.00	0.00	0.00	0.00
	マヤブシ	ニッパヤシ	その他	不明	合計
面積	0.0	0.0	56.1	0.0	94.9
割合	0.00	0.00	59.11	0.00	100.00

注) その他：複数種の生育を含む。

表Ⅲ－２－５(2) 都道府県別マングローブ林面積（浅海域内・外）

沖縄県		(ha,%)			
	メヒルギ	オヒルギ	ヤエマヒルギ	ヒルギモトキ	ヒルギタマシ
面積	0.0	31.0	0.0	0.0	0.0
割合	0.00	1.20	0.00	0.00	0.00
	マフシギ	ニッパヤシ	その他	不明	合計
面積	0.0	36.8	2,506.8	0.0	2,574.6
割合	0.00	1.43	97.37	0.00	100.00

注) その他：複数種の生育を含む。

③ 海区・海域

a. 海区

全国のマングローブ林の全て（2,669.5ha）が東シナ海区に分布する。

b. 海域

海域別マングローブ林面積を、図Ⅲ－２－19 に示す。

マングローブ林は、八重山列島（2,304.0ha 全国のマングローブ林面積の86.31%）に集中している。

八重山列島では、複数種のマングローブが生育する区域を含む「その他」が2,275.0ha（同85.22%）とほとんどを占めている。

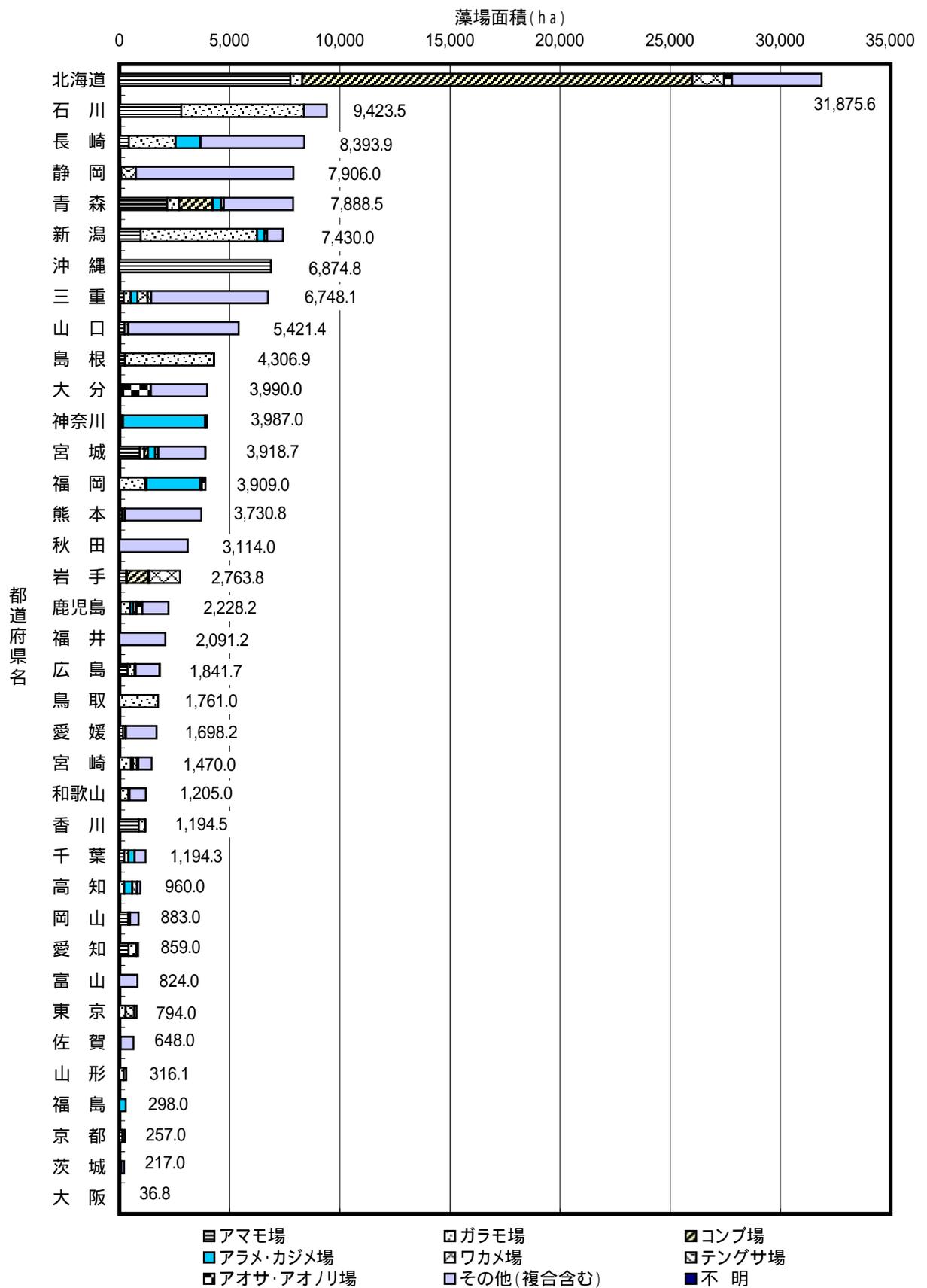
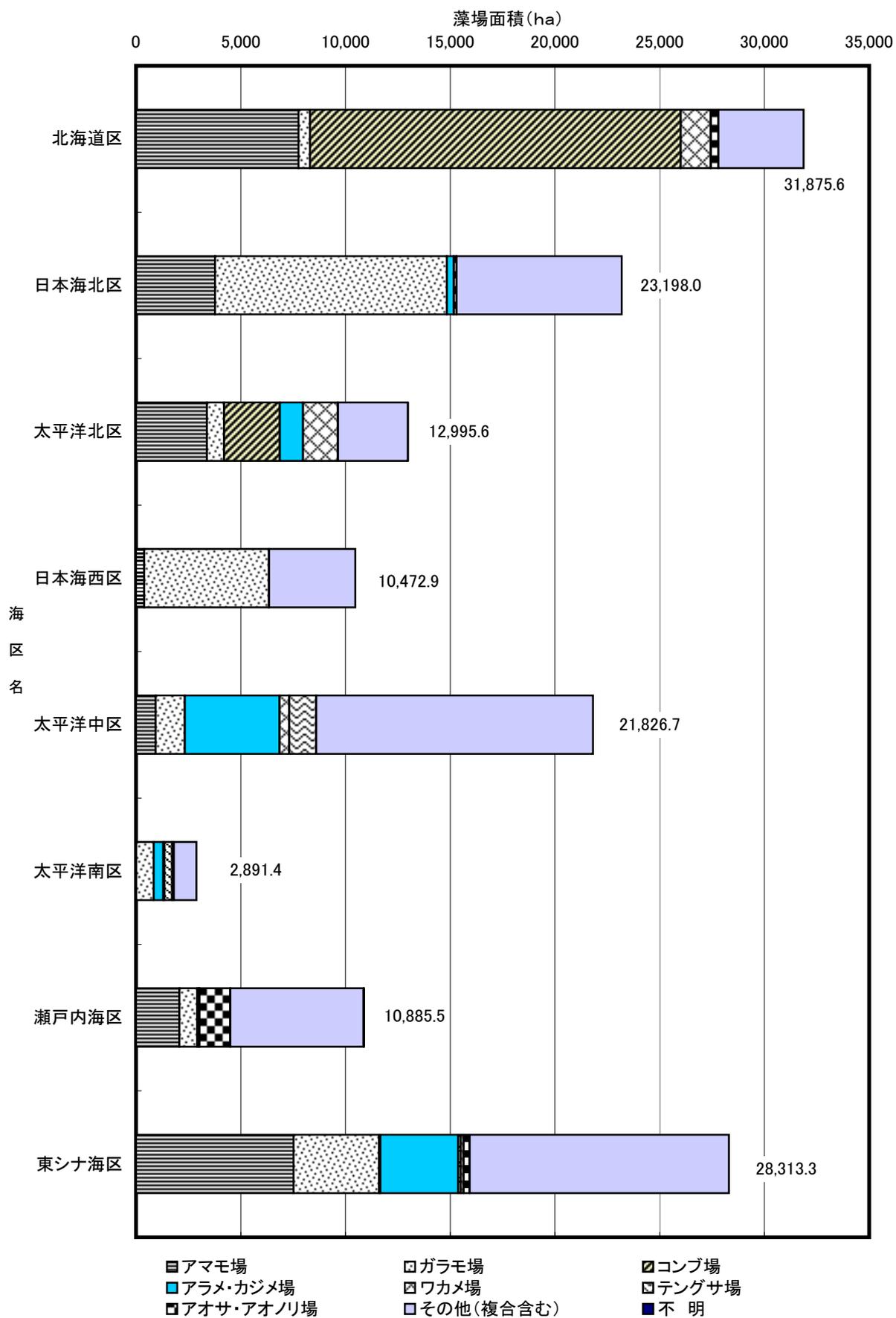
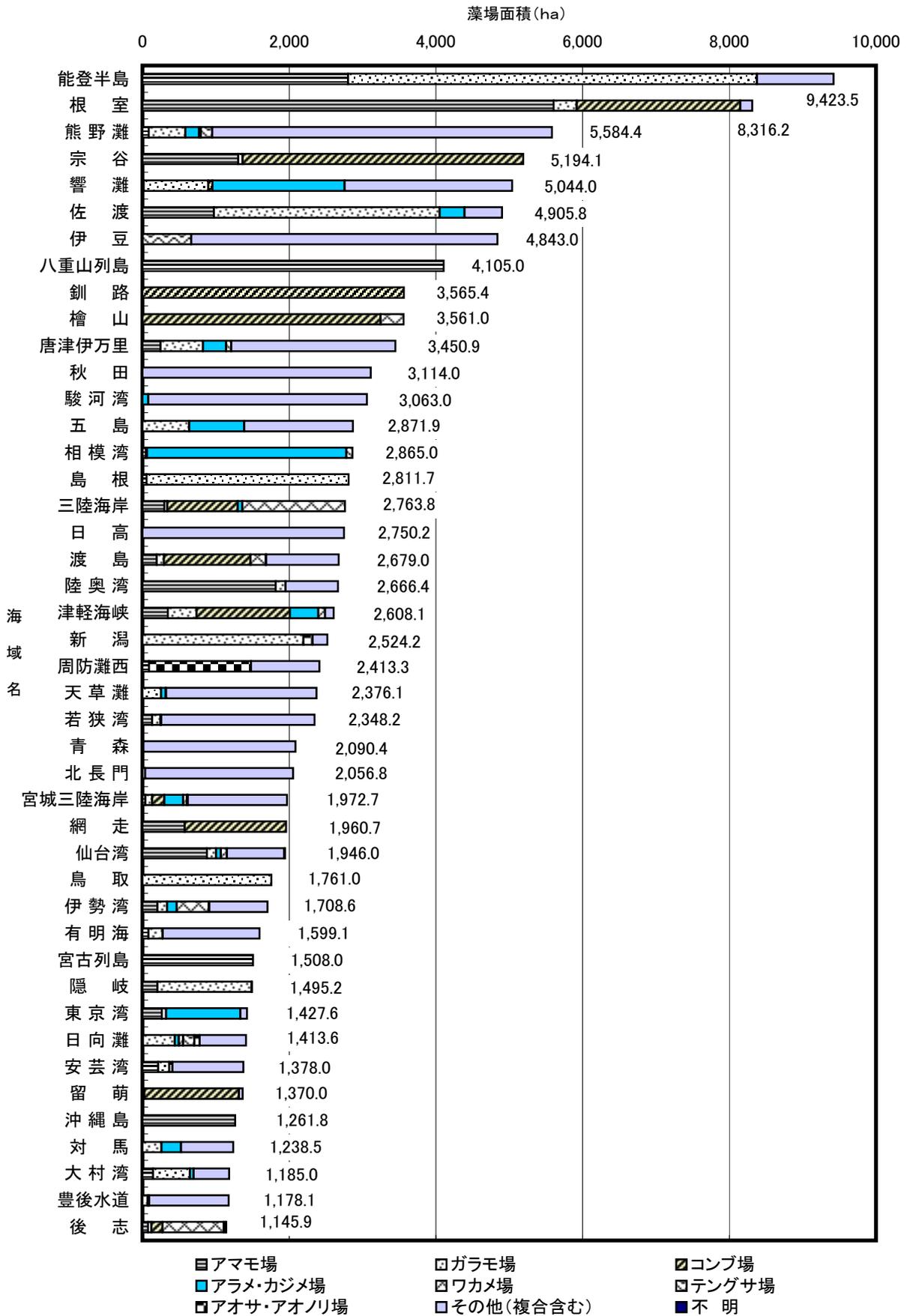


図 -2-10 都道府県別藻場面積



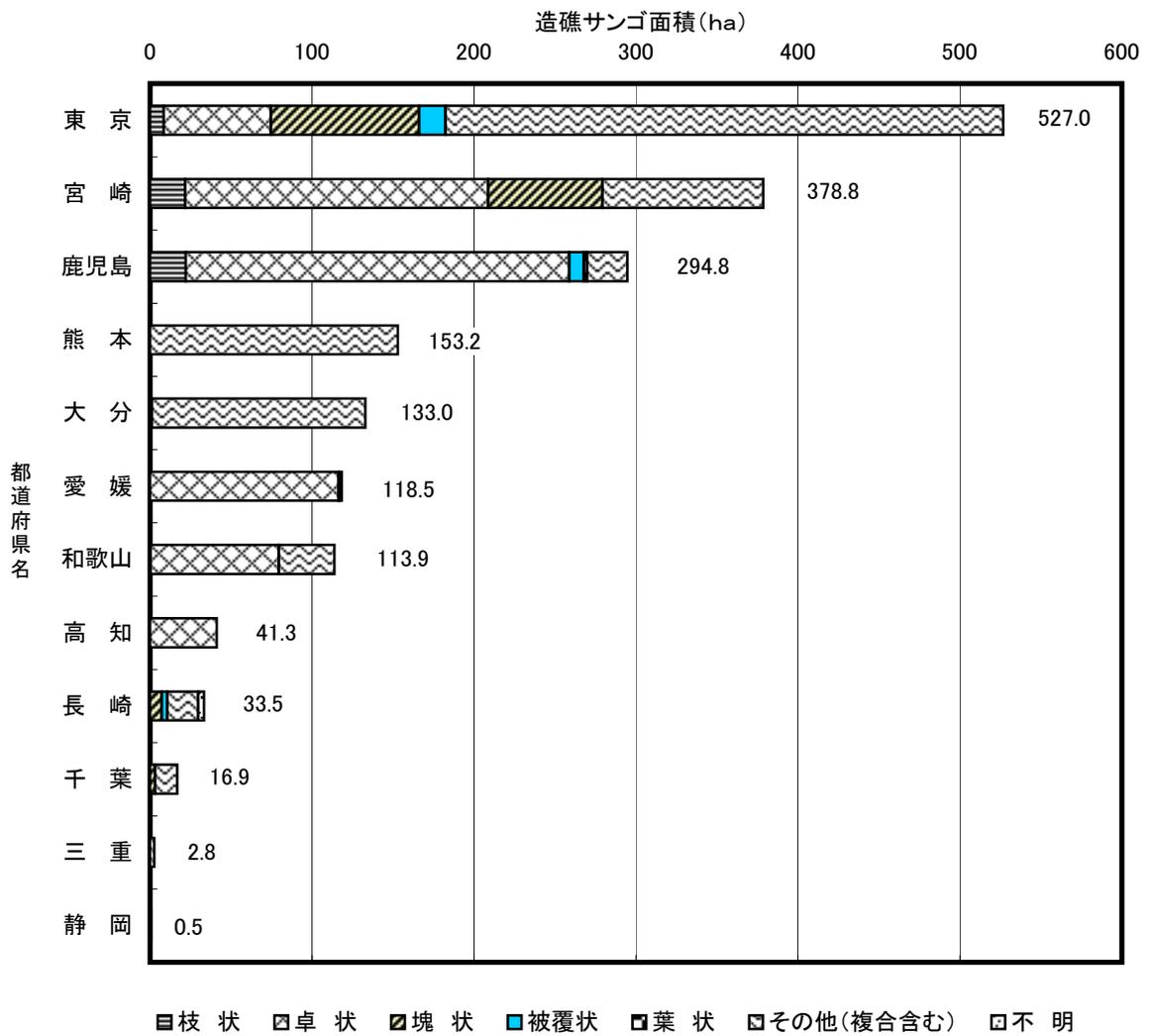
図Ⅲ-2-11 海区別藻場面積



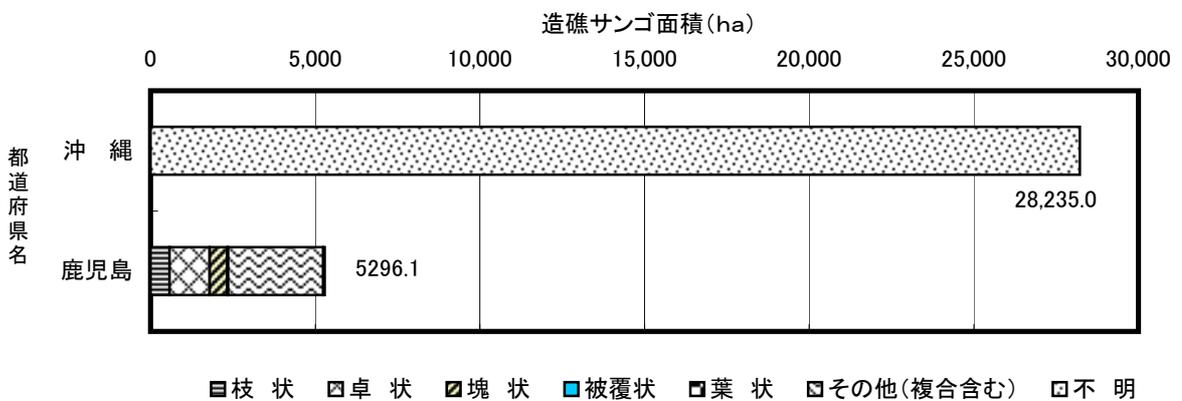
図Ⅲ-2-12(1) 海域別藻場面積(1)



図 -2-12(2) 海域別藻場面積(2)



図Ⅲ-2-13 都道府県別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)



図Ⅲ-2-14 都道府県別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)

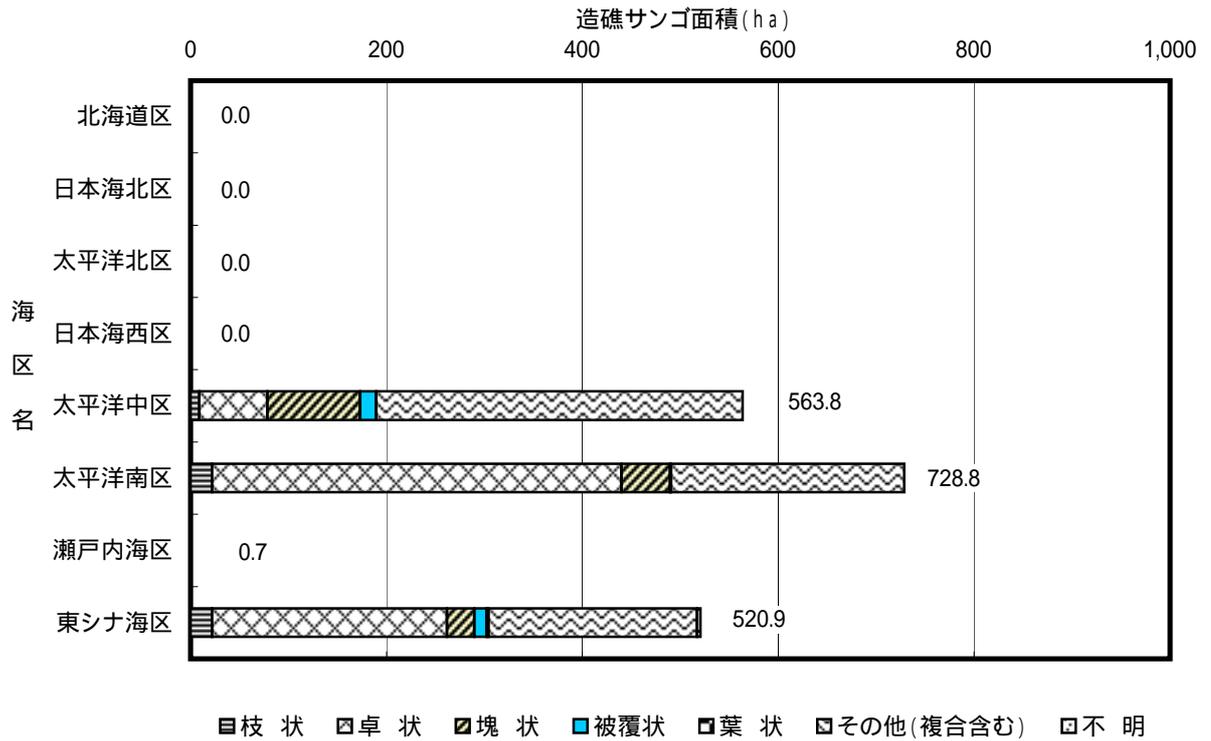


図 -2-15 海区別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)

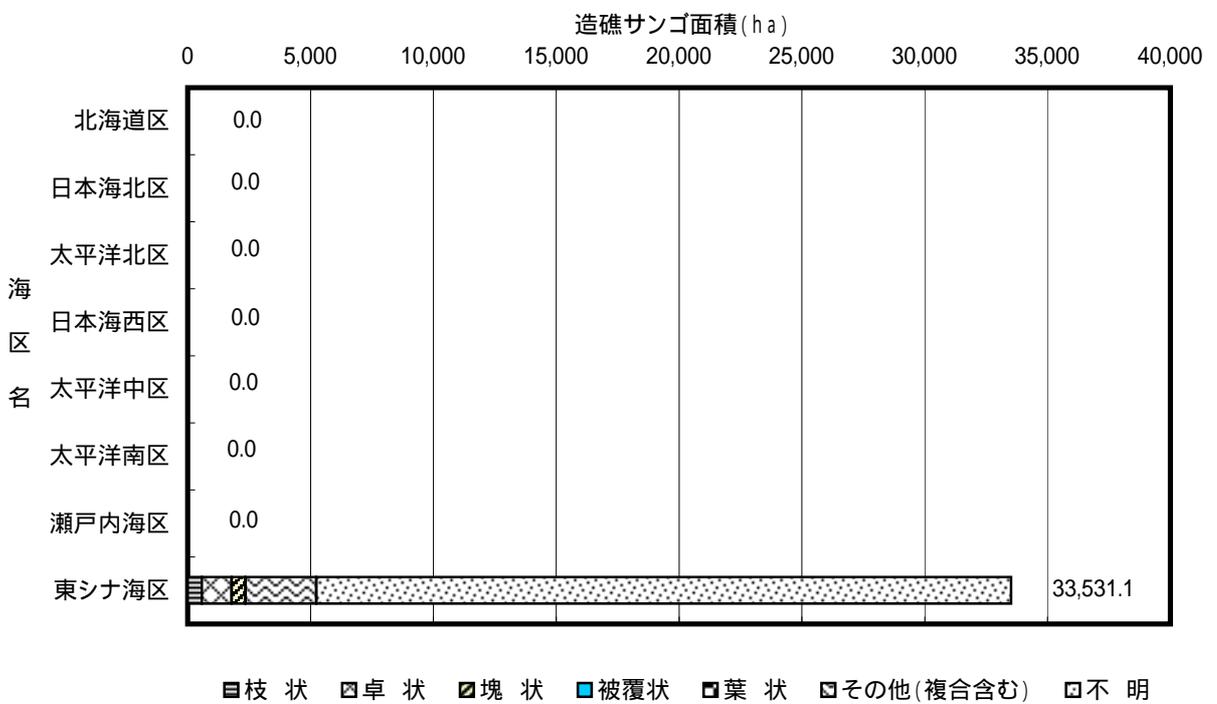
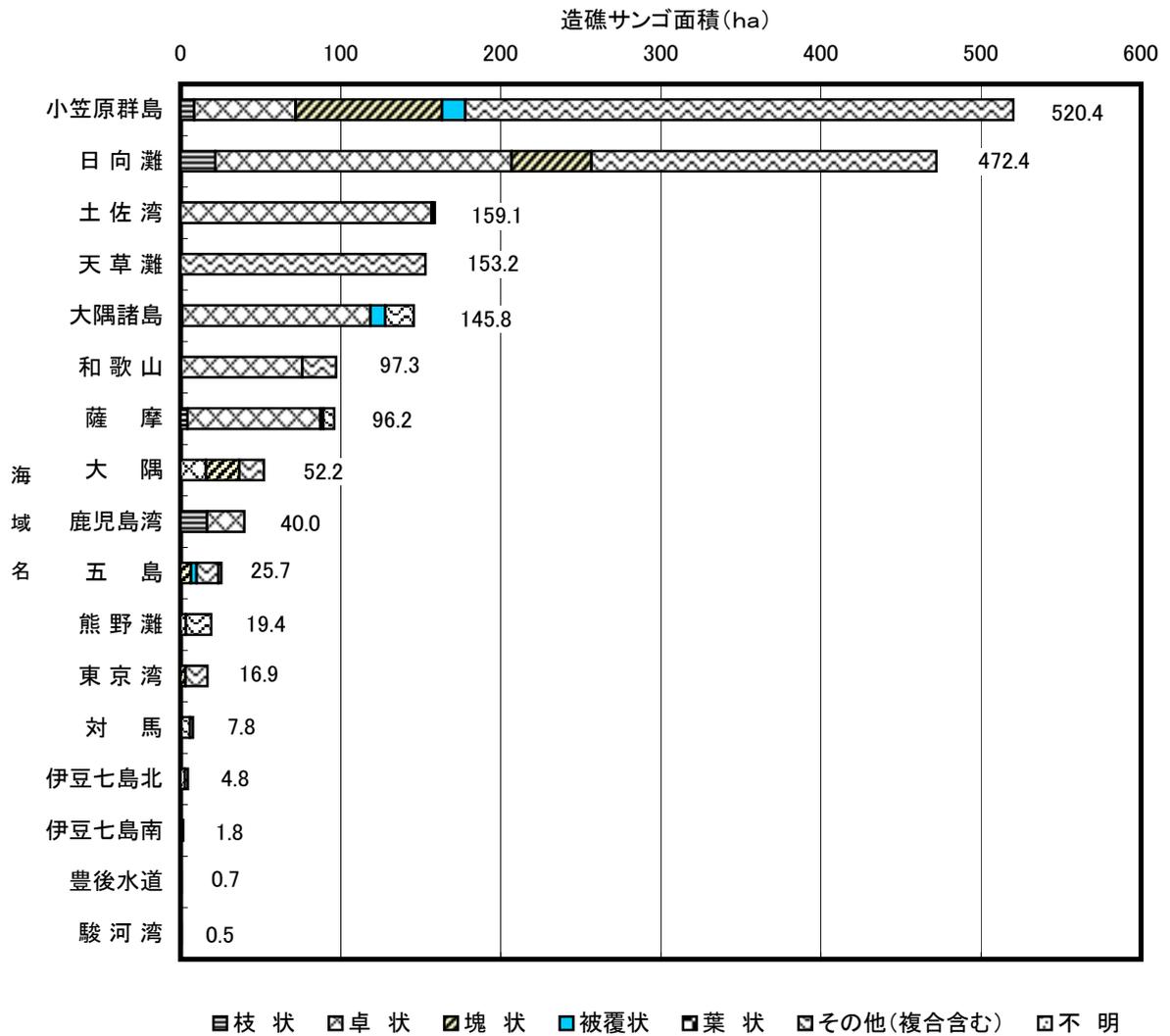
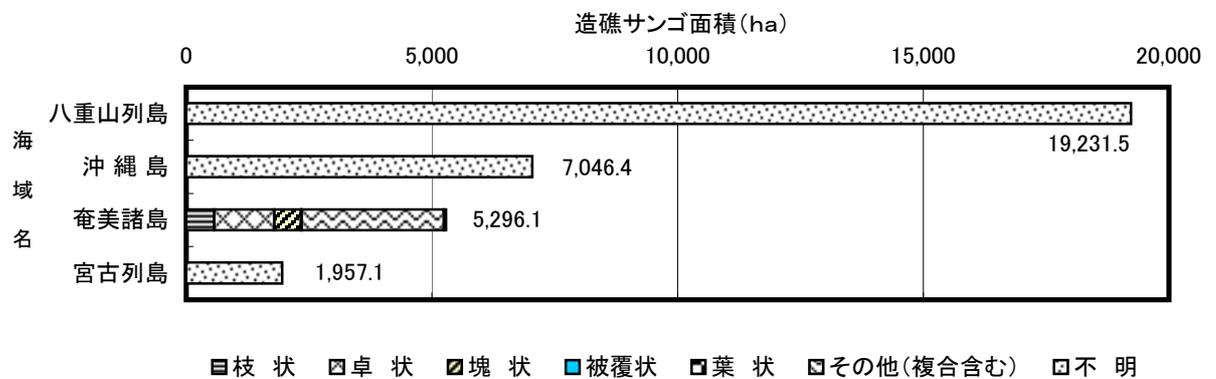


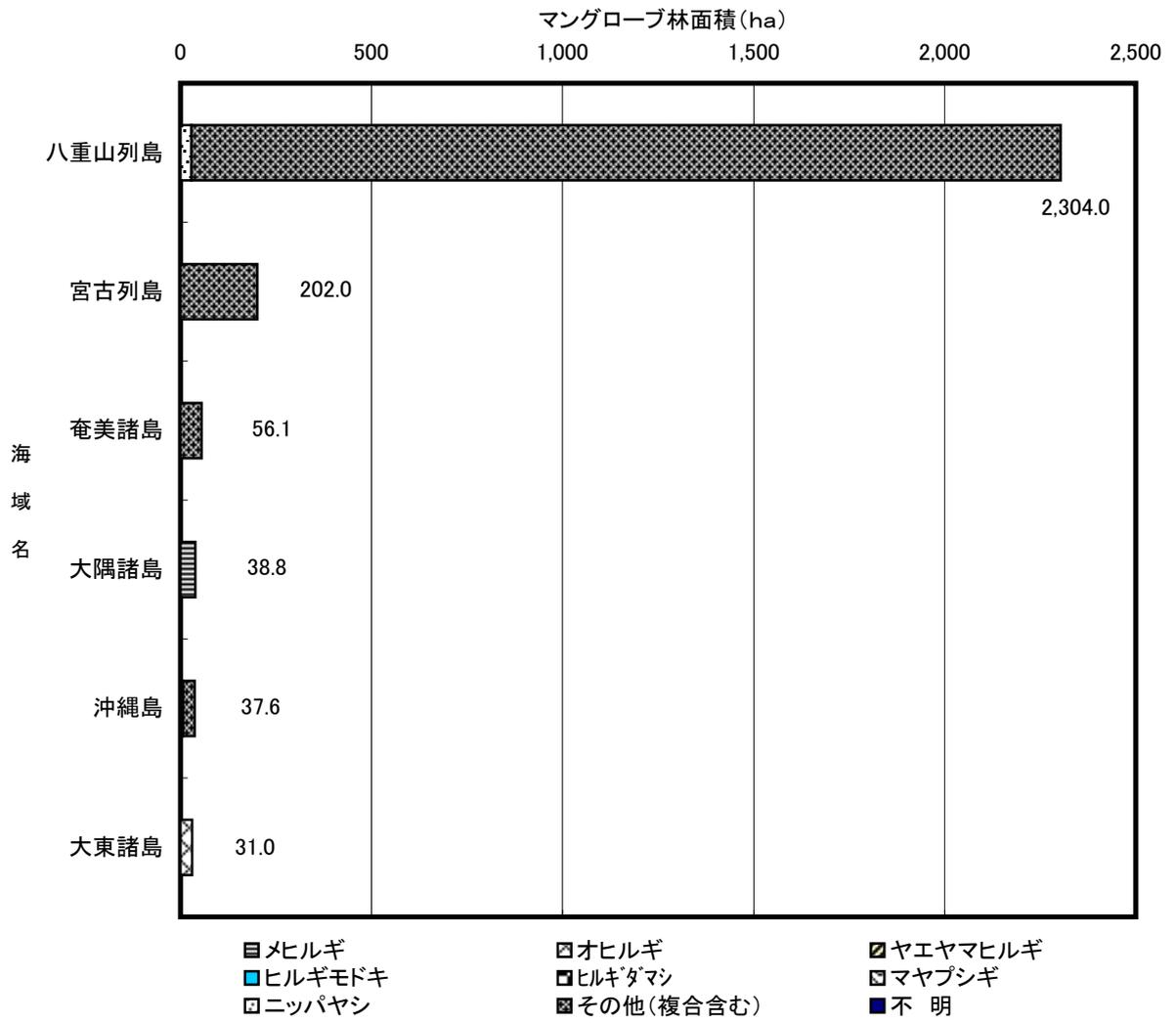
図 -2-16 海区別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)



図Ⅲ-2-17 海域別非サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)



図Ⅲ-2-18 海域別サンゴ礁海域の造礁サンゴ面積(浅海域内)



図Ⅲ-2-19 海域別マングローブ林面積(浅海域内・外)

2.2 海辺利用・法指定等状況調査

1) 港湾・漁港区域の海岸延長

(1) 全 国

港湾法及び漁港法にもとづく全国の港湾・漁港区域の海岸延長を、表Ⅲ－２－６に示す。

全国の港湾・漁港区域の海岸延長は 16,015.84km、そのうち第1種漁港が 5,023.49km（全国の港湾・漁港区域の海岸延長の 31.37%）と最も長く、次いで地方港湾（3,854.89km 同 24.07%）、重要港湾（2,170.71km 同 13.55%）となっている。

表Ⅲ－２－６ 港湾法及び漁港法にもとづく全国の港湾・漁港区域の海岸延長 (km,%)

	特定 重要港湾	重要港湾	地方港湾	避難港	第1種 漁港	第2種 漁港
海岸延長	1,146.14	2,170.71	3,854.89	27.90	5,023.49	1,806.79
割合	7.16	13.55	24.07	0.17	31.37	11.28
	第3種 漁港	特定第3 種漁港	第4種 漁港	その他	合 計	
海岸延長	548.94	189.95	474.95	772.08	16,015.84	
割合	3.43	1.19	2.97	4.82	100.00	

注1) その他：複数種の分布。

2) 本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別港湾・漁港区域の海岸延長を、図Ⅲ－２－20に示す。

長崎県の港湾・漁港区域の海岸延長が 2,323.00km（全国の港湾・漁港区域の海岸延長の 14.50%）と最も長く、次いで鹿児島県（1,181.67km 同 7.38%）、北海道（1,018.18km 同 6.36%）、山口県（887.05km 同 5.54%）、愛媛県（768.32km 同 4.80%）となっている。

これらのうち、鹿児島県は地方港湾、その他の都道府県は第1種漁港が多い。

港湾・漁港区域の海岸延長が最も短いのは、大阪府（46.76km 全国の港湾・漁港区域の海岸延長の 0.29%）で、次いで山形県（61.92km 同 0.39%）、鳥取県（75.33km 同 0.47%）、福島県（77.70km 同 0.49%）、富山県（85.78km 同 0.54%）となっている。

(3) 海区・海域

① 海区

海区别港湾・漁港区域の海岸延長を、図Ⅲ－２－２１に示す。

東シナ海区の港湾・漁港区域の海岸延長が 5,356.38km（全国の港湾・漁港区域の海岸延長の 33.44%）と最も長く、次いで瀬戸内海区（3,354.89km 同 20.95%）、太平洋中区（2,176.83km 同 13.59%）となっている。

これらのうち、東シナ海区、瀬戸内海区は地方港湾、第1種漁港、太平洋中区は特定重要港湾が多い。

② 海域

海域別港湾・漁港区域の海岸延長を、図Ⅲ－２－２２に示す。

五島の港湾・漁港区域の海岸延長が 672.63km（全国の港湾・漁港区域の海岸延長の 4.20%）と最も長く、次いで東京湾（597.41km 同 3.73%）、大村湾（519.57km 同 3.24%）、対馬（486.19km 同 3.04%）、土佐湾（465.32km 同 2.91%）となっている。

これらのうち、五島、対馬、土佐湾は第1種漁港、東京湾は特定重要港湾、大村湾は重要港湾、地方港湾が多い。

火山列島、尖閣列島には港湾・漁港区域がなく、大東諸島（13.98km 全国の港湾・漁港区域の海岸延長の 0.09%）、伊予灘西（16.98km 同 0.11%）、大阪湾南（23.90km 同 0.15%）などは、港湾・漁港区域の海岸延長が短い。

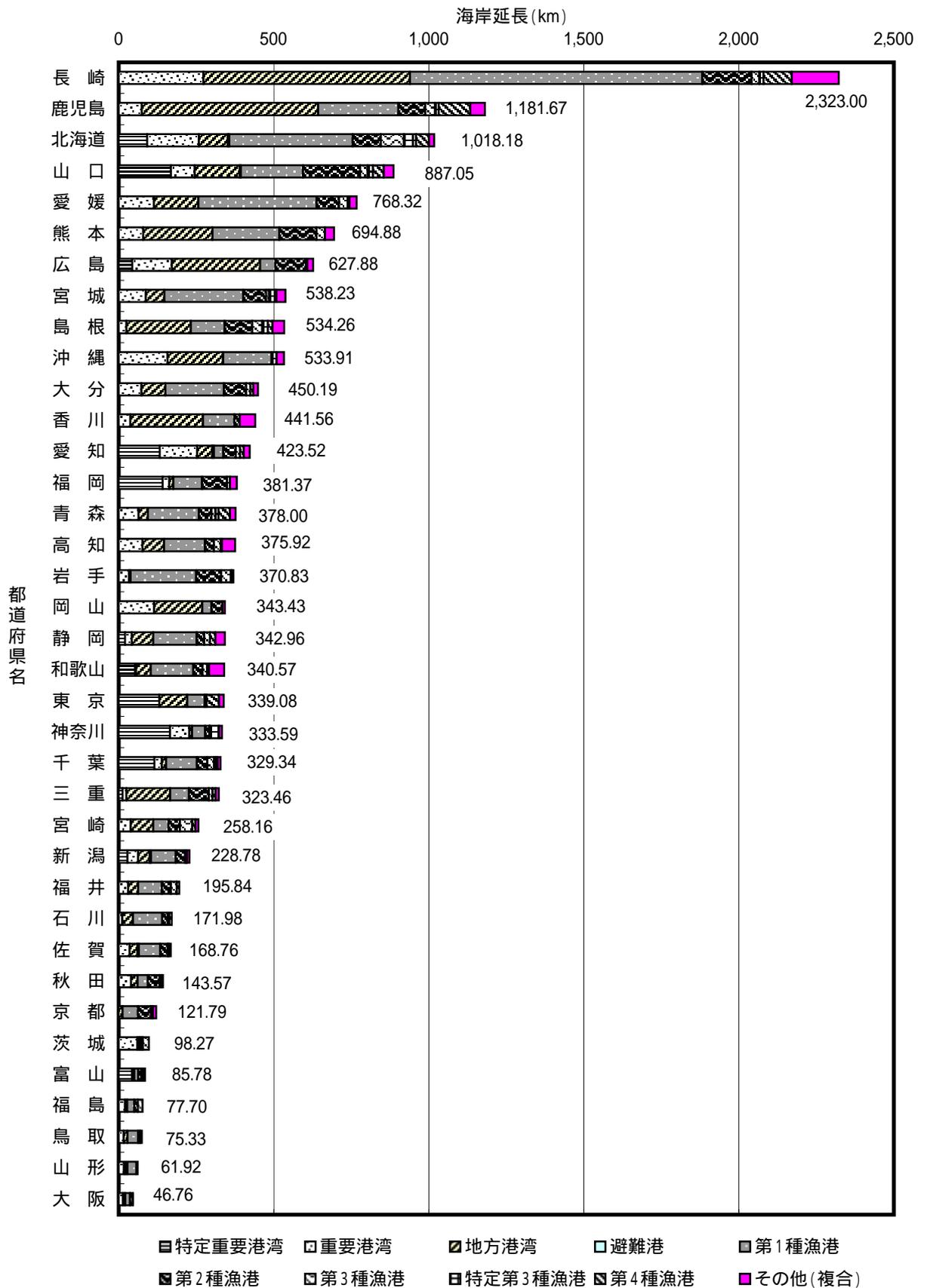
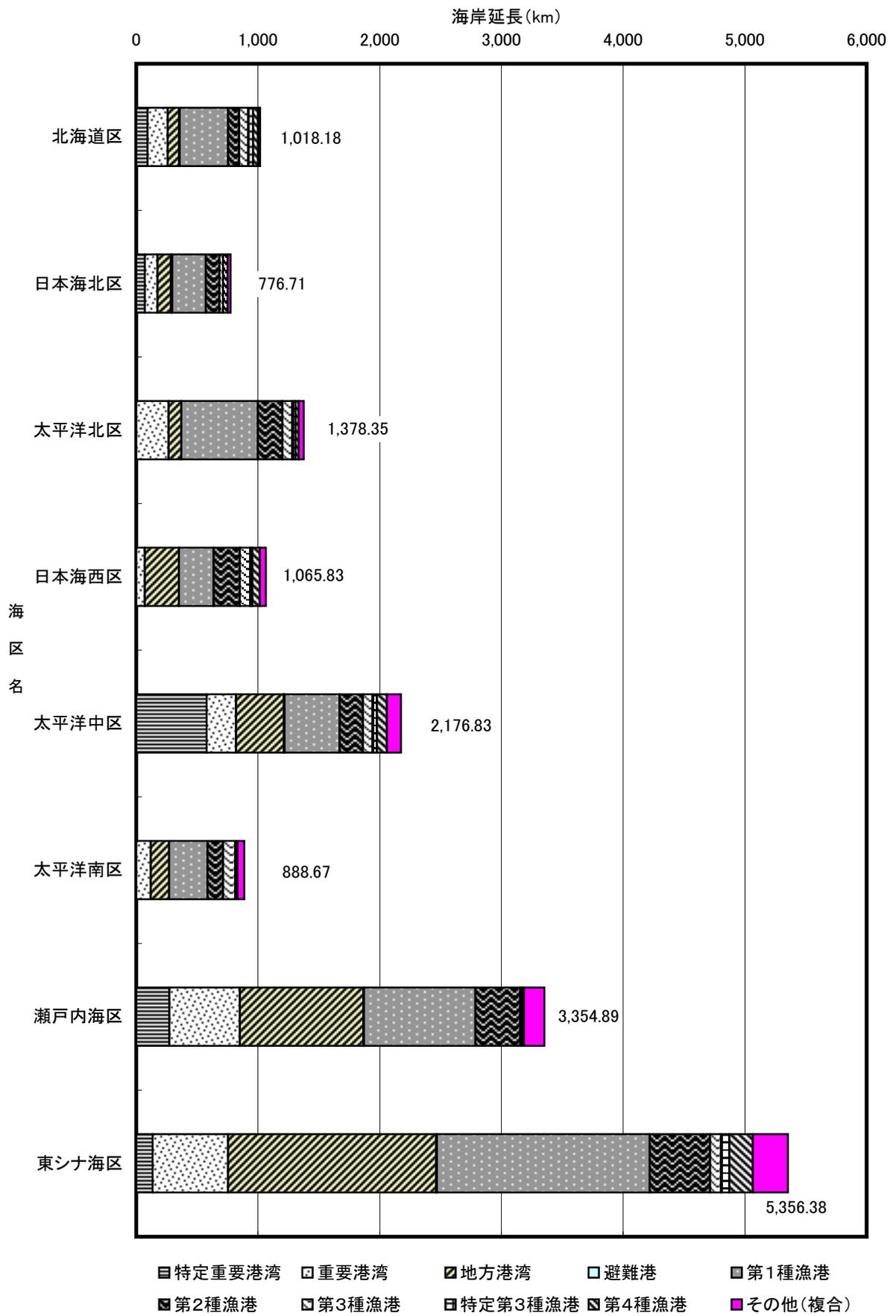
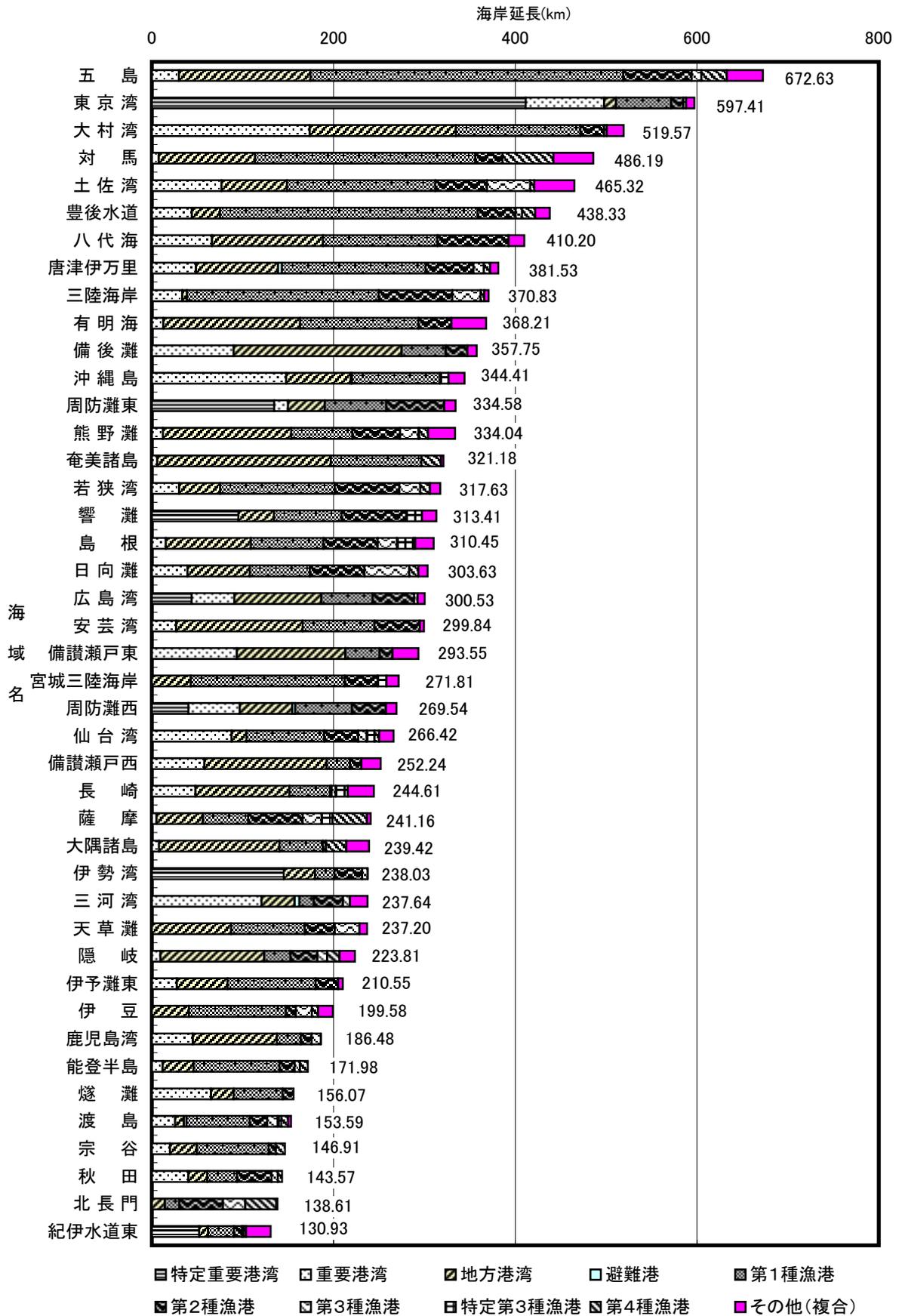


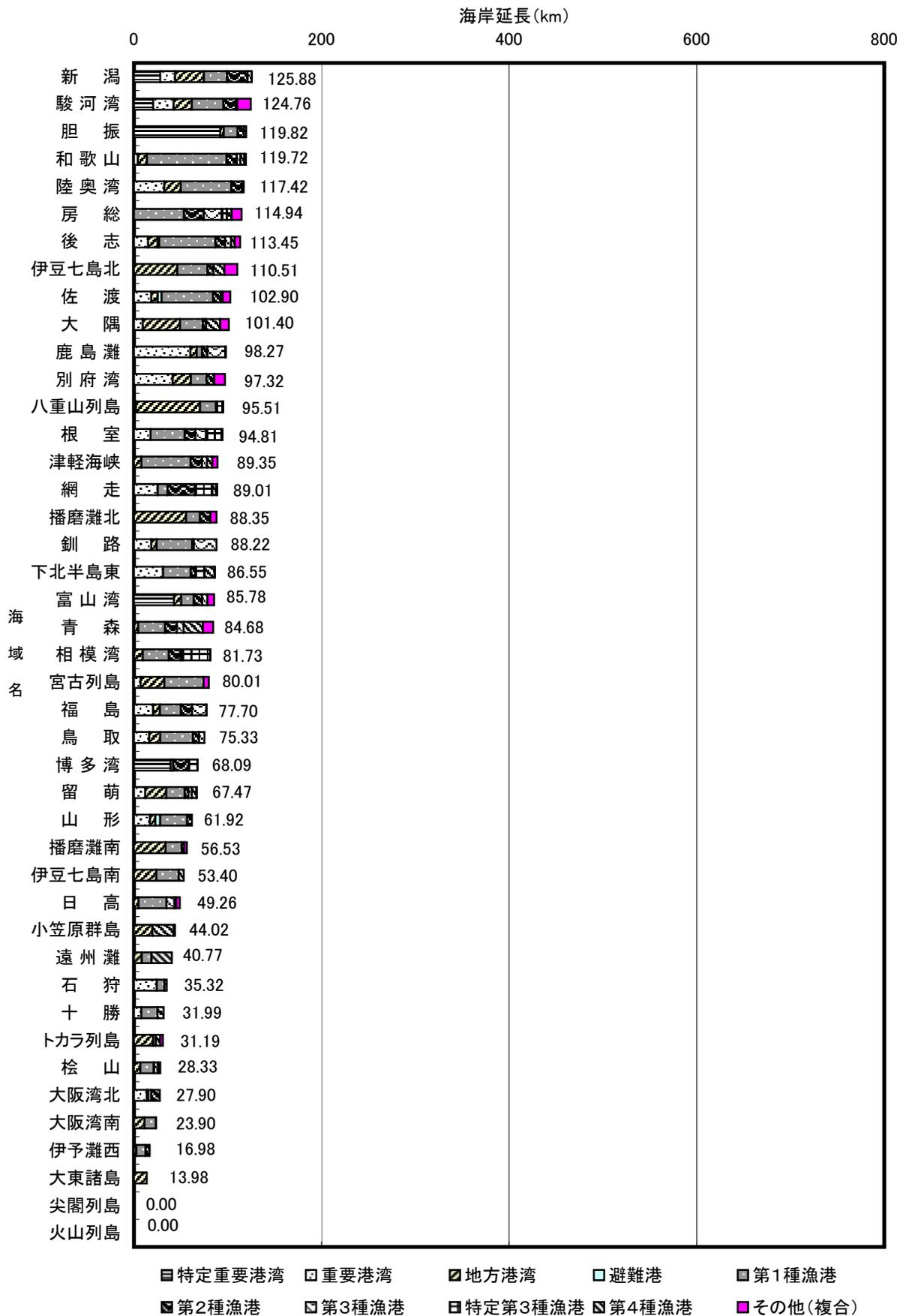
図 -2-20 都道府県別港湾・漁港区域の海岸延長



図Ⅲ-2-21 海区別港湾・漁港区域の海岸延長



図Ⅲ-2-22(1) 海域別港湾・漁港区域の海岸延長(1)



図Ⅲ-2-22(2) 海域別港湾・漁港区域の海岸延長(2)

2) 海岸保全区域の海岸延長

(1) 全 国

海岸法にもとづく全国の海岸保全区域の海岸延長を、表Ⅲ－２－７に示す。

全国の海岸保全区域の海岸延長は 14,167.03km、そのうち建設省所管の海岸保全区域が 5,141.95km（全国の海岸保全区域の海岸延長の 36.29%）と最も長く、次いで運輸省所管の海岸保全区域（3,079.82km 同 21.74%）、農林水産省所管の海岸保全区域（2,084.73km 同 14.72%）となっている。

表Ⅲ－２－７ 海岸法にもとづく全国の海岸保全区域の海岸延長
(km,%)

	建設省	運輸省	農林水産省	水産庁
海岸延長	5,141.95	3,079.82	2,084.73	2,440.87
割合	36.29	21.74	14.72	17.23
	道	町	その他	合計
海岸延長	52.92	5.43	1,361.31	14,167.03
割合	0.37	0.04	9.61	100.00

注 1) その他：複数種の分布。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別海岸保全区域の海岸延長を、図Ⅲ－２－23 に示す。

北海道の海岸延長が 2,002.05km（全国の海岸保全区域の海岸延長の 14.13%）と最も長く、次いで愛媛県（1,252.71km 同 8.84%）、長崎県（1,154.12km 同 8.15%）、鹿児島県（724.12km 同 5.11%）、三重県（608.03km 同 4.29%）となっている。

これらのうち、北海道は建設省所管、愛媛県は水産庁所管、長崎県、三重県は農林水産省所管、鹿児島県は運輸省所管の海岸保全区域が多い。

海岸保全区域の海岸延長が短いのは、秋田県（70.60km 全国の海岸保全区域の海岸延長の 0.50%）、山形県（73.87km 同 0.52%）、京都府（106.14km 同 0.75%）、岩手県（113.43km 同 0.80%）、大阪府（116.23km 同 0.82%）などとなっている。

(3) 海区・海域

① 海 区

海区別海岸保全区域の海岸延長を、図Ⅲ－２－24 に示す。

東シナ海区の海岸延長が 3,238.86km（全国の海岸保全区域の海岸延長の 22.86%）最も長く、次いで瀬戸内海区（3,148.94km 同 22.23%）、太平洋中

区 (2,311.20km 同 16.31%)、北海道区 (2,002.05km 同 14.13%) となっている。

これらのうち、東シナ海区は建設省及び農林水産省所管、瀬戸内海区は運輸省所管、太平洋中区、北海道区は建設省所管の海岸保全区域が多い。

② 海 域

海域別海岸保全区域の海岸延長を、図Ⅲ－２－２５に示す。

豊後水道の海岸延長が 536.13km (全国の海岸保全区域の海岸延長の 3.78%) と最も長く、次いで熊野灘 (504.32km 同 3.56%)、土佐湾 (451.44km 同 3.19%)、東京湾 (391.85km 同 2.77%)、能登半島 (381.47km 同 2.69%) となっている。

これらのうち、豊後水道、土佐湾は水産庁所管、熊野灘は建設省所管、農林水産省所管、東京湾は運輸省所管、能登半島は建設省所管の海岸保全区域が多い。

火山列島、尖閣列島、大東諸島には海岸保全区域がなく、小笠原諸島 (3.86km 全国の海岸保全区域の海岸延長の 0.03%)、トカラ列島 (19.49km 同 0.14%) などは、海岸保全区域の海岸延長が短い。

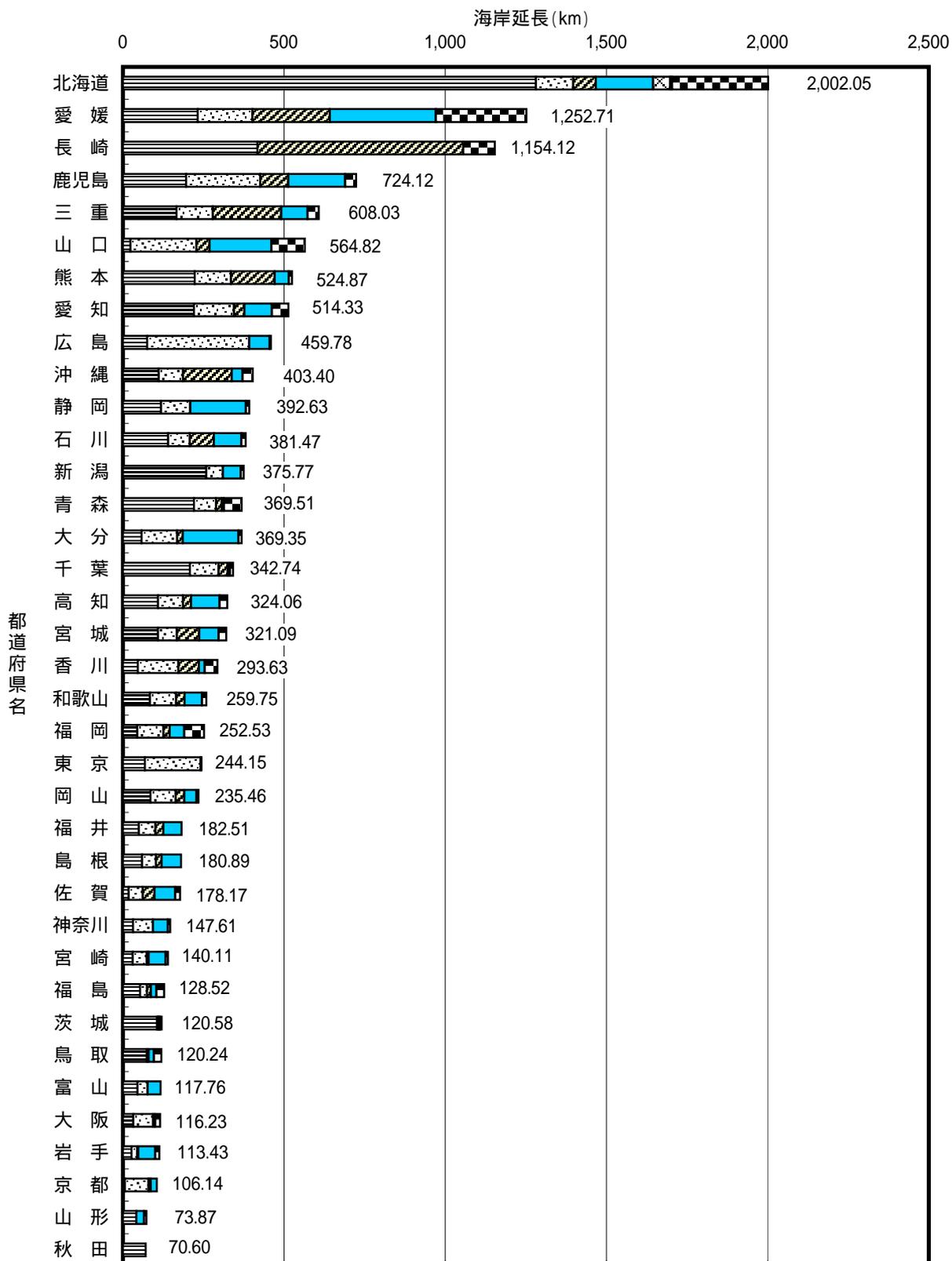
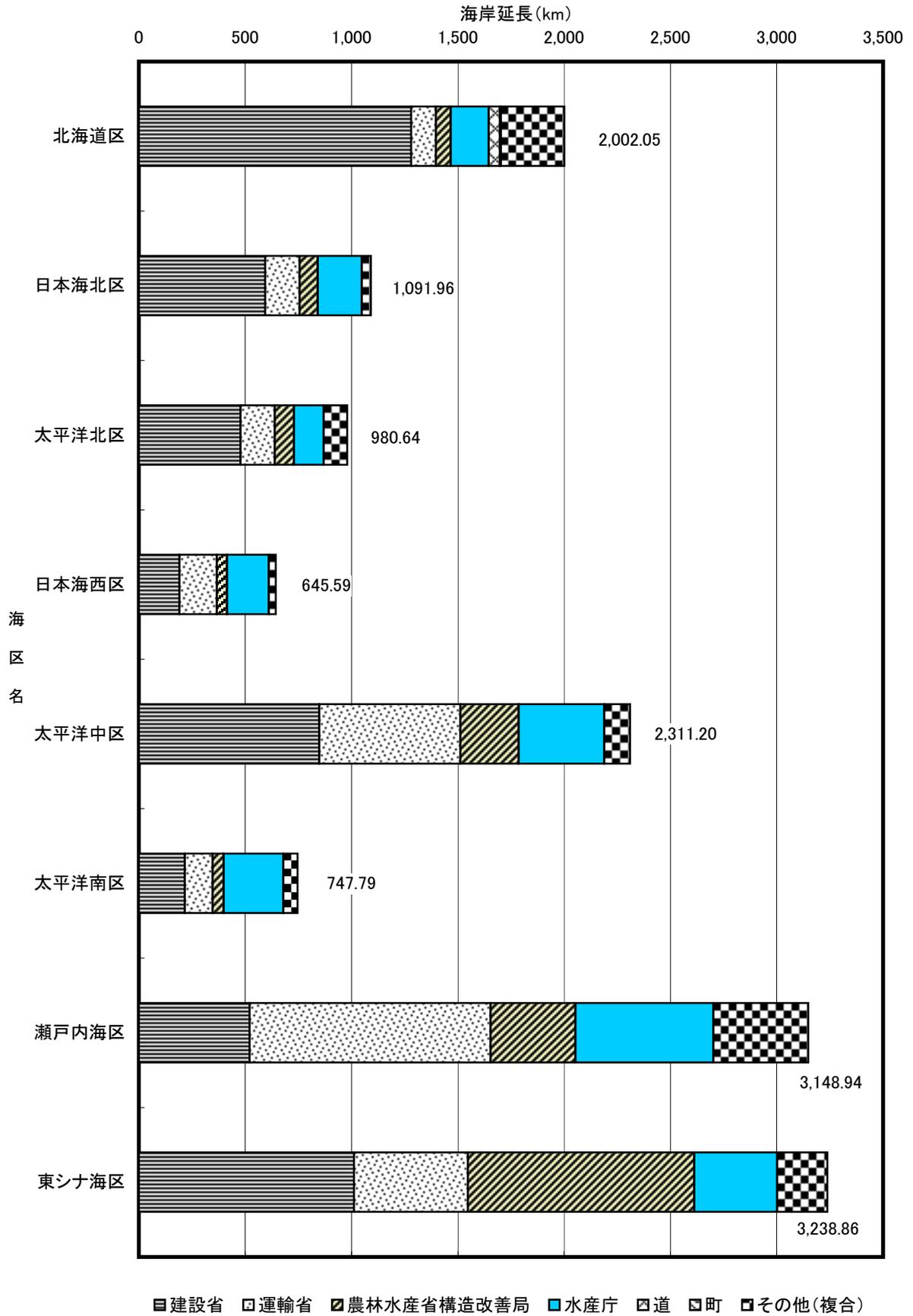
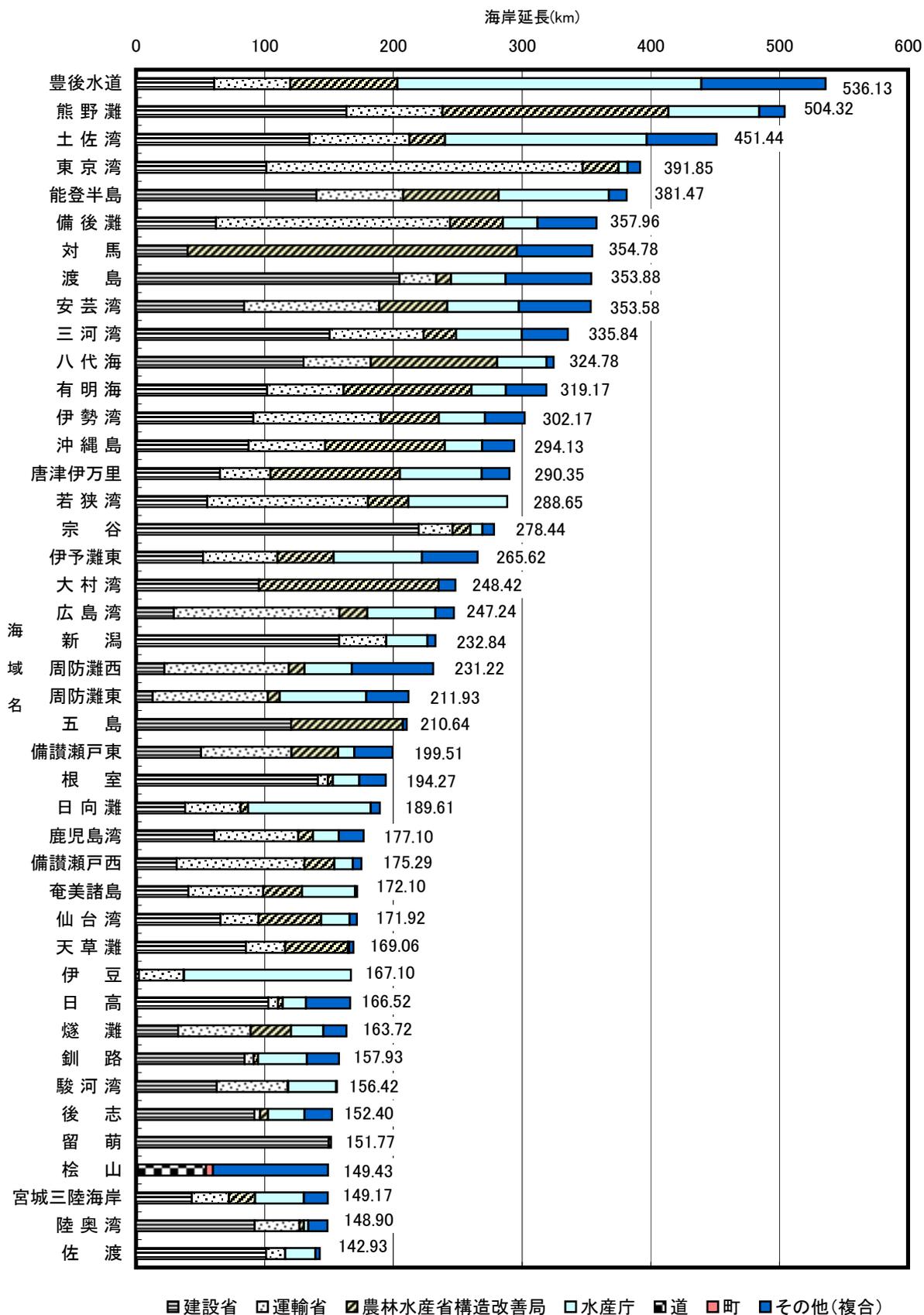


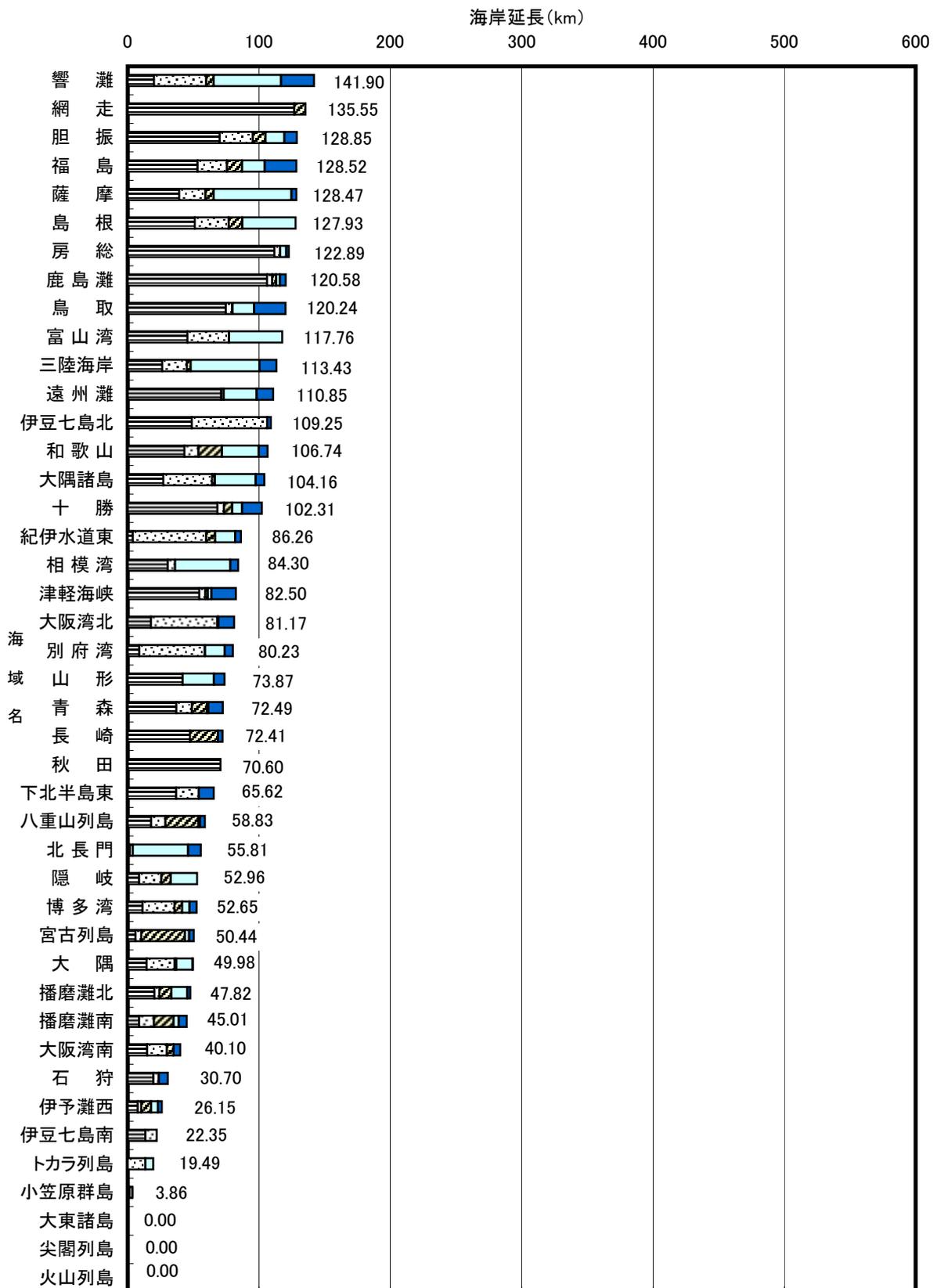
図 -2-23 都道府県別海岸保全区域の海岸延長



図Ⅲ-2-24 海区別海岸保全地域の海岸延長



図Ⅲ-2-25(1) 海域別海岸保全区域の海岸延長(1)



■建設省 □運輸省 ▨農林水産省構造改善局 □水産庁 ■道 ■町 ■其他(複合)

図Ⅲ-2-25(2) 海域別海岸保全区域の海岸延長(2)

3) 自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長

(1) 全 国

自然公園法及び自然環境保全法にもとづく全国の自然公園及び自然環境保全地域の地種区分別海岸延長を、表Ⅲ－２－８に示す。

自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長は 18,365.37km、そのうち自然公園が 18,234.82km で全国の自然公園及び自然環境保全区域の 99.29%を占めている。

自然公園では、国立公園が 9,076.02km (同 49.42%)、国定公園が 5,788.99km (同 31.52%)、都道府県立自然公園が 3,369.81m (同 18.35%) である。

国立公園は、特別地域が 4,491.56km (同 24.46%) と最も長く、次いで普通地域 (4,061.33km 同 22.11%)、特別保護地区は 521.28km (同 2.84%)、海中公園地区は 1.85km (同 0.01%) である。

国定公園も同様に、特別地域が 4,145.83km (同 22.57%) と最も長く、次いで普通地域 (1,369.60km 同 7.46%)、特別保護地区は 271.05km (同 1.48%)、海中公園地区は 2.51km (同 0.01%) である。

都道府県立自然公園は、特別地域が 1,453.30km (同 7.91%)、普通地域が 1,916.51km (同 10.44%) である。

自然環境保全地域では、原生自然環境保全地域が 7.25km (同 0.04%)、都道府県自然環境保全地域が 123.30km (同 0.67%) である。

都道府県自然環境保全地域は、特別地区が 47.39km (同 0.26%)、特別地区に含まれない区域が 75.91km (同 0.41%) である。

表Ⅲ－２－８ 自然公園法及び自然環境保全法にもとづく全国の
自然公園及び自然環境保全地域の地種区分別海岸延長
(km,%)

区 分	海岸延長	割 合
合 計	18,365.37	100.00
自然公園	18,234.82	99.29
国立公園	9,076.02	49.42
特別保護地区	521.28	2.84
特別地域	4,491.56	24.46
普通地域	4,061.33	22.11
海中公園地区	1.85	0.01
国定公園	5,788.99	31.52
特別保護地区	271.05	1.48
特別地域	4,145.83	22.57
普通地域	1,369.60	7.46
海中公園地区	2.51	0.01
都道府県立自然公園	3,369.81	18.35
特別地域	1,453.30	7.91
普通地域	1,916.51	10.44
自然環境保全地域	130.55	0.71
原生自然環境保全地域	7.25	0.04
都道府県自然環境保全地域	123.30	0.67
特別地区	47.39	0.26
特別地区に含まれない区域	75.91	0.41

注) 本年度(第5回)未調査の兵庫県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長を、図Ⅲ－２－26に示す。
長崎県の自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長が2,337.53km(全国の自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長の12.73%)と最も長く、次いで北海道(1,126.77km 同6.14%)、鹿児島県(1,119.82km 同6.10%)、山口県(1,068.52km 同5.82%)、広島県(1,034.79km 同5.63%)となっている。
これらのうち、雲仙天草国立公園や西海国定公園のある長崎県は国立公園、国

定公園、北海道は都道府県立自然公園、鹿児島県は国定公園、都道府県立自然公園、瀬戸内海国立公園のある山口県及び広島県は国立公園が多い。

自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長が短いのは、神奈川県（6.85km 全国の自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長の0.04%）、富山県（26.69km 同0.15%）、茨城県（34.39km 同0.19%）、鳥取県（43.31km 同0.24%）などである。

① 国立公園

都道府県別国立公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－27に示す。

広島県の海岸延長が1,034.79km（全国の国立公園の海岸延長の11.40%）と最も長く、次いで長崎県（1,000.87km 同11.03%）、愛媛県（859.44km 同9.47%）、三重県（802.25km 同8.84%）、山口県（710.74km 同7.83%）となっている。

これらのうち、広島県、愛媛県、山口県は普通地域、長崎県、三重県は特別地域が多い。

青森県、秋田県、山形県、福島県、茨城県をはじめとする15都道府県で、国立公園がみられない。

② 国定公園

都道府県別国定公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－28に示す。

長崎県の海岸延長が908.76km（全国の国定公園の海岸延長の15.70%）と最も長く、次いで北海道（396.49km 同6.85%）、鹿児島県（390.15km 同6.74%）、福井県（379.51km 同6.56%）、石川県（368.09km 同6.36%）となっている。

これらいずれの都道府県も、特別地域が多い。

岩手県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県をはじめとする16都道府県で、国定公園がみられない。

③ 都道府県立自然公園

都道府県別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－29に示す。

北海道の海岸延長が516.88km（全国の都道府県立自然公園の海岸延長の15.34%）と最も長く、次いで鹿児島県（423.71km 同12.57%）、長崎県（404.00km 同11.99%）、和歌山県（248.93km 同7.39%）、宮城県（199.93km 同5.93%）となっている。

これらのうち、北海道、鹿児島県、和歌山県は特別地域が、長崎県、宮城県は普通地域が多い。

岩手県、東京都、石川県、福井県、京都府をはじめとする 11 都道府県で、都道府県立自然公園がみられない。

④ 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は東京都のみに分布し、海岸延長は 7.25km である。

⑤ 都道府県自然環境保全地域

都道府県別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－２－30 に示す。

宮城県の海岸延長が 37.61km（全国の都道府県自然環境保全地域の海岸延長の 30.50%）と最も長く、次いで北海道（23.97km 同 19.44%）、長崎県（23.90km 同 19.38%）、三重県（21.23km 同 17.22%）、沖縄県（9.98km 同 8.09%）となっている。

これらのうち、宮城県は特別地区に含まれない区域、北海道、長崎県、三重県は特別地区が多い。

そのほか、沖縄県、島根県、新潟県、福岡県、石川県にも都道府県自然環境保全地域が分布する。

(3) 海区・海域

① 海 区

海區別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長を、図Ⅲ－２－31 に示す。

東シナ海区の海岸延長が 5,128.73km（全国の自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長の 27.93%）と最も長く、次いで瀬戸内海区（4,352.85km 同 23.70%）で、これら 2 海域で全国の自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長の 51.63%を占める。

東シナ海区は国立公園、国定公園、瀬戸内海区は国立公園が多い。

a. 国立公園

海區別国立公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－２－32 に示す。

瀬戸内海国立公園のある瀬戸内海区の海岸延長が 3,753.71km（全国の国立公園海岸延長の 41.36%）と最も長く、次いで東シナ海区（1,904.77km 同 20.99%）、太平洋中区（1,751.53km 同 19.30%）となっている。

これらのうち、瀬戸内海区は普通地域、東シナ海区、太平洋中区は特別地域が多い。

日本海北区では、国立公園はみられない。

b. 国定公園

海區別国定公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－２－33 に示す。

東シナ海区の海岸延長が 2,026.89km（全国の国定公園海岸延長の 35.01%）

と最も長く、次いで日本海西区(849.64km 同 14.68%)、日本海北区(847.90km 同 14.65%)となっている。

これらいずれの海区も、特別地域が多い。

c. 都道府県立自然公園

海区別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－２－34 に示す。

東シナ海区の海岸延長が 1,161.58km (全国の都道府県立自然公園の海岸延長の 34.47%) と最も長く、次いで北海道区 (516.88km 同 15.34%) となっている。

これらのうち、東シナ海区は普通地域、北海道区は特別地域が多い。

d. 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は太平洋中区のみに分布し、海岸延長は 7.25km である。

e. 都道府県自然環境保全地域

海区別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－２－35 に示す。

太平洋北区の海岸延長が 37.61km (全国の都道府県自然環境保全地域の海岸延長の 30.50%) と最も長く、次いで東シナ海区 (35.49km 同 28.78%)、北海道区 (23.97km 同 19.44%) となっている。

これらのうち、太平洋北区は全て特別地区に含まれない地域、東シナ海区、北海道区は特別地区と特別地区に含まれない区域がほぼ半々となっている。

太平洋南区、瀬戸内海区には、都道府県自然環境保全地域は分布しない。

② 海 域

海域別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長を、図Ⅲ－２－36 に示す。

熊野灘の海岸延長が 867.46km (全国自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長の 4.72%) と最も長く、次いで対馬 (686.07km 同 3.74%)、若狭湾 (640.97km 同 3.49%)、五島 (622.57km 同 3.39%)、安芸灘 (606.54km 同 3.30%) となっている。

これらのうち、熊野灘、五島、安芸灘は国立公園、対馬、若狭湾は国定公園が多い。

胆振、大阪湾北、宮古列島、尖閣列島、大東諸島には、自然公園及び自然環境保全地域は分布しない。

a. 国立公園

海域別国立公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－２－37 に示す。

熊野灘の海岸延長が 843.24km (全国国立公園海岸延長の 9.29%) と最も長く、次いで安芸灘 (606.54km 同 6.68%)、五島 (599.52km 同 6.61%)、備

後灘（586.83km 同 6.47%）、広島湾（530.10km 同 5.84%）となっている。

これらのうち、熊野灘、五島は特別地域、安芸灘、備後灘、広島湾は普通地域が多い。

釧路、十勝、日高、胆振、渡島をはじめとする 38 海域で、国立公園がみられない。

b. 国定公園

海域別国定公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－38 に示す。

対馬の海岸延長が 685.22km（全国の国定公園海岸延長の 11.84%）と最も長く、次いで若狭湾（600.05km 同 10.37%）、唐津伊万里（519.70km 同 8.98%）、日向灘（403.74km 同 6.97%）、能登半島（368.09km 同 6.36%）となっている。

これらいずれの海域も、特別地域が多い。

宗谷、根室、釧路、胆振、渡島をはじめとする 50 海域で、国定公園がみられない。

c. 都道府県立自然公園

海域別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－39 に示す。

薩摩の海岸延長が 287.58km（全国の都道府県立自然公園海岸延長の 8.53%）と最も長く、次いで土佐湾（183.94km 同 5.46%）、豊後水道（182.61km 同 5.42%）、仙台湾（169.46km 同 5.03%）、和歌山（162.13km 同 4.81%）となっている。

これらのうち、薩摩、和歌山は特別地域、土佐湾、豊後水道、仙台湾は普通地域が多い。

網走、十勝、日高、胆振、石狩をはじめとする 39 海域で、都道府県立自然公園がみられない。

d. 原生自然環境保全地域

原生自然環境保全地域は火山列島のみ分布し、海岸延長は 7.25km である。

e. 都道府県自然環境保全地域

海域別都道府県立自然環境保全地域の地種区分別海岸延長を、図Ⅲ－2－40 に示す。

仙台湾の海岸延長が 37.61km（全国の都道府県自然環境保全地域海岸延長の 30.50%）と最も長く、次いで五島（23.05km 同 18.69%）、熊野灘（21.23km 同 17.22%）、渡島（13.78km 同 11.18%）、根室（10.19km 同 8.26%）となっている。

これらのうち、仙台湾、根室は特別地区に含まれない区域、熊野灘、渡島は特別地区が多く、五島は特別地区と特別地区に含まれない区域がほぼ半々となっている。

そのほか、八重山列島、島根、沖縄島、新潟、響灘、対馬、能登半島にも都道府県自然環境保全地域が分布する。

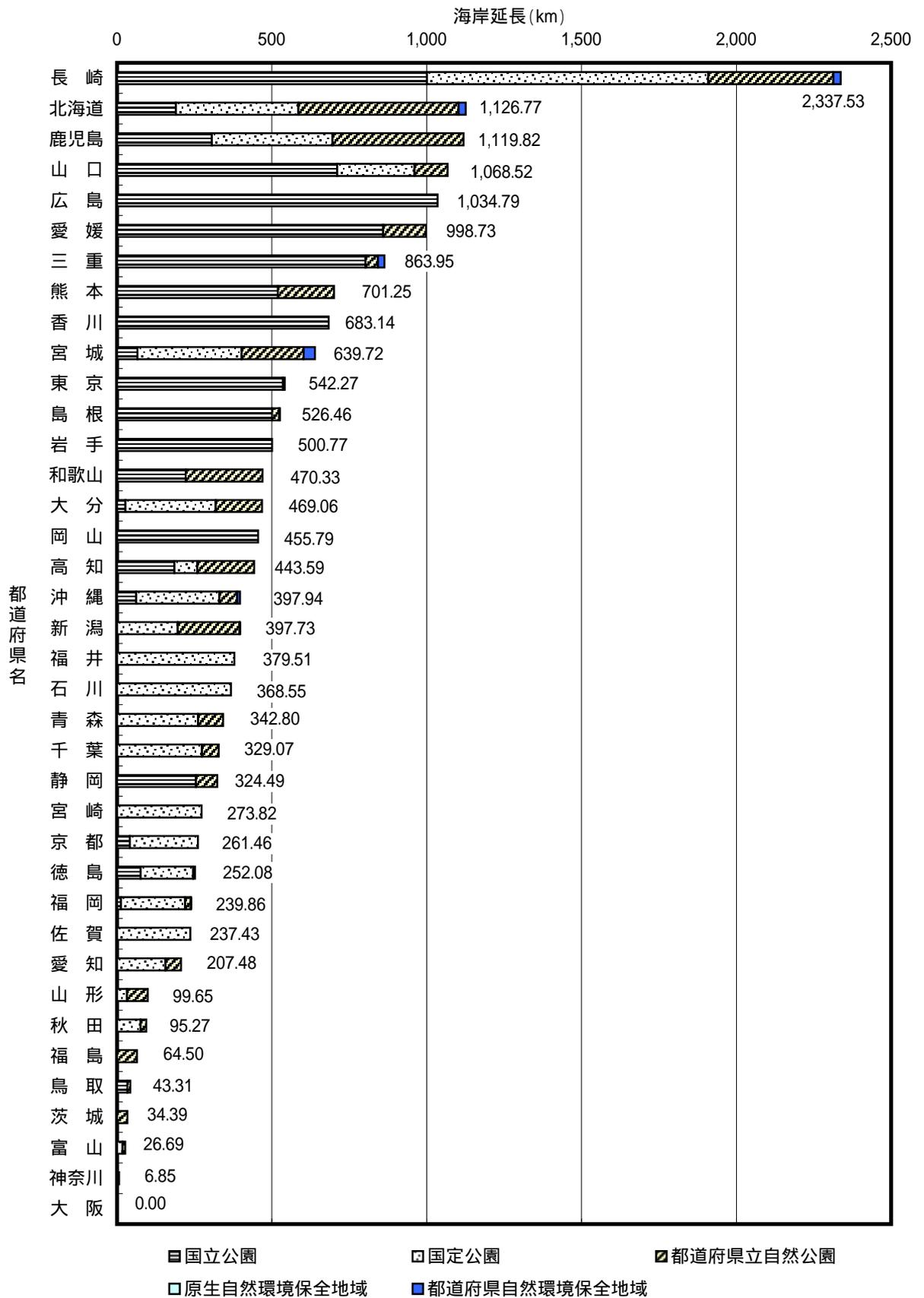
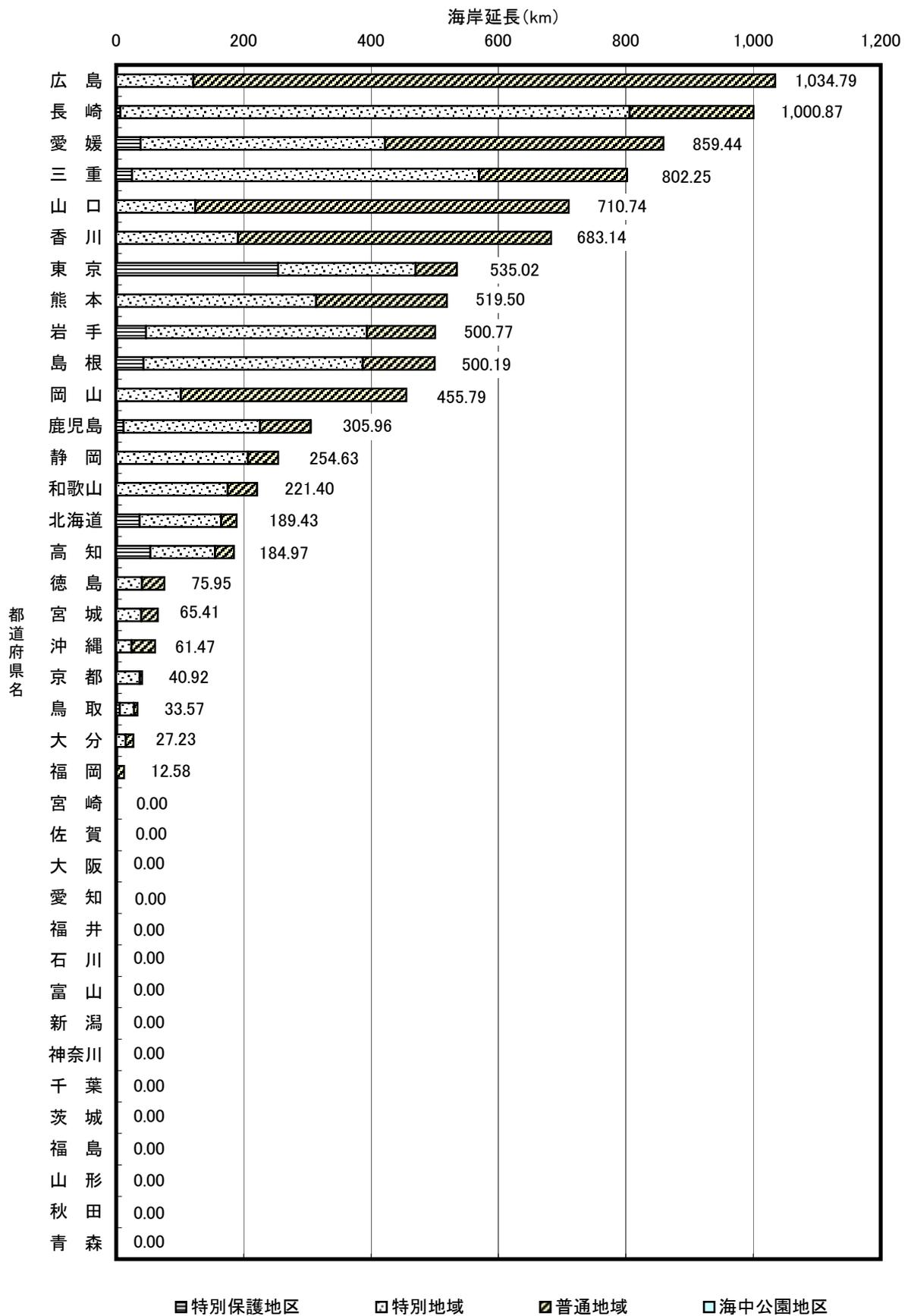


図 -2-26 都道府県別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長



図Ⅲ-2-27 都道府県別国立公園の地種区分別海岸延長

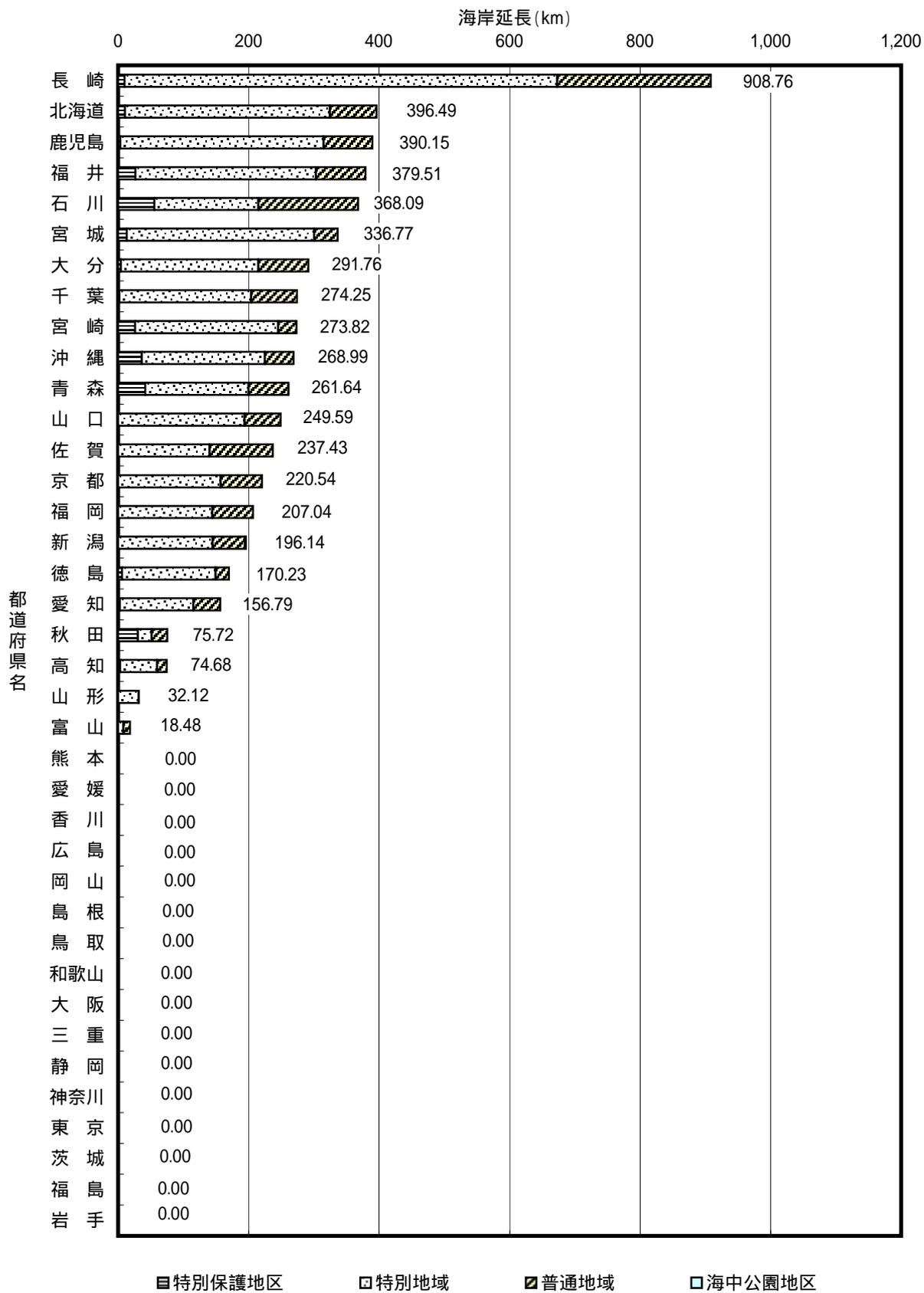
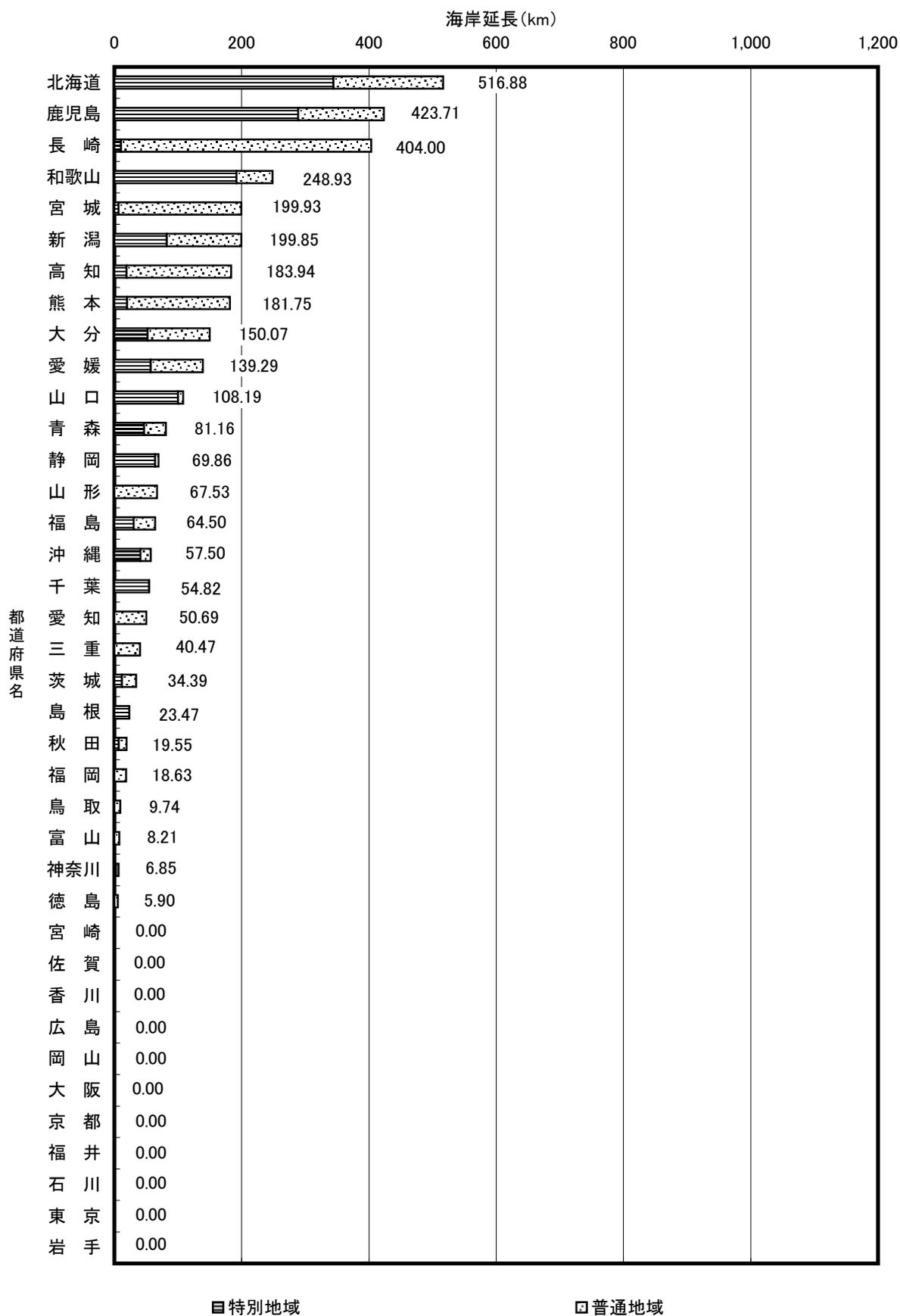
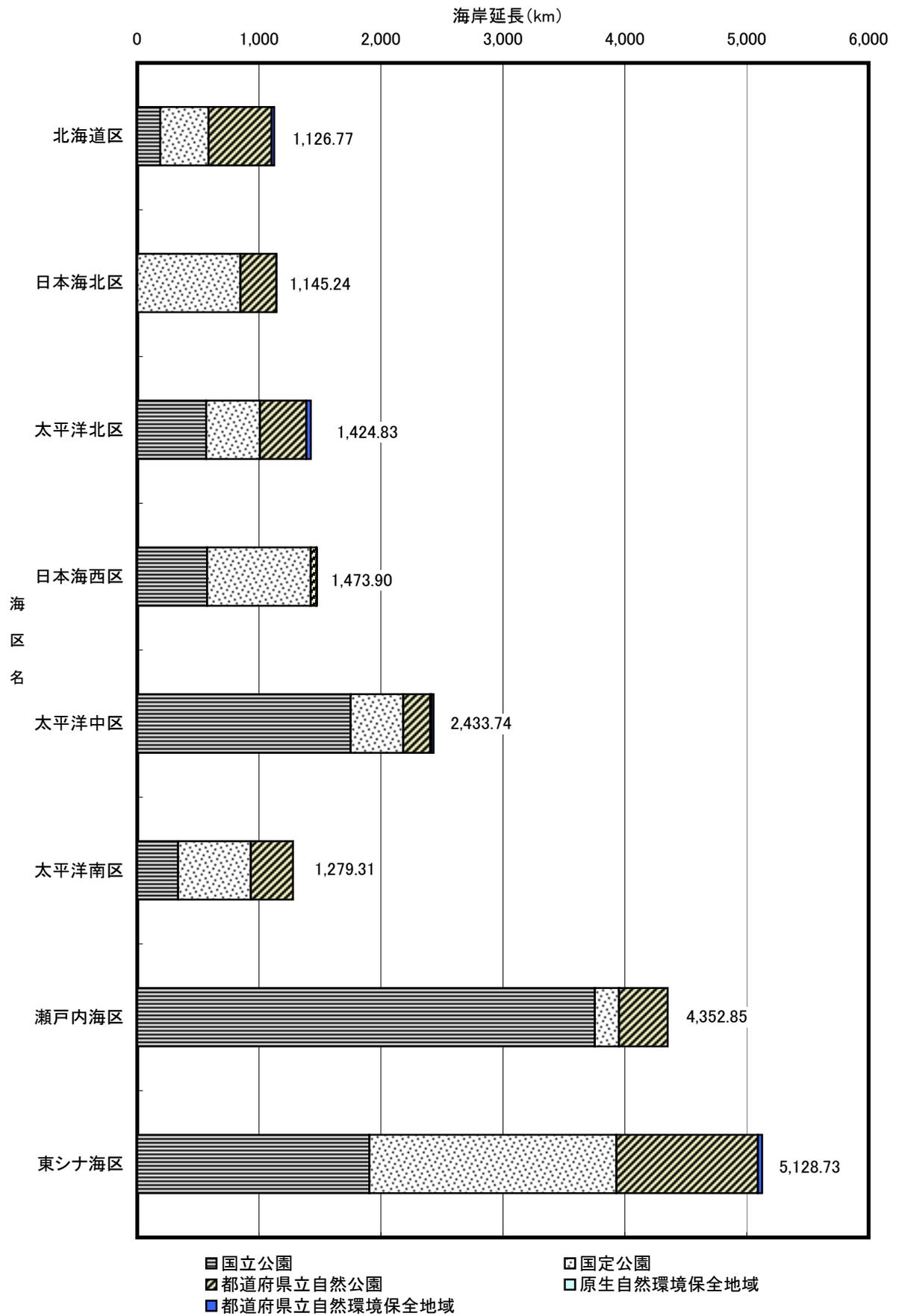


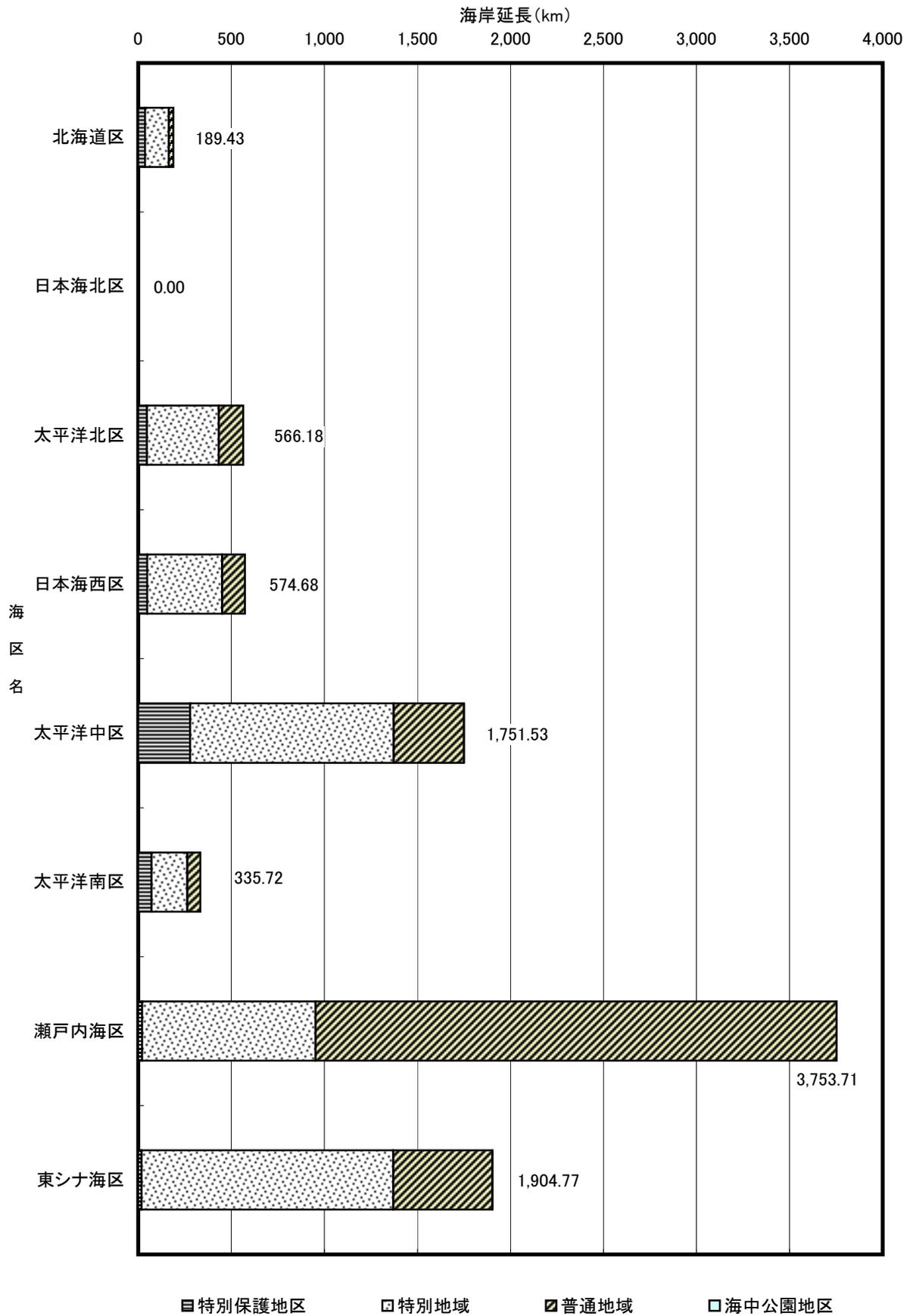
図 -2-28 都道府県別国定公園の地種区分別海岸延長



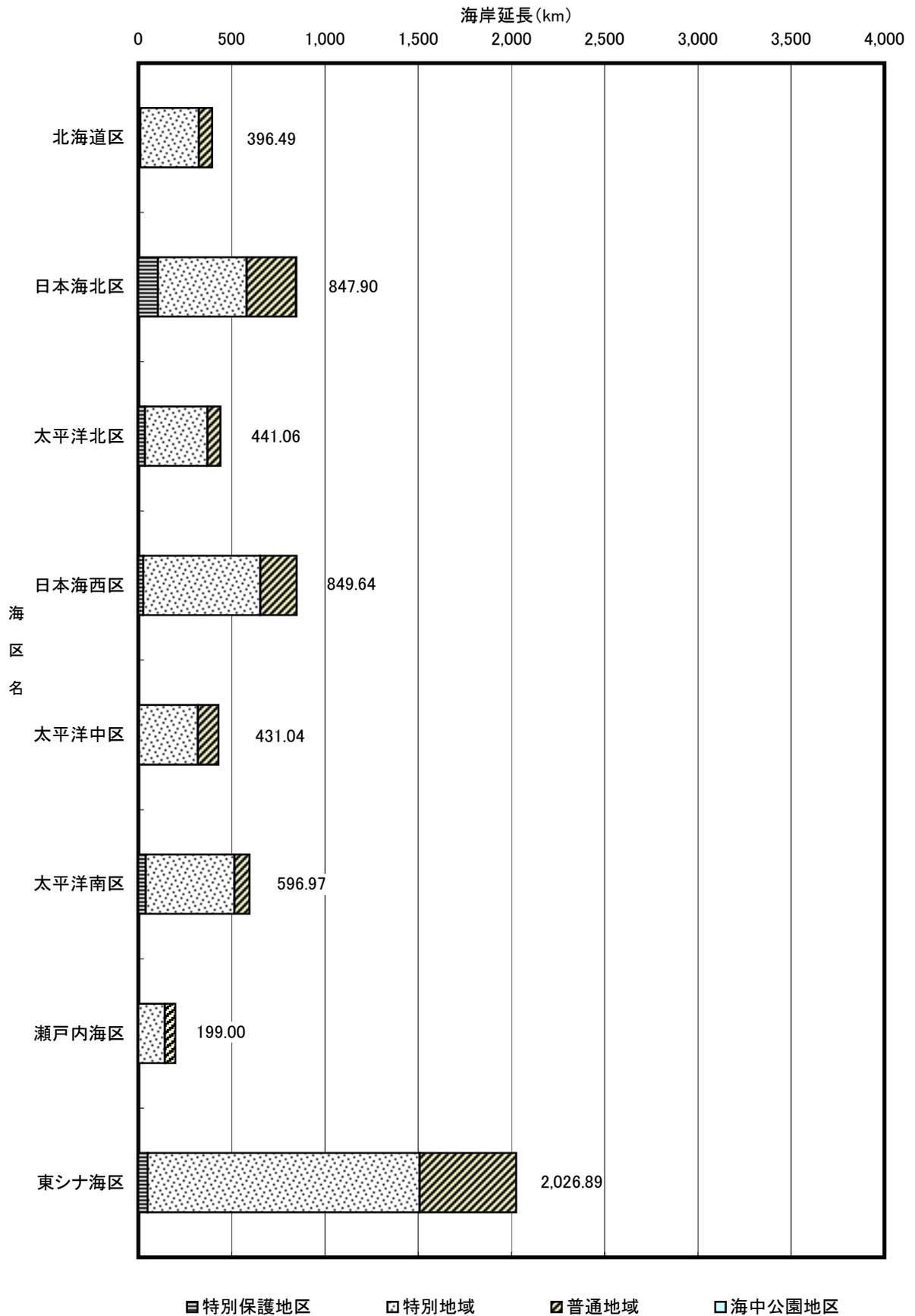
図Ⅲ-2-29 都道府県別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長



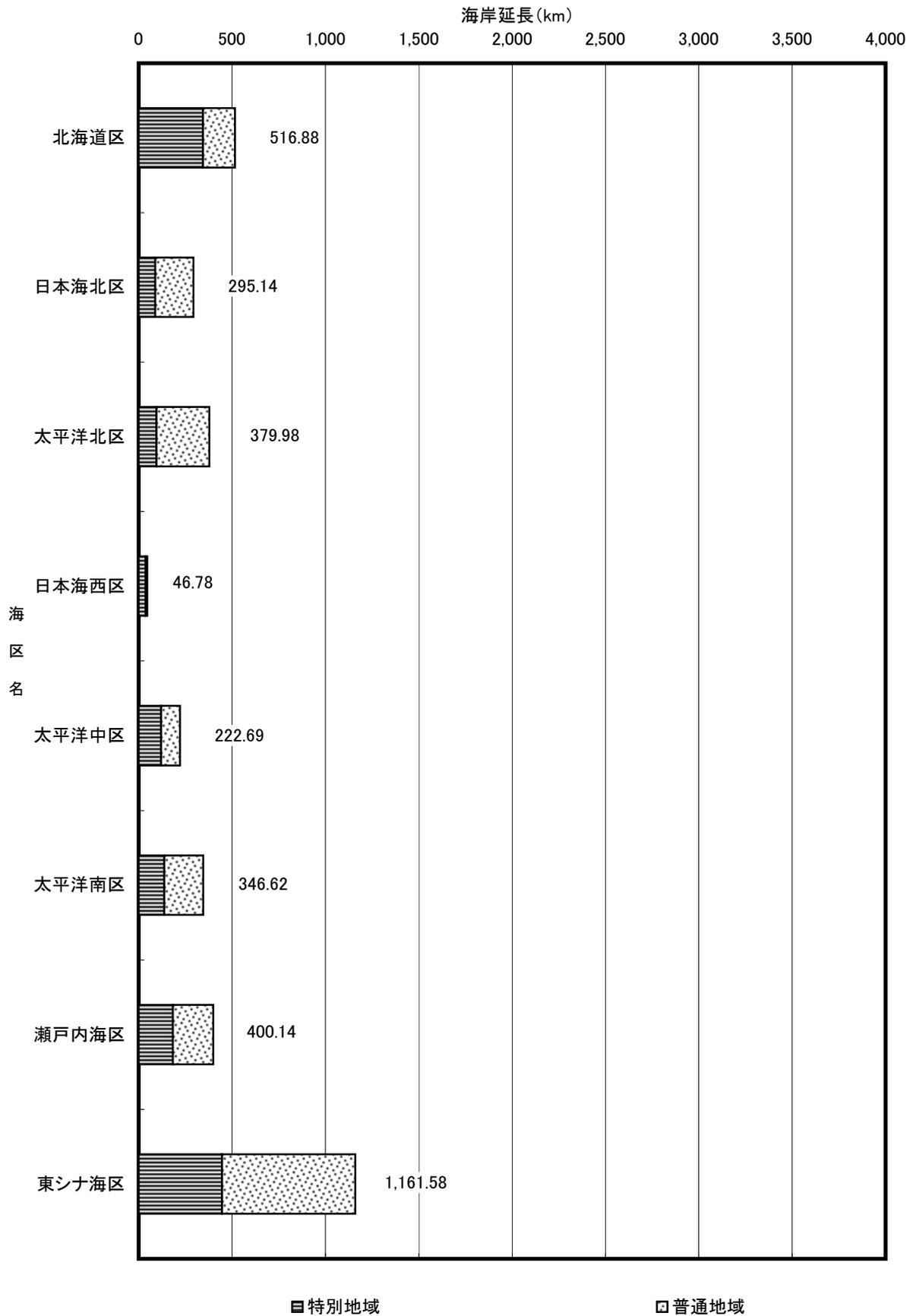
図Ⅲ-2-31 海区別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長



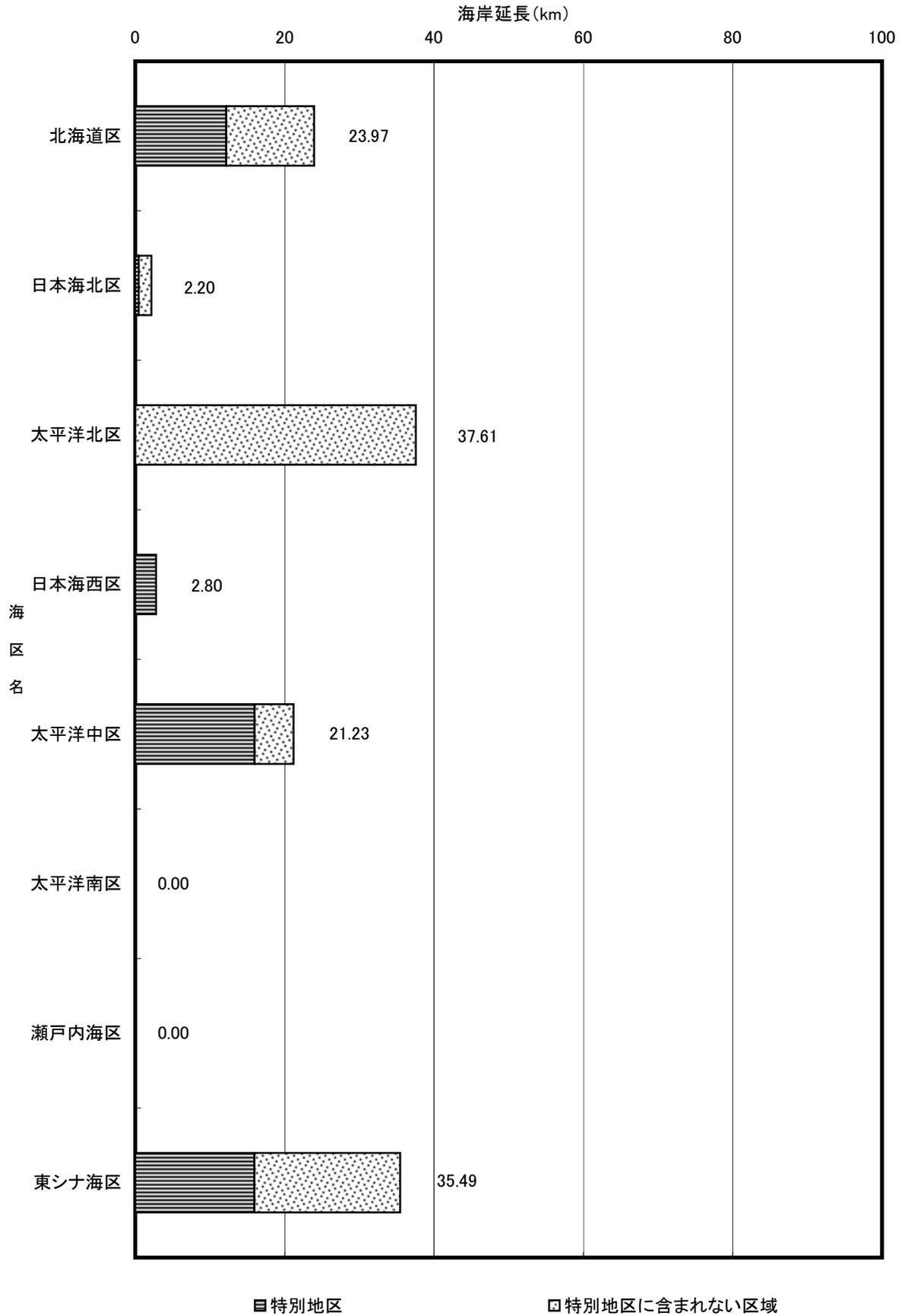
図Ⅲ-2-32 海区別国立公園の地種区分別海岸延長



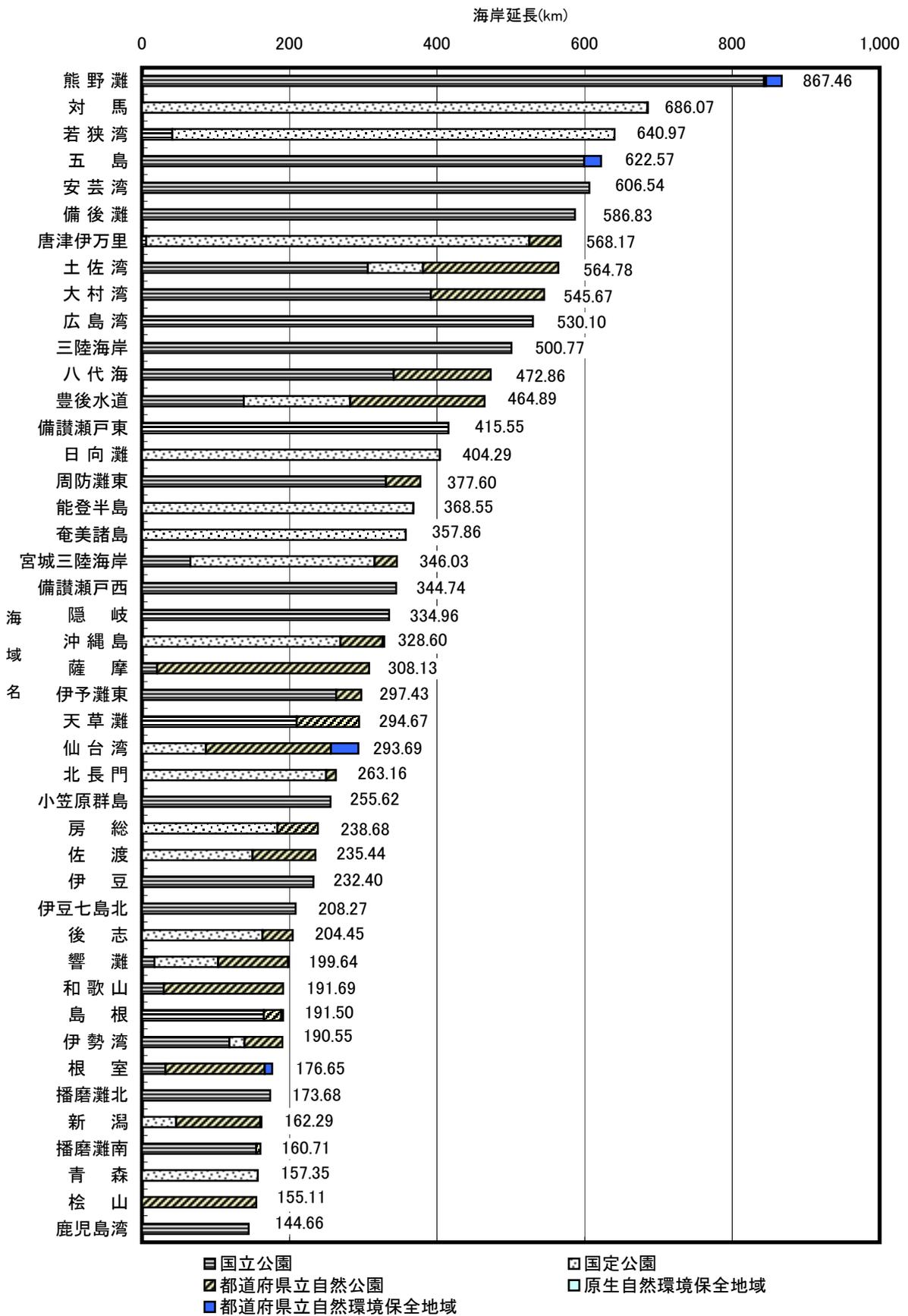
図Ⅲ-2-33 海区別国立公園の地種区分別海岸延長



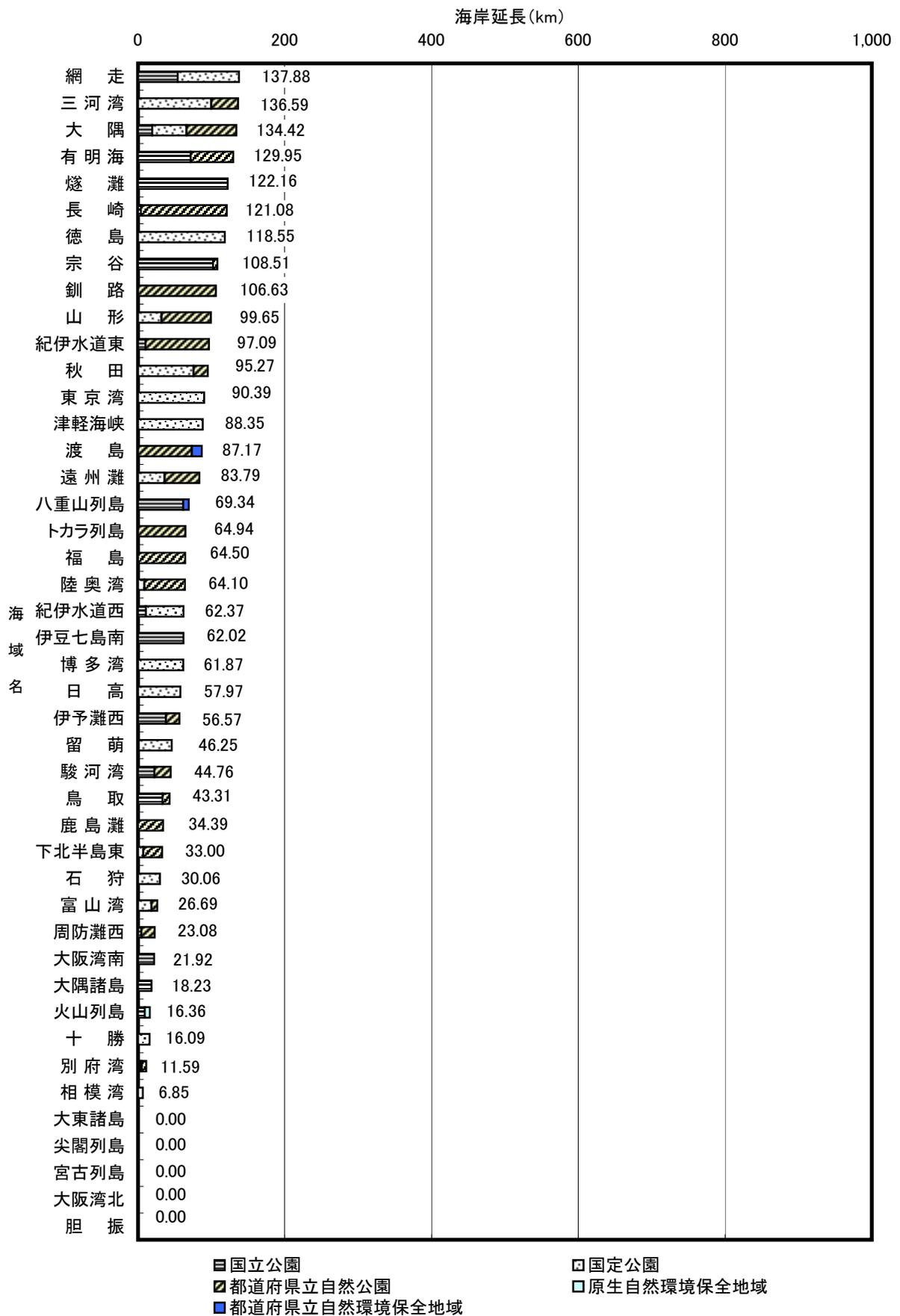
図Ⅲ-2-34 海区別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長



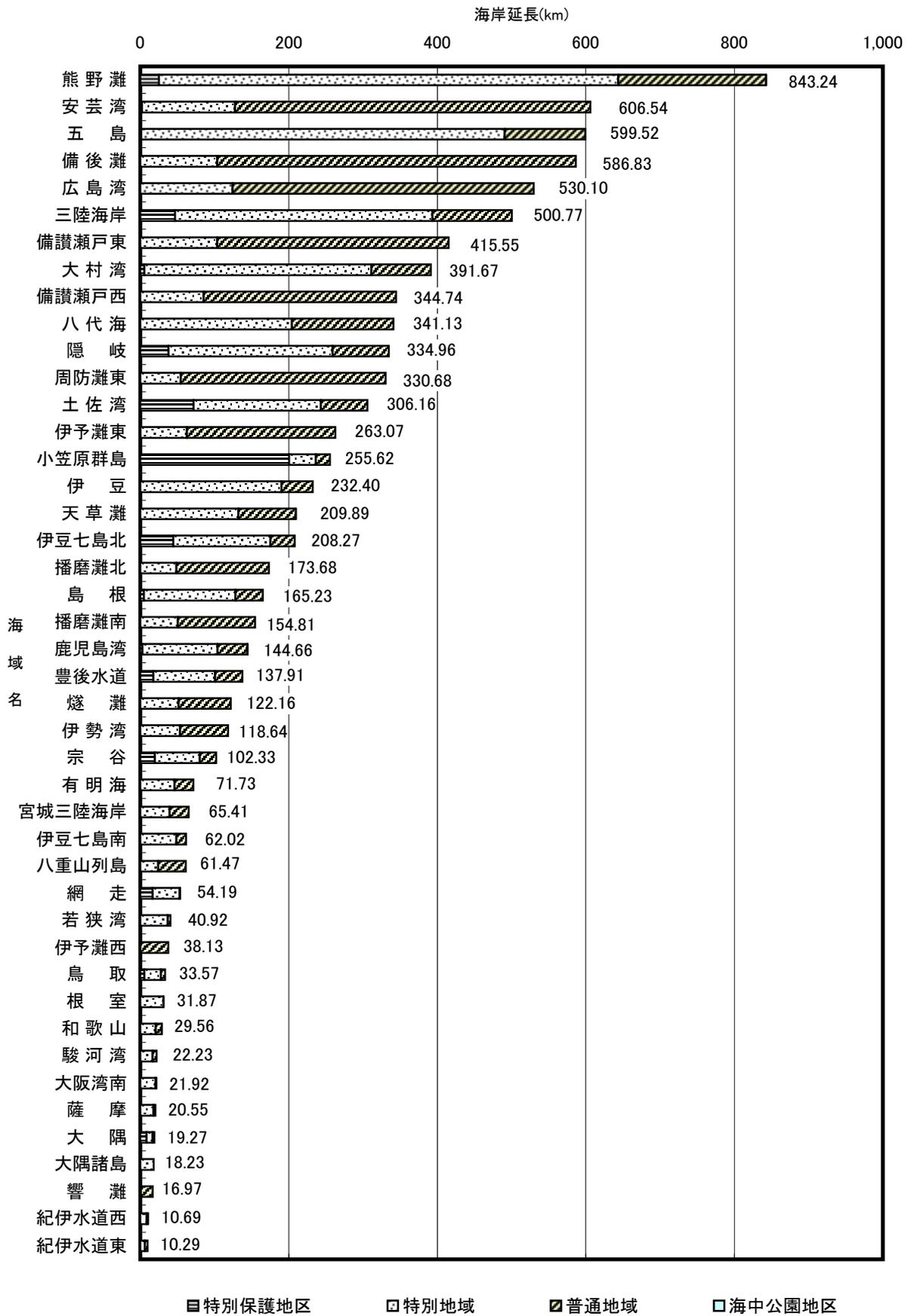
図Ⅲ-2-35 海区別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長



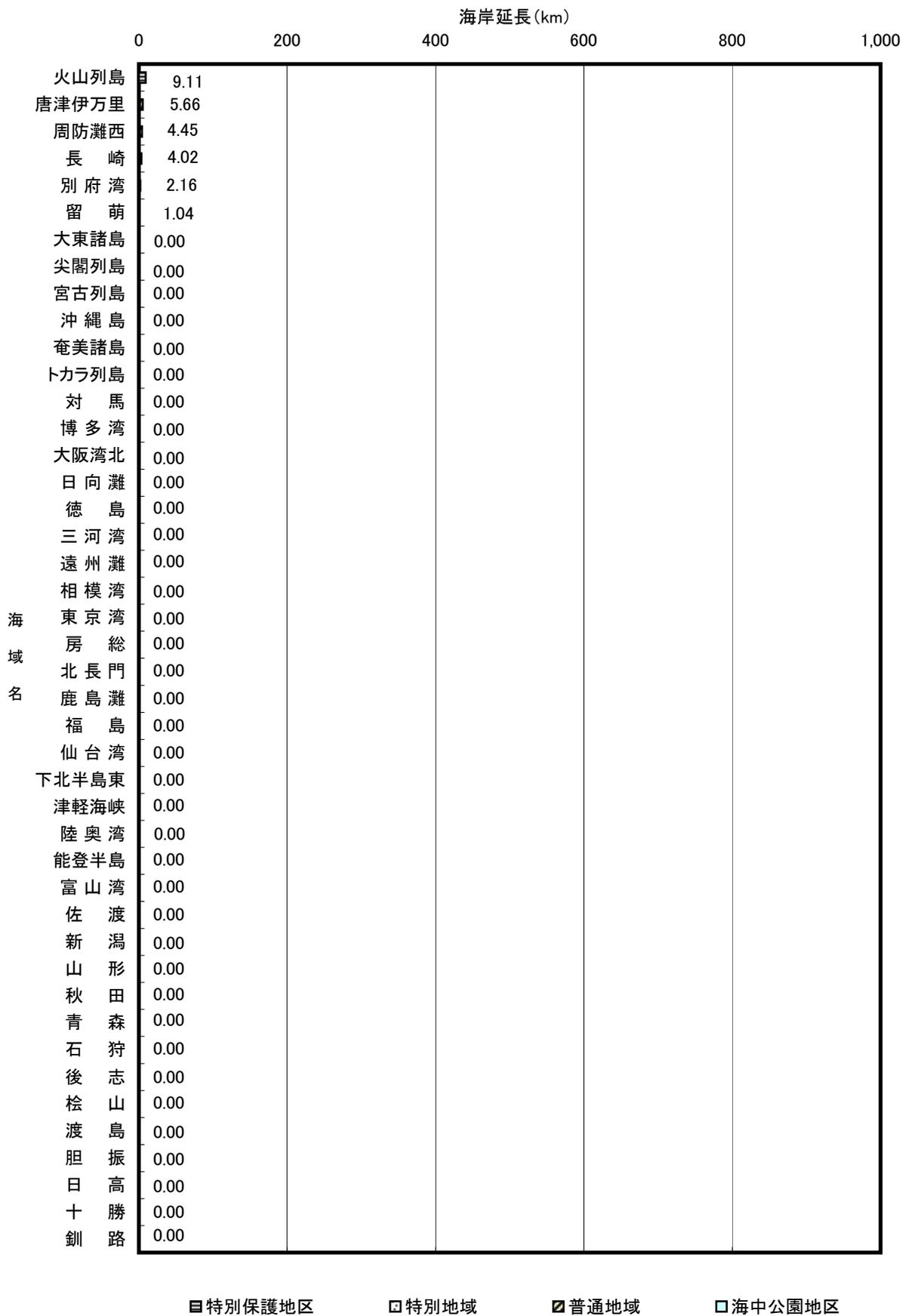
図Ⅲ-2-36(1) 海域別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長(1)



図Ⅲ-2-36(2) 海域別自然公園及び自然環境保全地域の海岸延長(2)



図Ⅲ-2-37(1) 海域別国立公園の地種区分別海岸延長(1)



図Ⅲ-2-37(2) 海域別国立公園の地種区分別海岸延長(2)

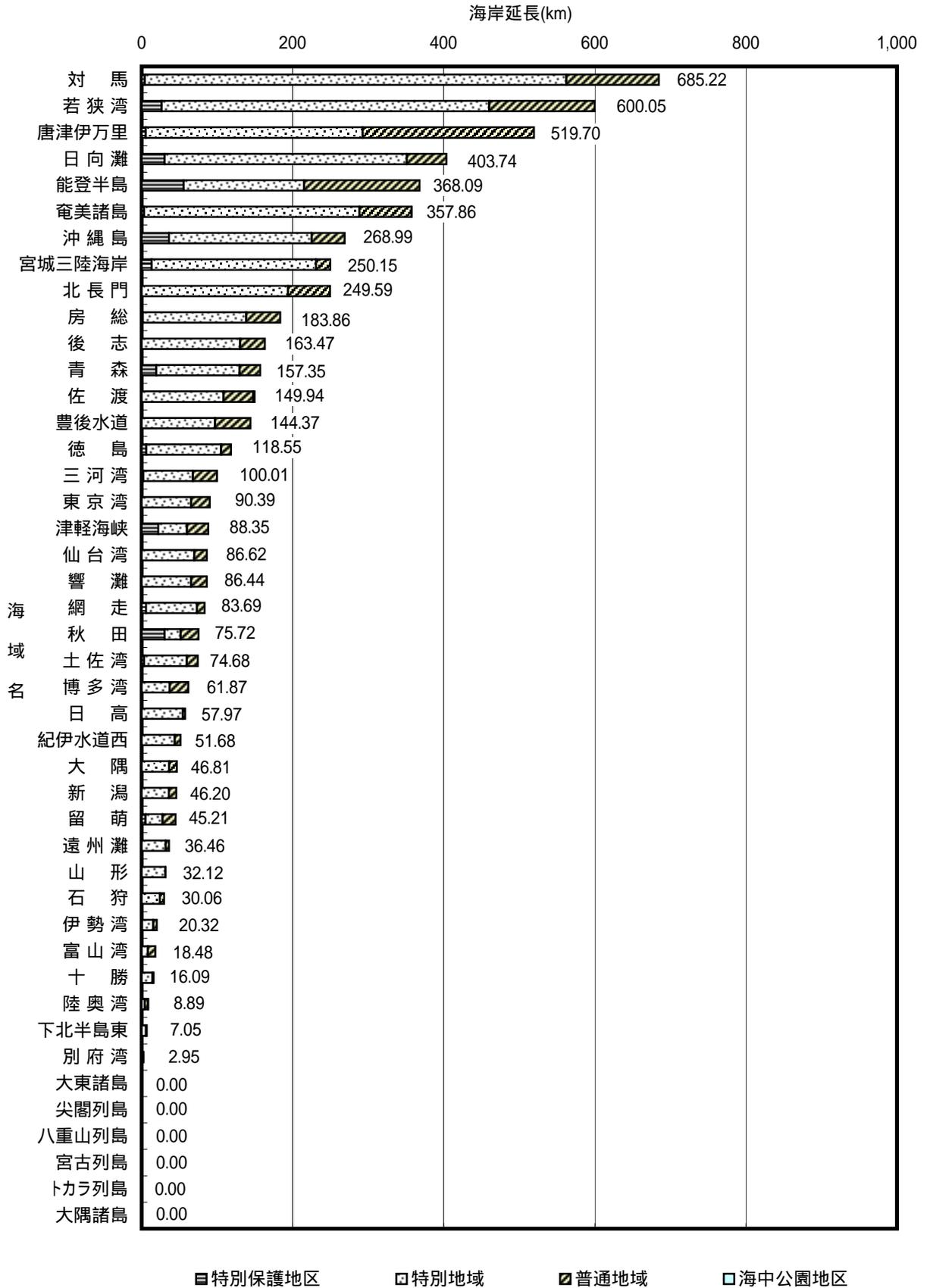
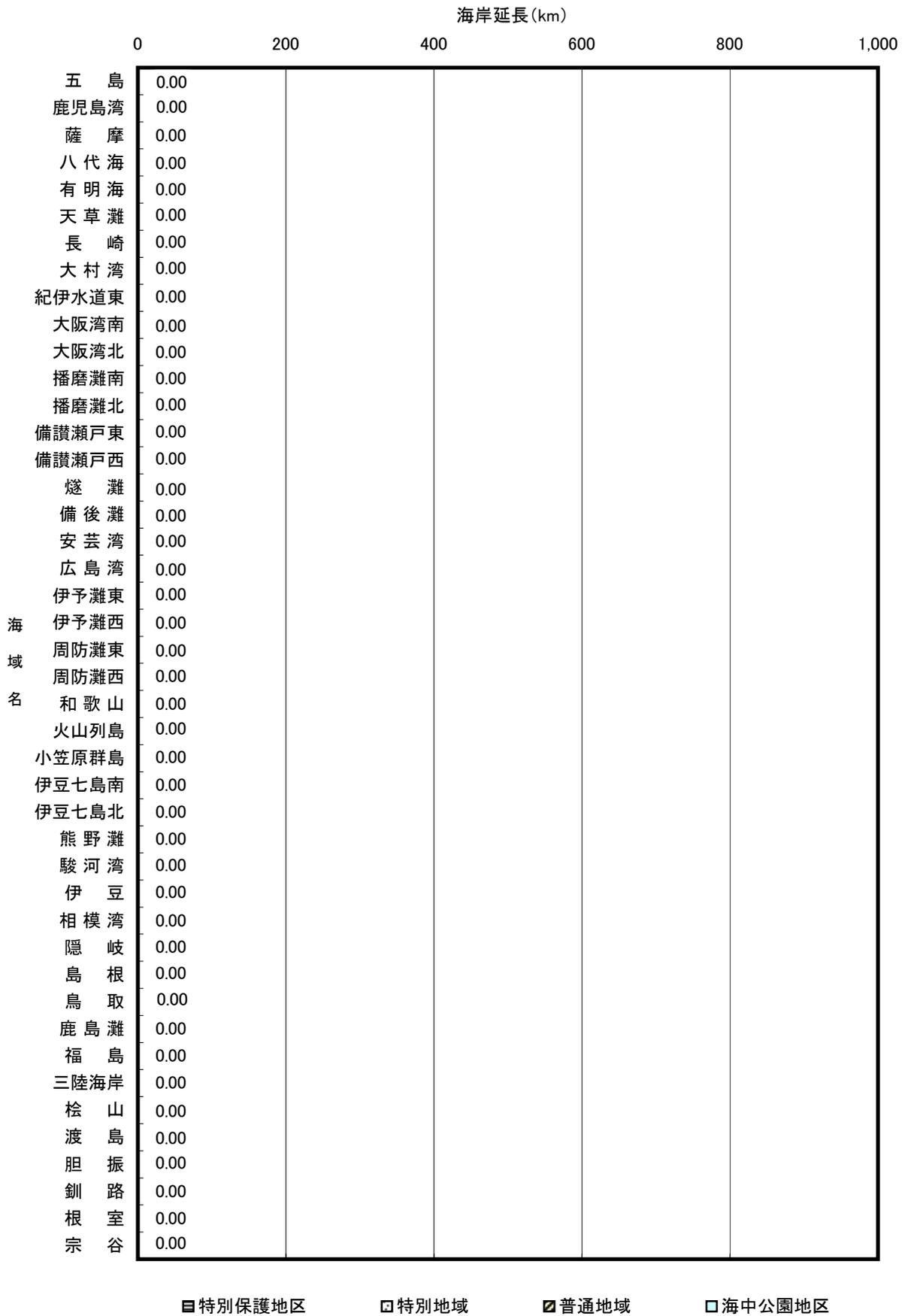
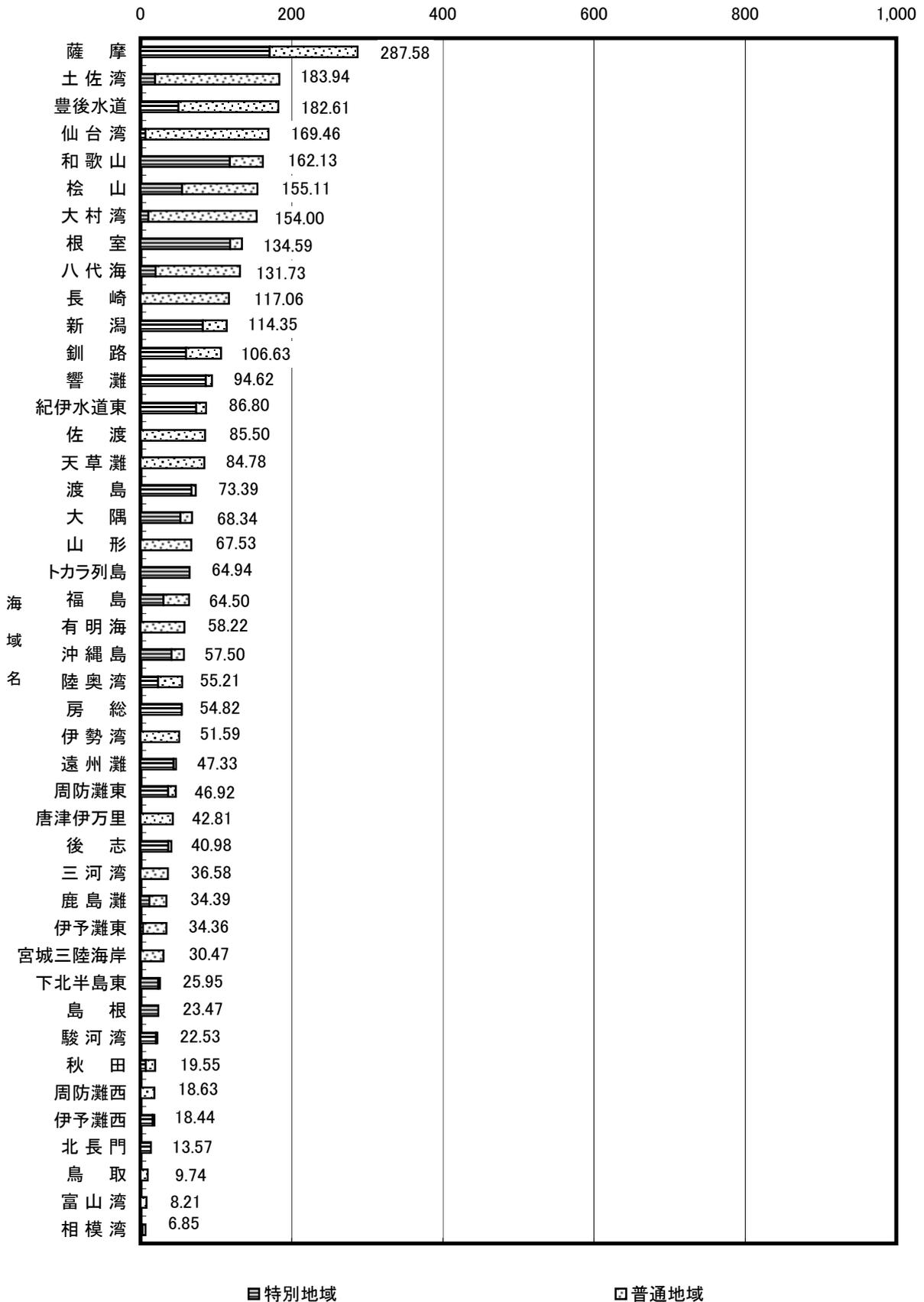


図 -2-38(1) 海域別国定公園の地種区分別海岸延長(1)



図Ⅲ-2-38(2) 海域別国定公園の地種区分別海岸延長(2)

海岸延長(km)



図Ⅲ-2-39(1) 海域別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長(1)

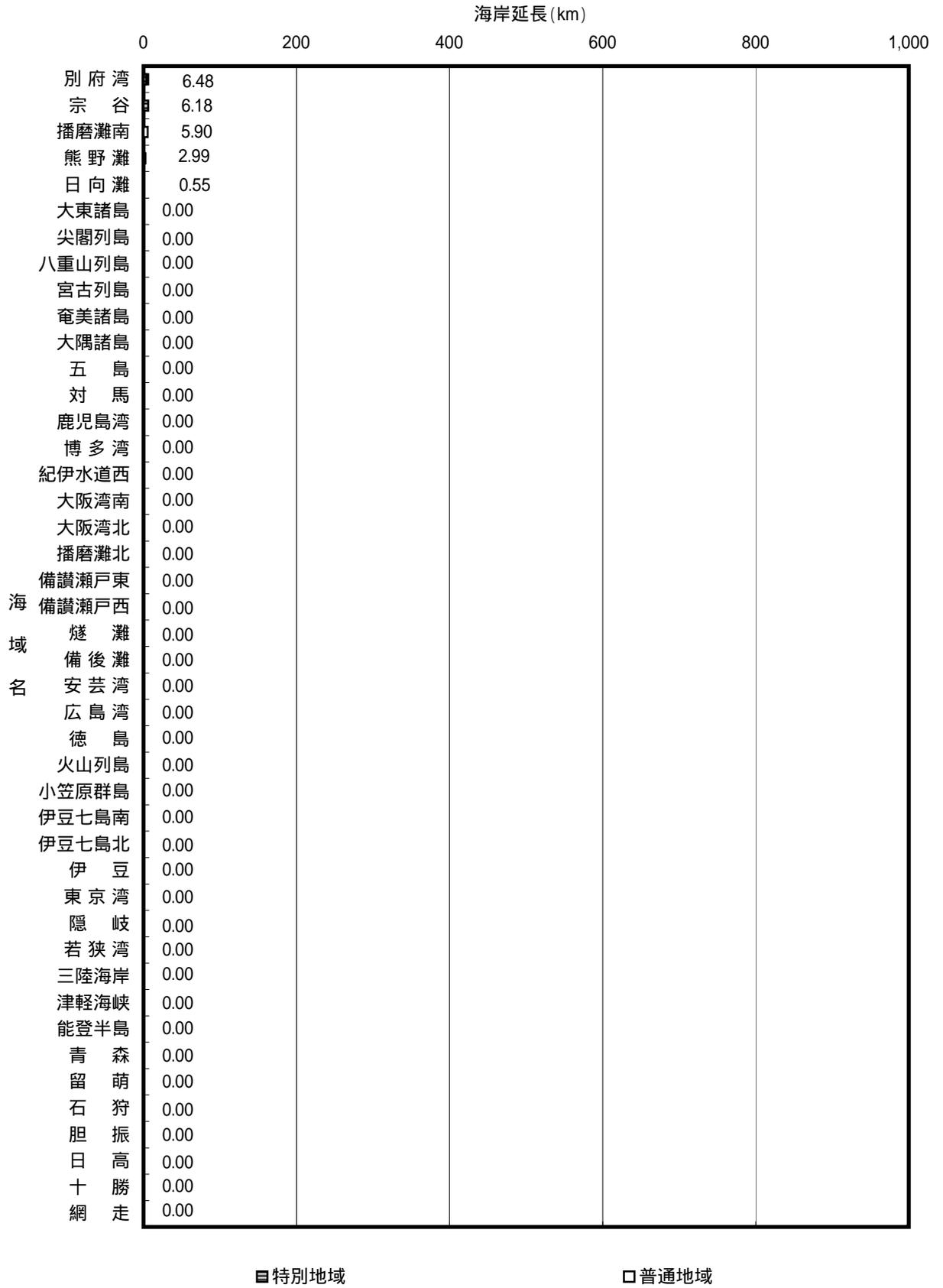


図 -2-39(2) 海域別都道府県立自然公園の地種区分別海岸延長(2)

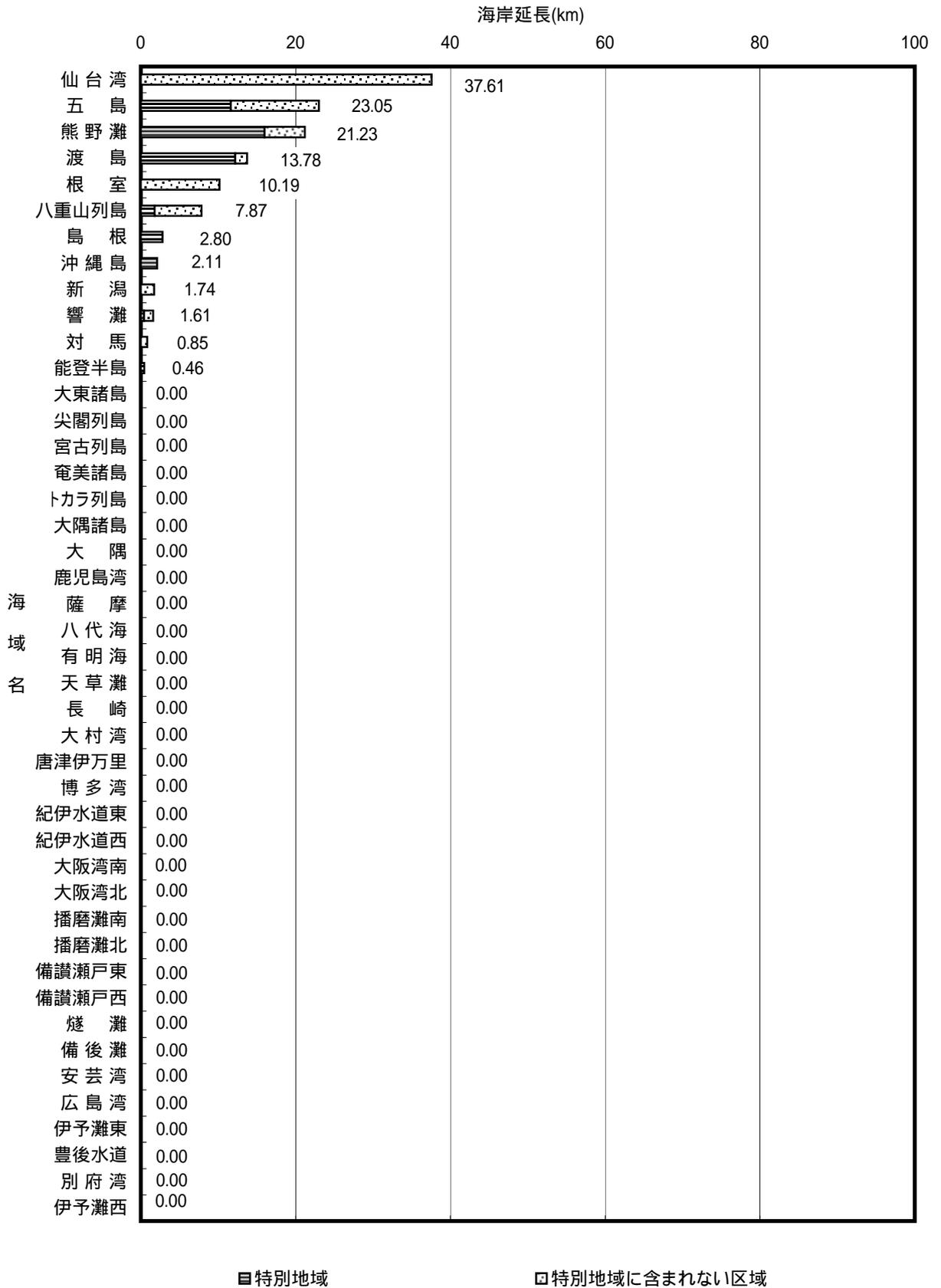
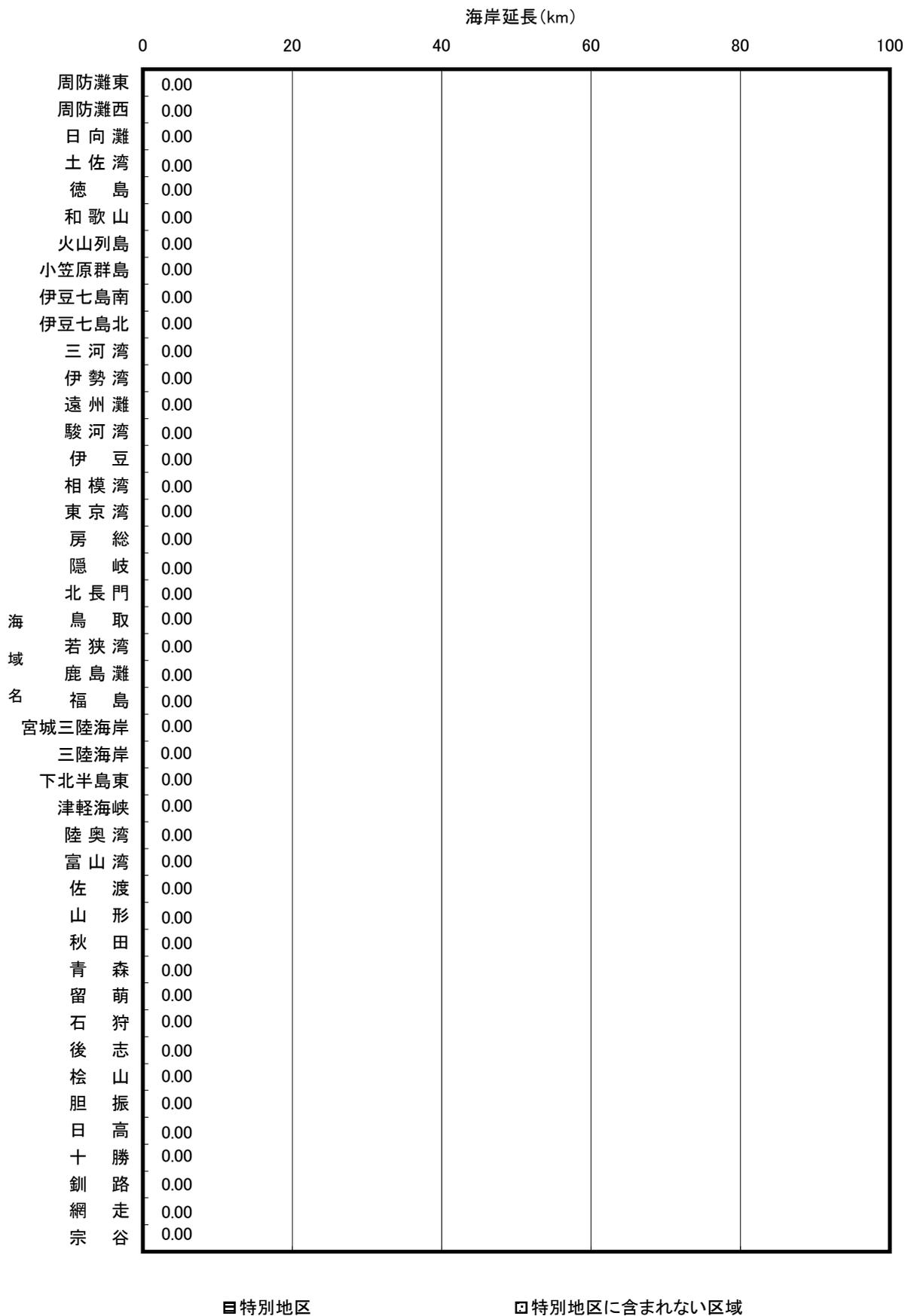


図 -2-40(1) 海域別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長(1)



図Ⅲ-2-40(2) 海域別都道府県自然環境保全地域の地種区分別海岸延長(2)

4) 鳥獣保護区の海岸延長

(1) 全 国

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律にもとづく全国の鳥獣保護区の海岸延長を、表Ⅲ－２－９に示す。

全国の鳥獣保護区の海岸延長は 6,495.48km、そのうち都道府県設その他の区域が 5,091.73km（全国の鳥獣保護区の海岸延長の 78.39%）と最も長く、次いで国設その他の区域（644.45km 同 9.92%）、都道府県設特別保護地区（334.33km 同 5.15%）、国設特別保護地区（238.20km 同 3.67%）となっている。

表Ⅲ－２－９ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律にもとづく
全国の鳥獣保護区の海岸延長

	国 設		都道府県設		その他	合 計
	特別保護 地区	その他の 区域	特別保護 地区	その他の 区域		
海岸延長	238.20	644.45	334.33	5,091.73	186.77	6,495.48
割 合	3.67	9.92	5.15	78.39	2.88	100.00

注 1) その他：複数種の分布。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別鳥獣保護区の海岸延長を、図Ⅲ－２－４１に示す。

東京都の海岸延長が 493.40km（全国の鳥獣保護区の海岸延長の 7.60%）と最も長く、次いで長崎県（470.84km 同 7.25%）、鹿児島県（470.45km 同 7.24%）、三重県（420.35km 同 6.47%）、宮城県（365.27km 同 5.62%）となっている。

これらはいずれも、都道府県設その他の区域が多い。

鳥獣保護区の海岸延長が短いのは、福島県（9.74km 全国の鳥獣保護区の海岸延長の 0.15%）、茨城県（10.04km 同 0.15%）、香川県（24.97km 同 0.38%）、鳥取県（26.47km 同 0.41%）などとなっている。大阪府には、海岸を含む鳥獣保護区はみられない。

(3) 海区・海域

① 海 区

海区別鳥獣保護区の海岸延長を、図Ⅲ－２－４２に示す。

東シナ海区の海岸延長が 1,525.47km（全国の鳥獣保護区の海岸延長の 23.49%）と最も長く、次いで太平洋中区（1,319.18km 同 20.31%）、太平洋北区

(910.83km 同 14.02%) となっている。

これらはいずれも、都道府県設その他の区域が多い。

鳥獣保護区の海岸延長が短いのは、北海道区 (185.51km 全国の鳥獣保護区の海岸延長の 2.86%) である。

② 海 域

海域別鳥獣保護区の海岸延長を、図Ⅲ－２－４３に示す。

熊野灘の海岸延長が 400.76km (全国の鳥獣保護区の海岸延長の 6.17%) と最も長く、次いで土佐湾 (358.46km 同 5.52%)、五島 (277.42km 同 4.27%)、仙台湾 (263.06km 同 4.05%)、三陸海岸 (261.26km 同 4.02%) などである。

これらのうち、土佐湾は国設その他の区域、その他の海域は都道府県設その他の区域が多い。

宗谷、網走、日高をはじめとする 10 海域で、海岸を含む鳥獣保護区がみられない。

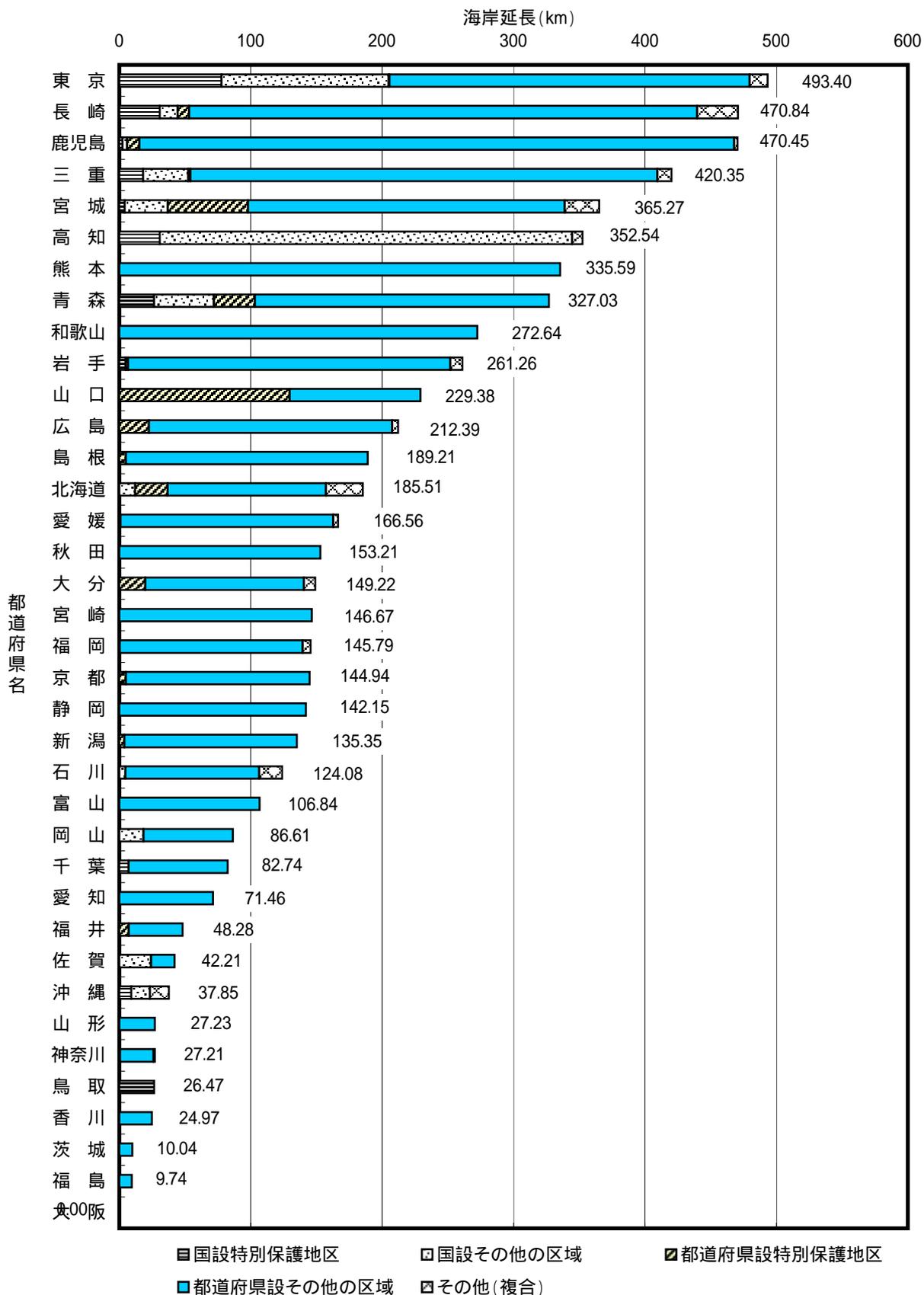
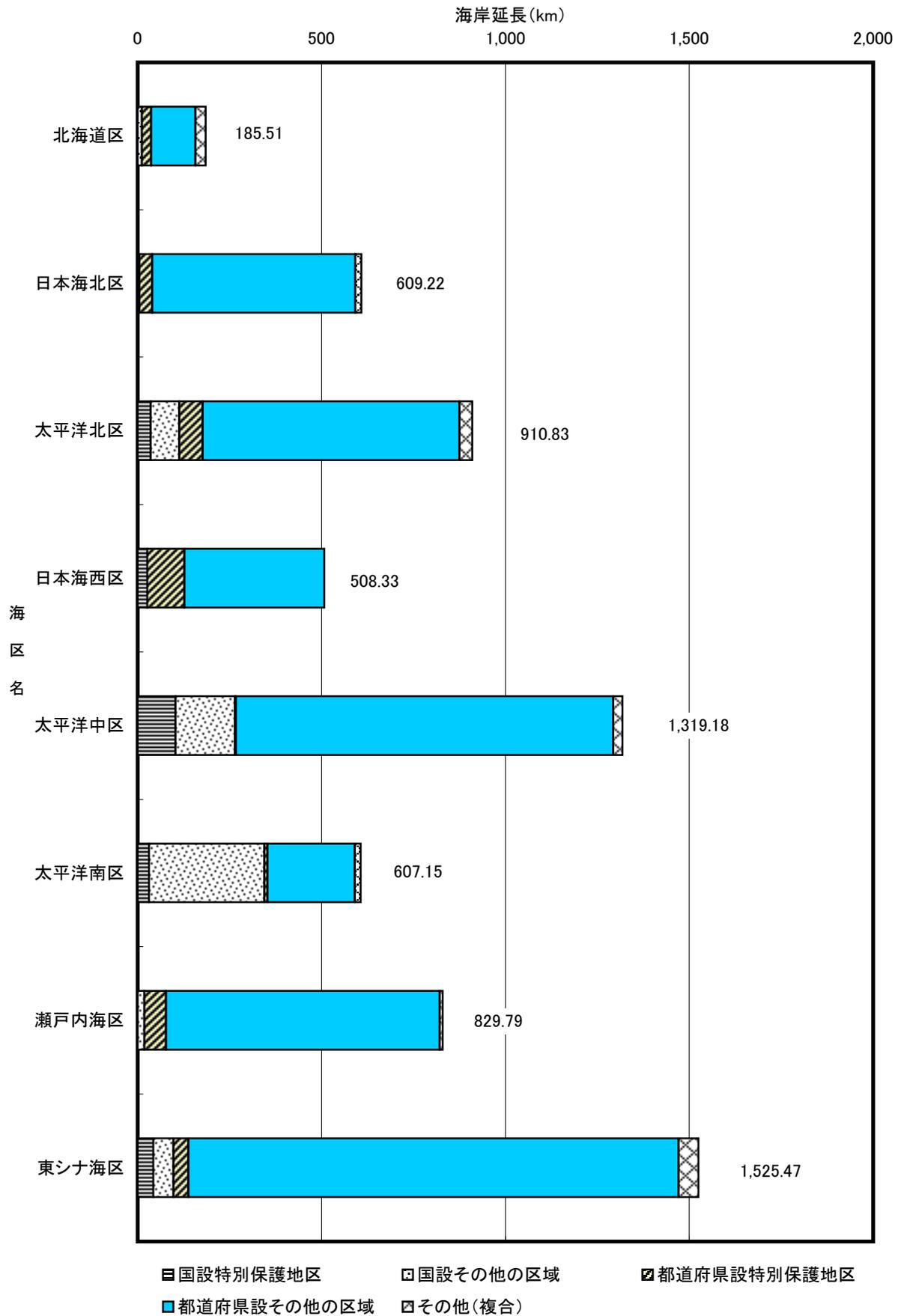
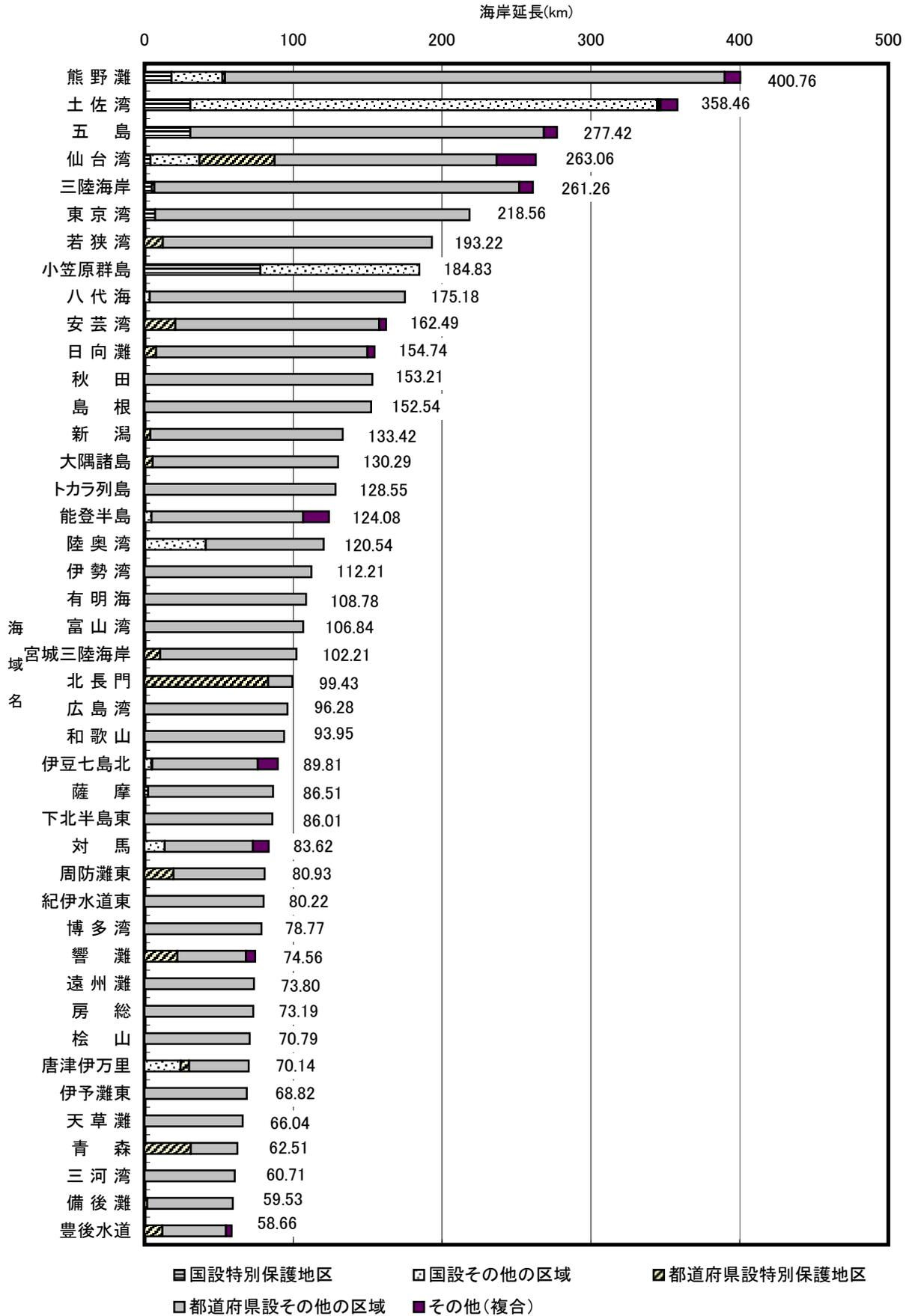


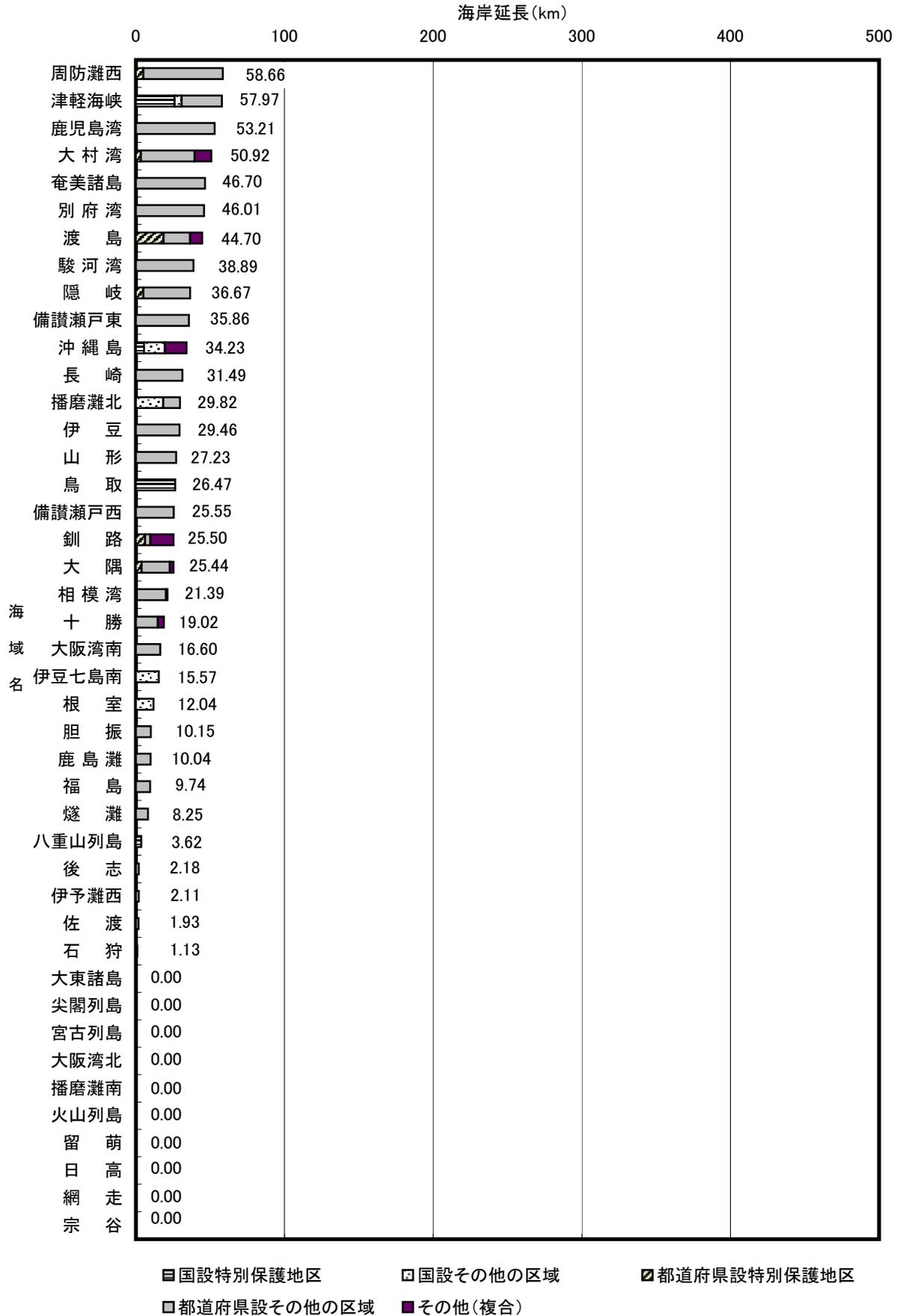
図 -2-41 都道府県別鳥獣保護区の海岸延長



図Ⅲ-2-42 海区別鳥獣保護区の海岸延長



図Ⅲ-2-43(1) 海域別鳥獣保護区の海岸延長(1)



図Ⅲ-2-43(2) 海域別鳥獣保護区の海岸延長(2)

5) 史跡・名勝・天然記念物の海岸延長

(1) 全 国

文化財保護法にもとづく全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を、表Ⅲ－2－10 に示す。

全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長は 871.28km、そのうち都道府県指定天然記念物が 195.09km（全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長の 22.39%）と最も長く、次いで国指定天然記念物（164.48km 同 18.88%）となっている。

海岸延長が短いのは、国指定特別史跡（1.39km 同 0.16%）、市町村指定名勝（6.91km 同 0.79%）である。

表Ⅲ－2－10 文化財保護法にもとづく

全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長
(km,%)

	史 跡			
	国指定特別	国指定	都道府県指定	市町村指定
海岸延長	1.39	46.65	72.45	62.63
割 合	0.16	5.35	8.32	7.19
	名 勝			
	国指定特別	国指定	都道府県指定	市町村指定
海岸延長	60.00	43.06	49.64	6.91
割 合	6.89	4.94	5.70	0.79
	天 然 記 念 物			
	国指定特別	国指定	都道府県指定	市町村指定
海岸延長	25.10	164.48	195.09	58.87
割 合	2.88	18.88	22.39	6.76
	その他	合 計		
	海岸延長	85.01	871.28	
割 合	9.76	100.00		

注 1) その他：複数種の分布。

2) 本年度（第 5 回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を、図Ⅲ－2－44 に示す。

宮城県の海岸延長が 76.83km（全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長の 8.82%）と最も長く、次いで北海道（68.94km 同 7.91%）、長崎県（68.06km 同 7.81%）、沖縄県（60.68km 同 6.96%）、広島県（46.25km 同 5.31%）となっている。

これらのうち、宮城県は国指定特別名勝、北海道は国指定天然記念物、長崎県は都道府県指定天然記念物、沖縄県は都道府県指定史跡、広島県は複数種の史跡・名勝・天然記念物が分布する区域である「その他」が多い。

史跡・名勝・天然記念物の海岸延長が短いのは、大阪府（0.18km 同 0.02%）、茨城県（1.20km 同 0.14%）、熊本県（2.12km 同 0.24%）、岡山県（3.17km 同 0.36%）、石川県（3.53km 同 0.41%）などとなっている。

(3) 海区・海域

① 海区

海區別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を、図Ⅲ－２－４５に示す。

東シナ海区の海岸延長が 201.12km（全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長の 23.08%）と最も長く、次いで太平洋北区（141.15km 同 16.20%）、瀬戸内海区（124.31km 同 14.27%）となっている。

これらのうち、東シナ海区、瀬戸内海区は都道府県指定天然記念物、太平洋北区は国指定特別名勝が多い。

史跡・名勝・天然記念物の海岸延長が短いのは、日本海北区（64.06km 同 7.35%）、北海道区（68.94km 同 7.91%）、太平洋南区（74.51km 同 8.55%）である。

② 海域

海域別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長を、図Ⅲ－２－４６に示す。

仙台湾の海岸延長が 62.01km（全国の史跡・名勝・天然記念物の海岸延長の 7.12%）と最も長く、次いで三陸海岸（45.53km 同 5.23%）、若狭湾（38.04km 同 4.37%）、日向灘（33.70km 同 3.87%）、五島（33.35km 同 3.83%）などである。

これらのうち、仙台湾は国指定特別名勝、若狭湾は国指定名勝、三陸海岸、日向灘、五島は都道府県指定天然記念物が多い。

胆振、石狩、小笠原群島、大阪湾北、尖閣列島では、海岸を含む史跡・名勝・天然記念物がみられない。

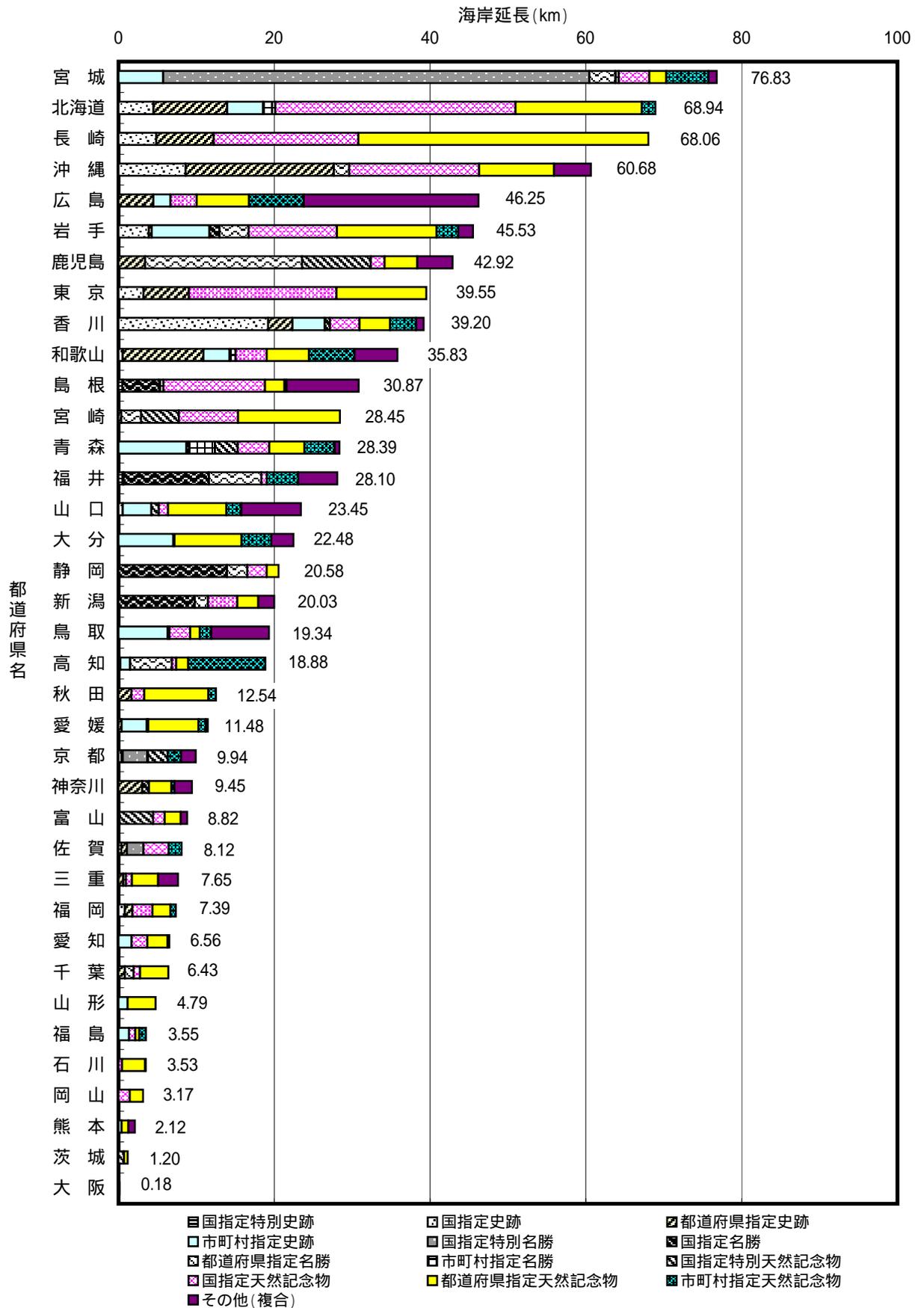


図 -2-44 都道府県別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長



図Ⅲ-2-45 海区別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長

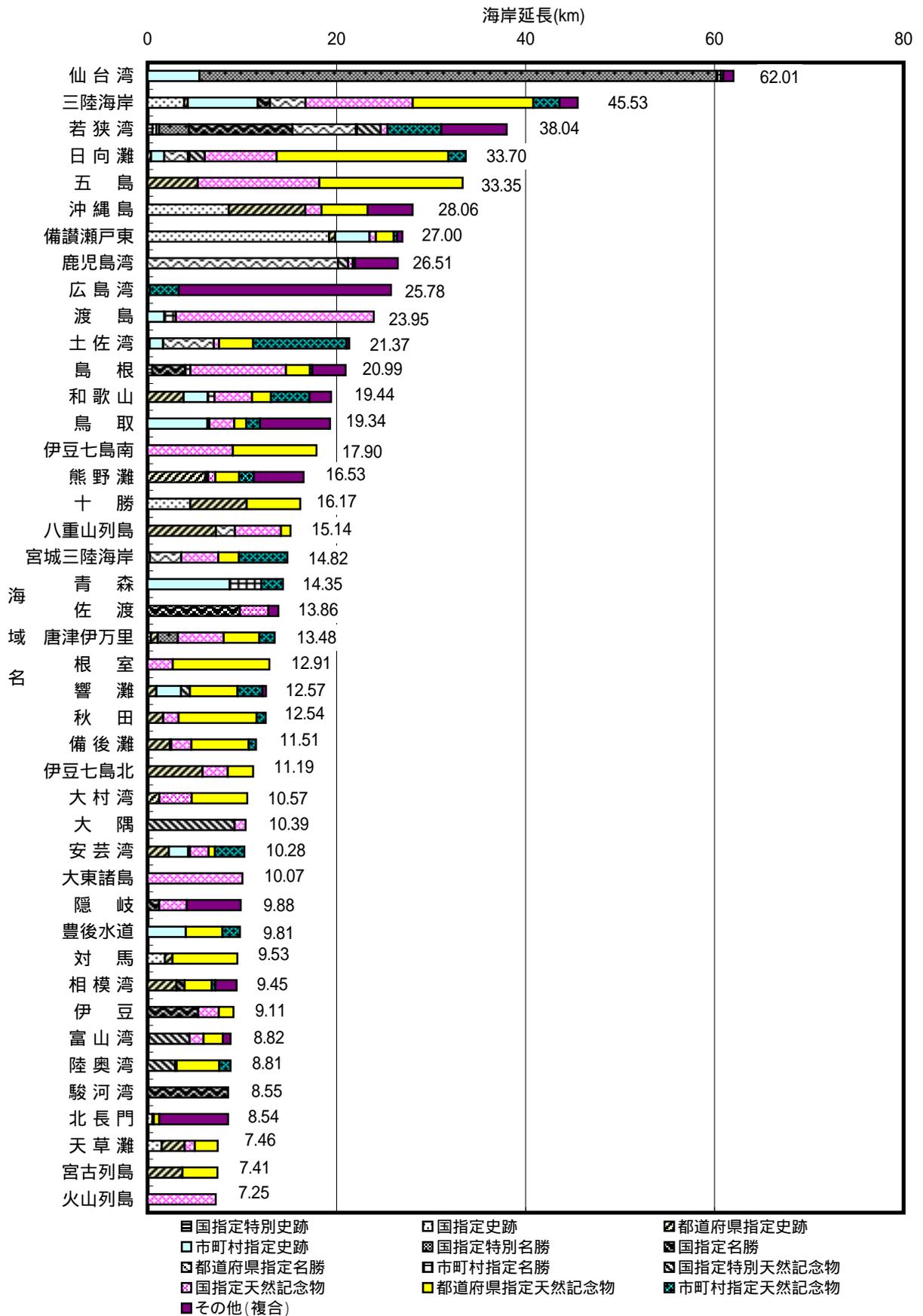


図 -2-46(1) 海域別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長(1)

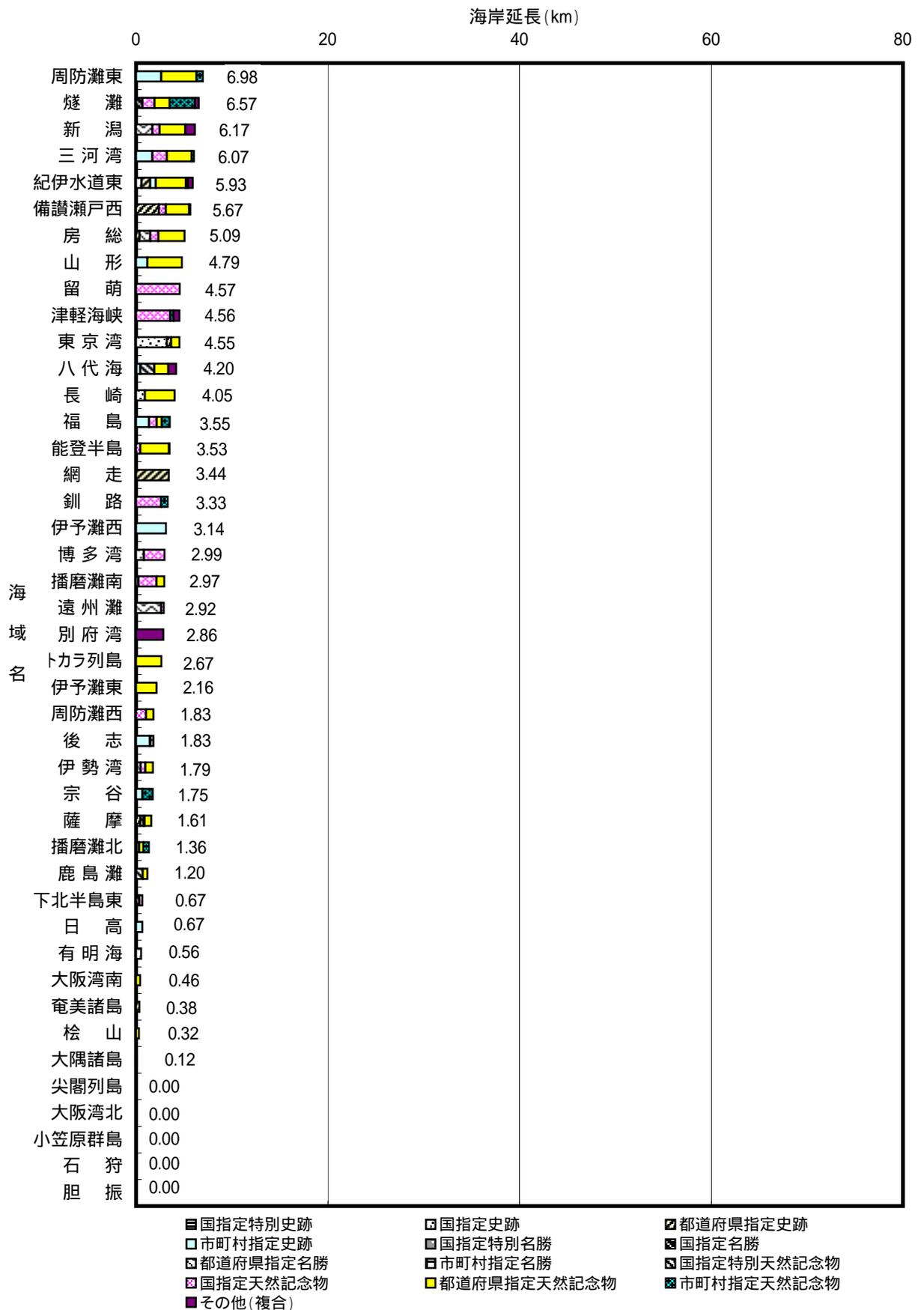


図 -2-46(2) 海域別史跡・名勝・天然記念物の海岸延長(2)

6) 海洋性レクリエーションエリアの海岸延長

(1) 全 国

全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を、表Ⅲ－２－11 に示す。

全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長は 2,569.35km で、海水浴場 (711.03km 全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の 27.67%)、釣り場 (701.07km 同 27.29%) が多く、これら両者で全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の 54.96%を占める。

海岸延長が短いのは、ゲレンデ(1.65km 同0.06%)、ボードセイリング(7.55km 同0.29%)、サーフィン (33.78km 同 1.31%) である。

表Ⅲ－２－11 全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長 (km,%)

	海水浴場	釣り場	潮干狩り	マリーナ	ダイビング スポット
海岸延長	711.03	701.07	87.29	184.05	51.42
割 合	27.67	27.29	3.40	7.16	2.00
	ボード セイリング	ゲレンデ (水上バイク)	サーフィン	その他	合 計
海岸延長	7.55	1.65	33.78	791.51	2,569.35
割 合	0.29	0.06	1.31	30.81	100.00

注1) その他：複数種の分布。

2) 本年度（第5回）未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を、図Ⅲ－２－47 に示す。

鹿児島県の海岸延長が 559.51km (全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の 21.78%) と最も長く、次いで和歌山県 (172.41km 同 6.71%)、長崎県 (172.19km 同 6.70%)、高知県 (150.44km 同 5.86%)、広島県 (139.98km 同 5.45%) となっている。

これらのうち、鹿児島県は複数種の海洋性レクリエーションエリアを含む「その他」が特に多く、その他の都道府県は釣り場が多い。

海洋性レクリエーションエリアの海岸延長が短いのは、山形県 (4.14km 同 0.16%)、大分県 (5.02km 同 0.20%)、佐賀県 (7.86km 同 0.31%)、宮城県 (12.28km 同 0.48%)、富山県 (12.87km 同 0.50%) などとなっている。

(3) 海区・海域

① 海区

海区別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を、図Ⅲ-2-48に示す。

東シナ海区の海岸延長が846.54km(全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の32.95%)と最も長く、次いで瀬戸内海区(421.74km 同16.41%)、太平洋中区(410.09km 同15.96%)となっている。

これらのうち、東シナ海区は複数種の海洋性レクリエーションエリアを含む「その他」や釣り場、瀬戸内海区は釣り場、太平洋中区は海水浴場が多い。

海洋性レクリエーションエリアの海岸延長が短いのは、太平洋北区(98.19km 同3.82%)、北海道区(118.76km 同4.62%)、日本海北区(141.48km 同5.51%)である。

② 海域

海域別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長を、図Ⅲ-2-49に示す。

奄美諸島の海岸延長が453.52km(全国の海洋性レクリエーションエリアの海岸延長の17.65%)と最も長く、次いで土佐湾(150.75km 同5.87%)、若狭湾(103.54km 同4.03%)、伊豆七島北(85.14km 同3.31%)、五島(81.41km 同3.17%)などである。

これらの海域のうち、奄美諸島は複数種の海洋性レクリエーションエリアを含む「その他」、若狭湾は海水浴場、土佐湾、伊豆七島、五島は釣り場が多い。

釧路、火山列島、トカラ列島、尖閣列島、大東諸島では海洋性レクリエーションエリアはみられない。

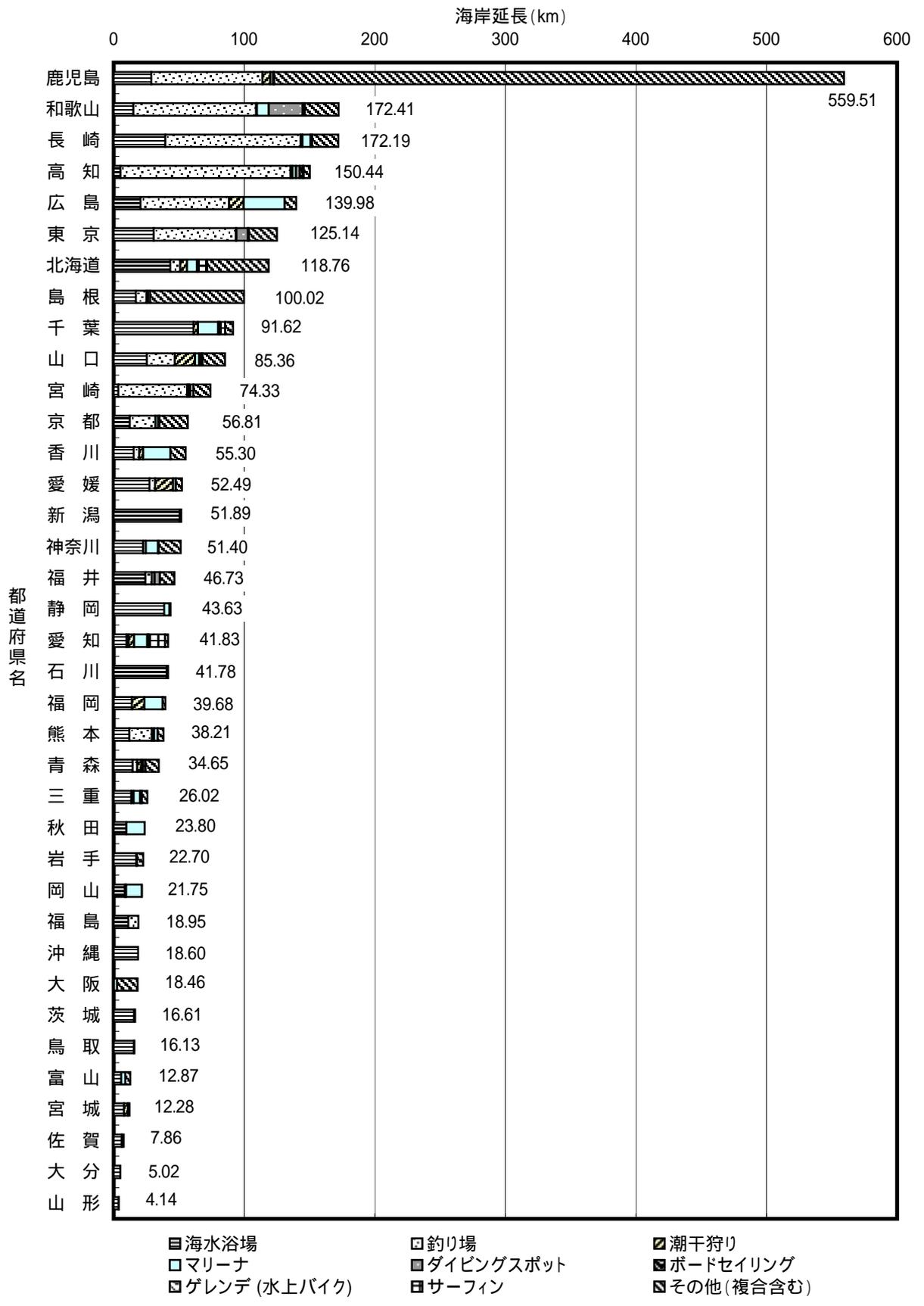
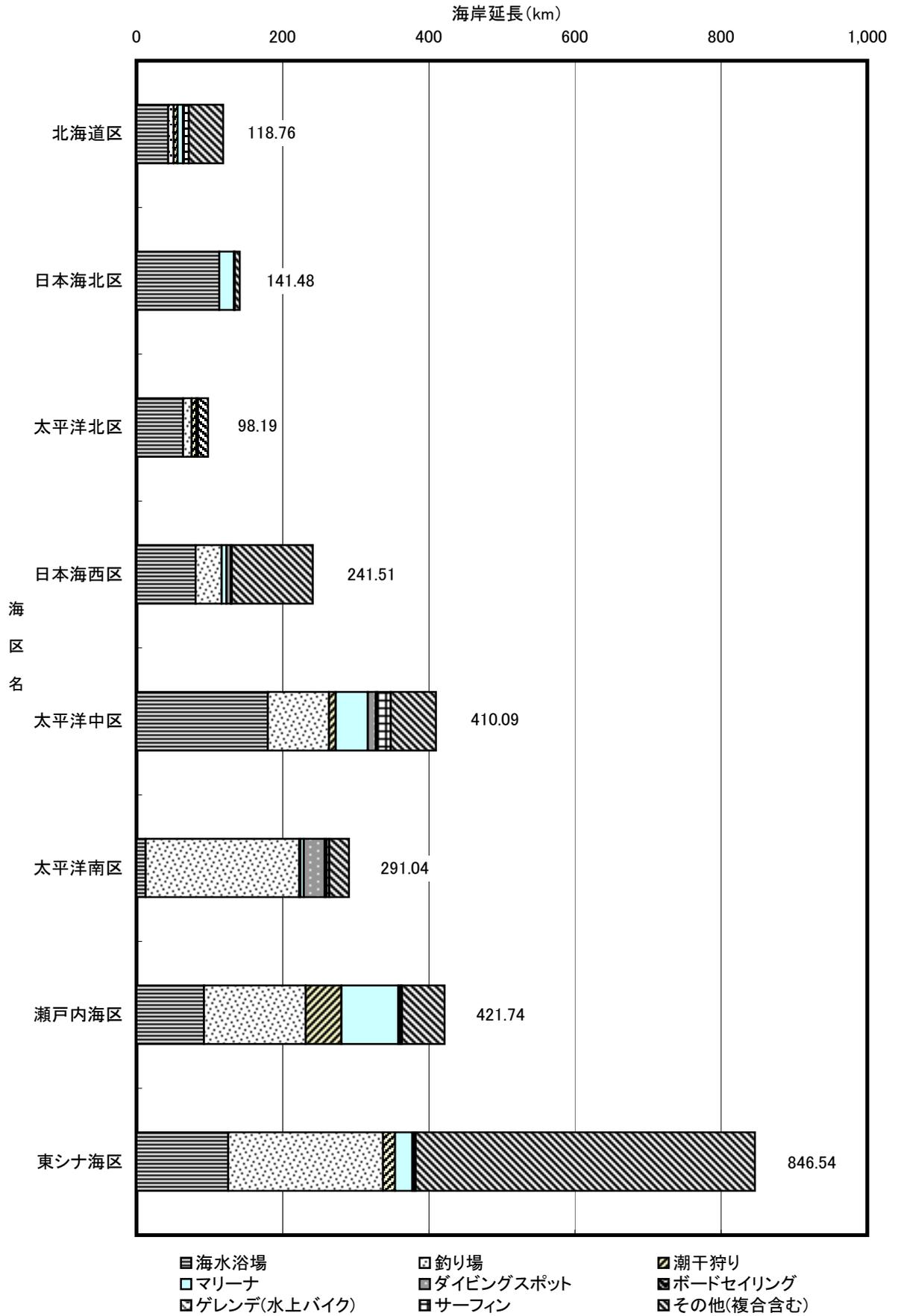
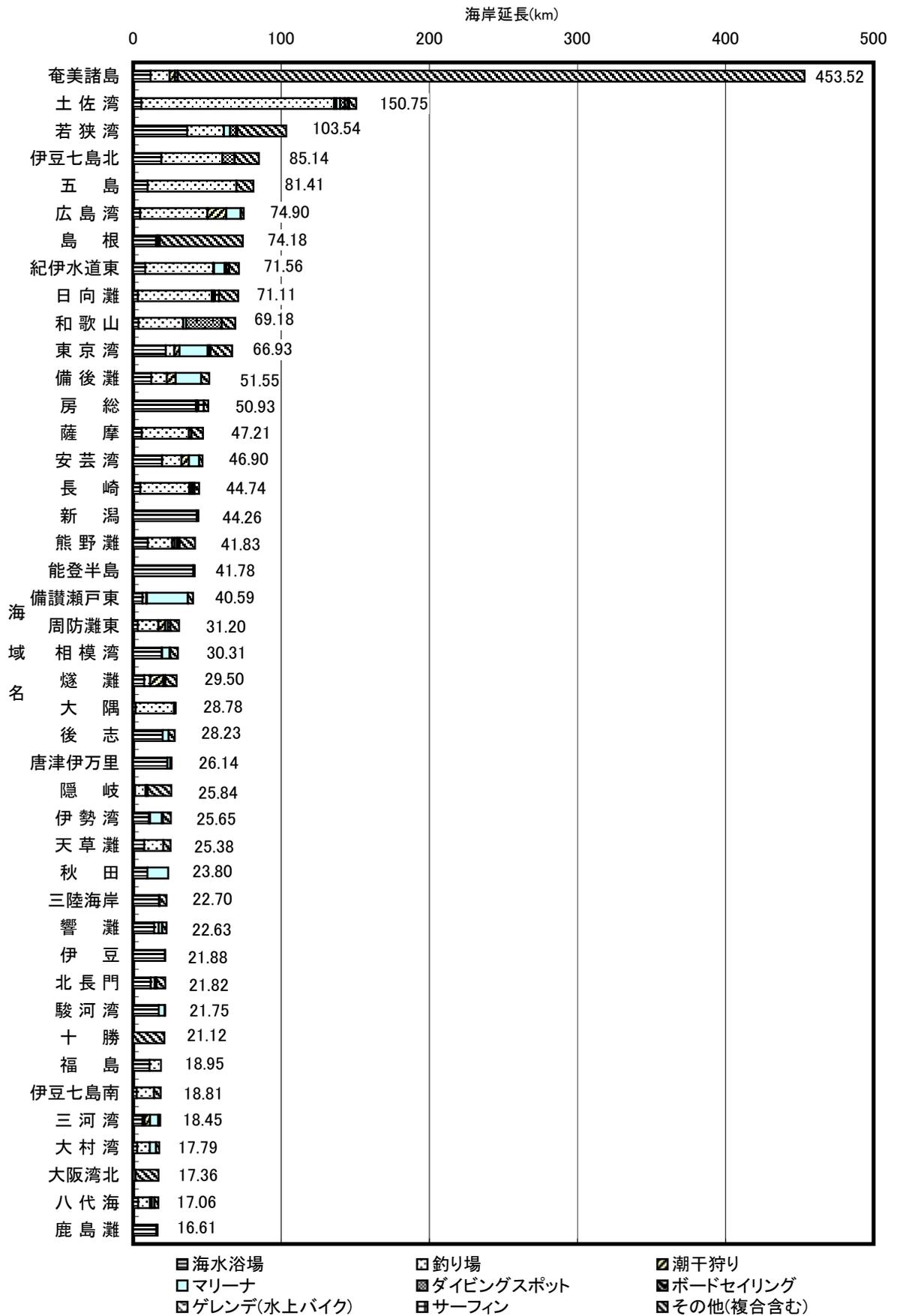


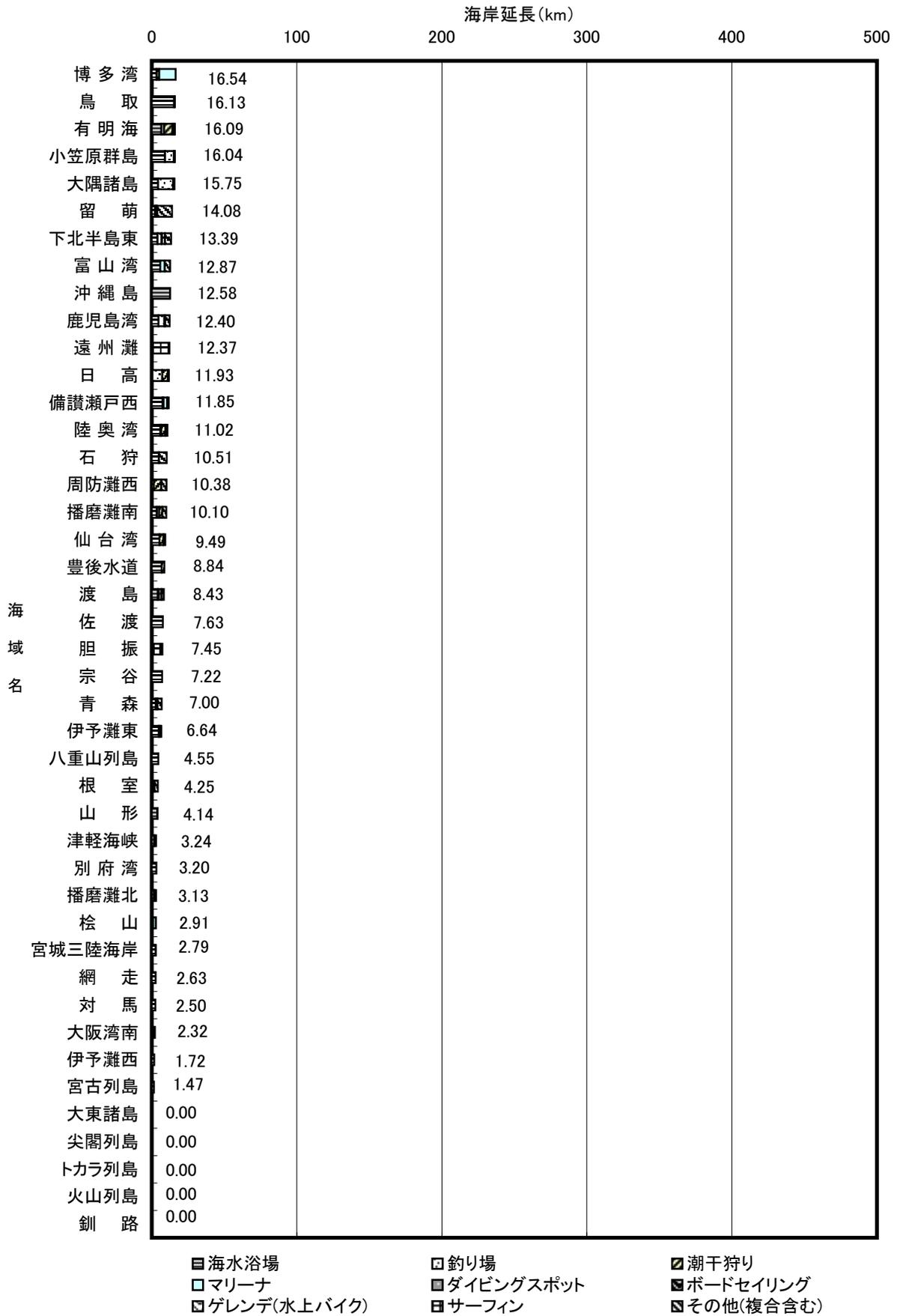
図 -2-47 都道府県別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長



図Ⅲ-2-48 海区別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長



図Ⅲ-2-49(1) 海域別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長(1)



図Ⅲ-2-49(2) 海域別海洋性レクリエーションエリアの海岸延長(2)

7) その他特記すべき地域の海岸延長

(1) 全 国

全国のおもた記すべき地域の海岸延長を、表Ⅲ－2－12に示す。

前項までの調査には該当しないが、海辺利用・法指定等の状況を把握するにあたって重要な生物に関する事項(例えばウミガメの産卵地)、地形に関する事項(例えば特異な景観を有する瀬)、海辺に係る祭り(例えば海神祭り)等をそのおもた記すべき地域として調査した。

全国のおもた記すべき地域の海岸延長は576.39kmで、生物(241.48km 全国のおもた記すべき地域の海岸延長の41.90%)、地形(176.94km 同30.70%)、祭り(151.03km 同26.20%)の順となっている。

表Ⅲ－2－12 全国のおもた記すべき地域の海岸延長

(km,%)

	生 物	地 形	祭 り	その他	合 計
海岸延長	241.48	176.94	151.03	6.94	576.39
割 合	41.90	30.70	26.20	1.20	100.00

注1) その他：複数種の分布を含む。

2) 本年度(第5回)未調査の兵庫県、徳島県を含まない。

(2) 都道府県

都道府県別おもた記すべき地域の海岸延長を、図Ⅲ－2－50に示す。

鹿児島県の海岸延長が61.41km(全国のおもた記すべき地域の海岸延長の10.65%)と最も長く、次いで愛知県(56.41km 同9.79%)、和歌山県(51.83km 同8.99%)、北海道(51.73km 同8.97%)、青森県(49.22km 同8.54%)となっている。

これらのうち、鹿児島県、愛知県、和歌山県は生物、北海道は生物、祭り、青森県は地形が多い。

宮城県、茨城県、新潟県、富山県、広島県、佐賀県はでは、おもた記すべき地域はみられない。

(3) 海区・海域

① 海 区

海区別おもた記すべき地域の海岸延長を、図Ⅲ－2－51に示す。

東シナ海区の海岸延長が130.57km(全国のおもた記すべき地域の海岸延長の22.65%)と最も長く、次いで太平洋中区(114.64km 同19.89%)、日本海

西区 (74.09km 同 12.58%) となっている。

これらのうち、東シナ海区、太平洋中区は生物、日本海西区は地形が多い。

その他特記すべき地域の海岸延長が短いのは、日本海北区 (34.11km 同 5.92%)、太平洋南区 (50.54km 同 8.77%)、北海道区 (51.73km 同 8.97%) である。

② 海 域

海域別その他特記すべき地域の海岸延長を、図Ⅲ－２－５２に示す。

下北半島東の海岸延長が 30.41km (全国のその他特記すべき地域の海岸延長の 5.28%) と最も長く、次いで薩摩 (30.30km 同 5.26%)、鳥取 (28.52km 同 4.95%)、和歌山 (27.39km 同 4.75%)、三陸海岸 (25.58km 同 4.44%) などである。

これらの海域のうち、下北半島東、鳥取、三陸海岸は地形、薩摩、和歌山は生物が多い。

宗谷、網走、釧路、十勝、留萌をはじめとする 23 海域では、その他特記すべき地域はみられない。

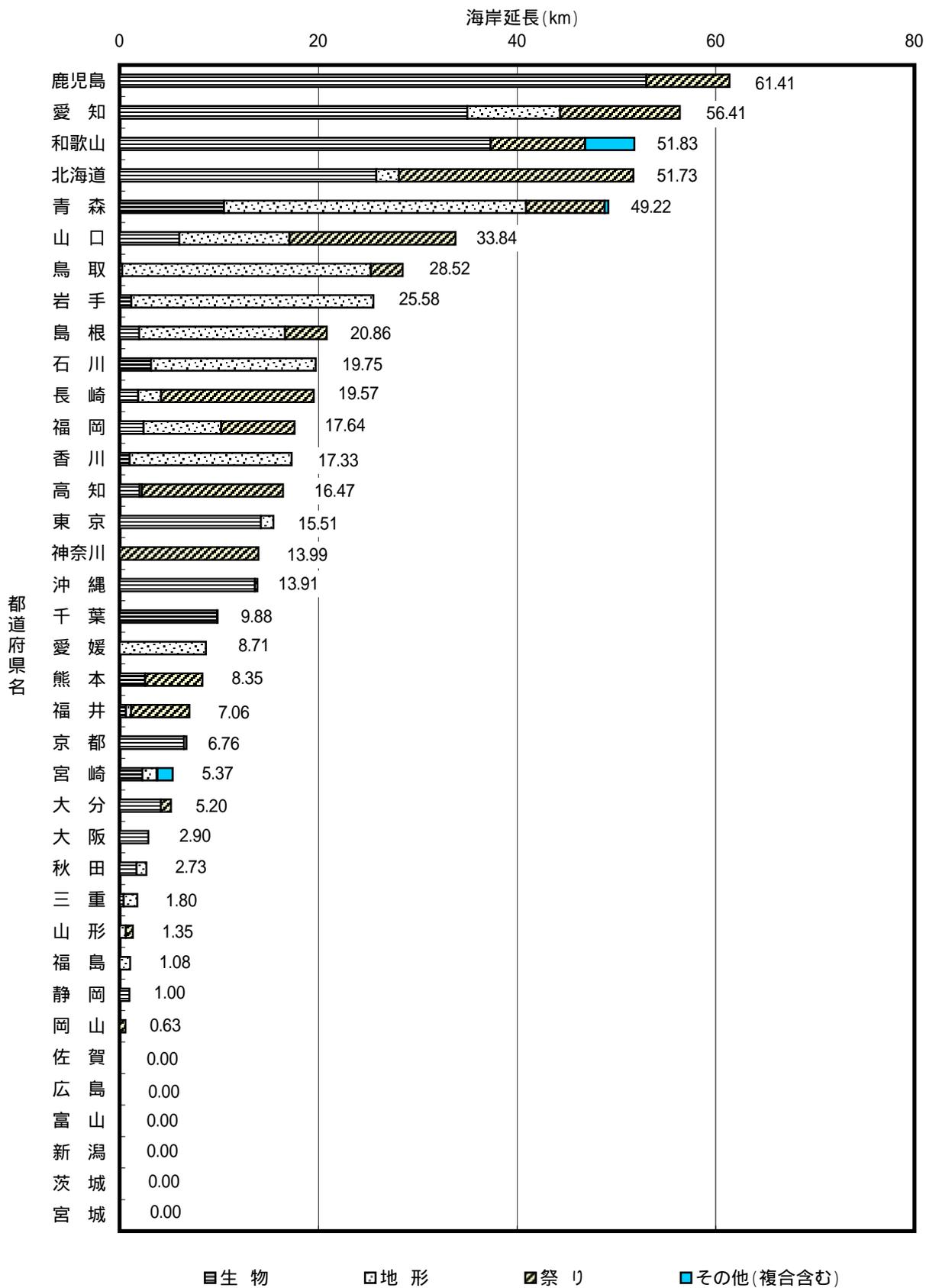
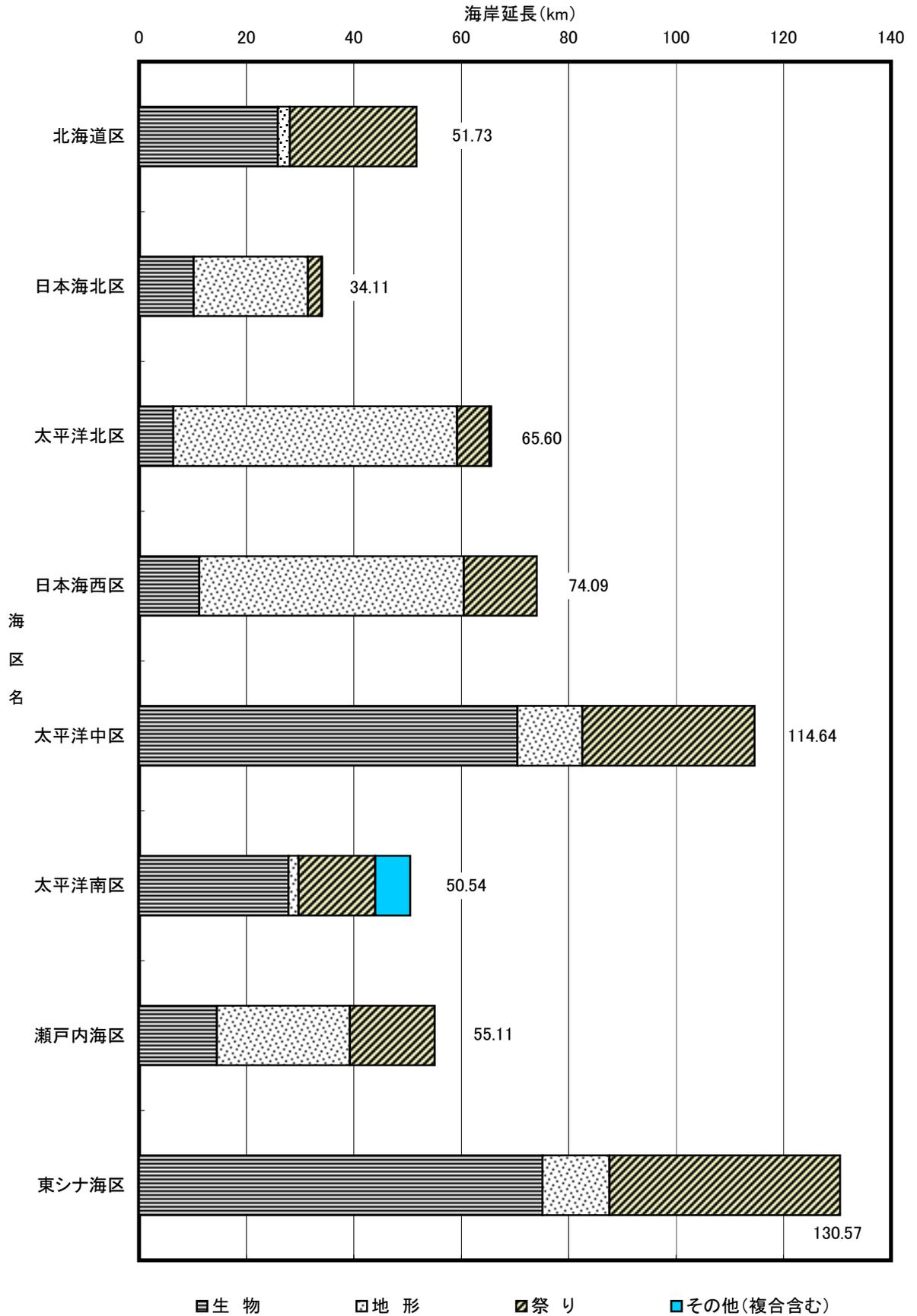
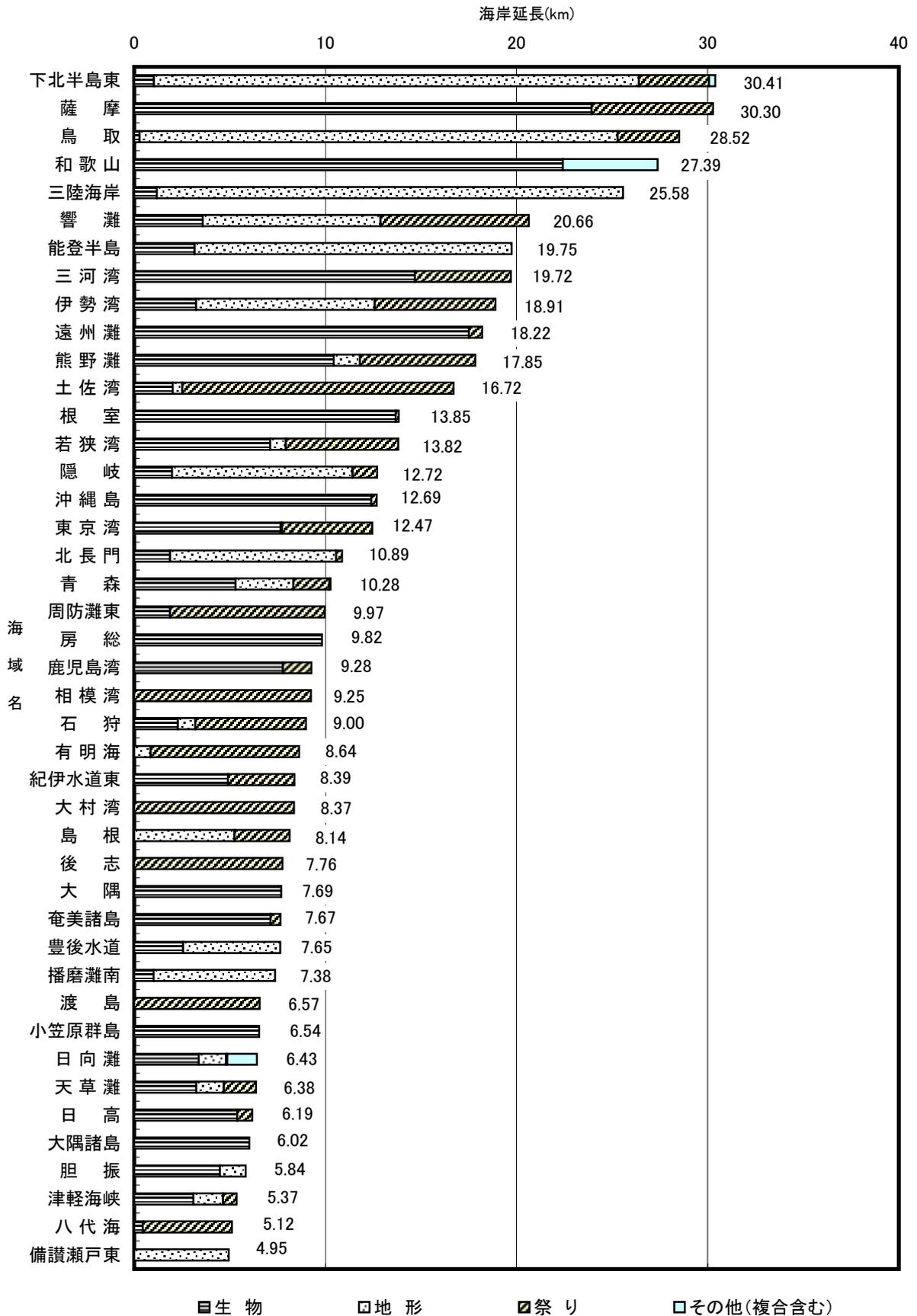


図 -2-50 都道府県別その他特記すべき地域の海岸延長

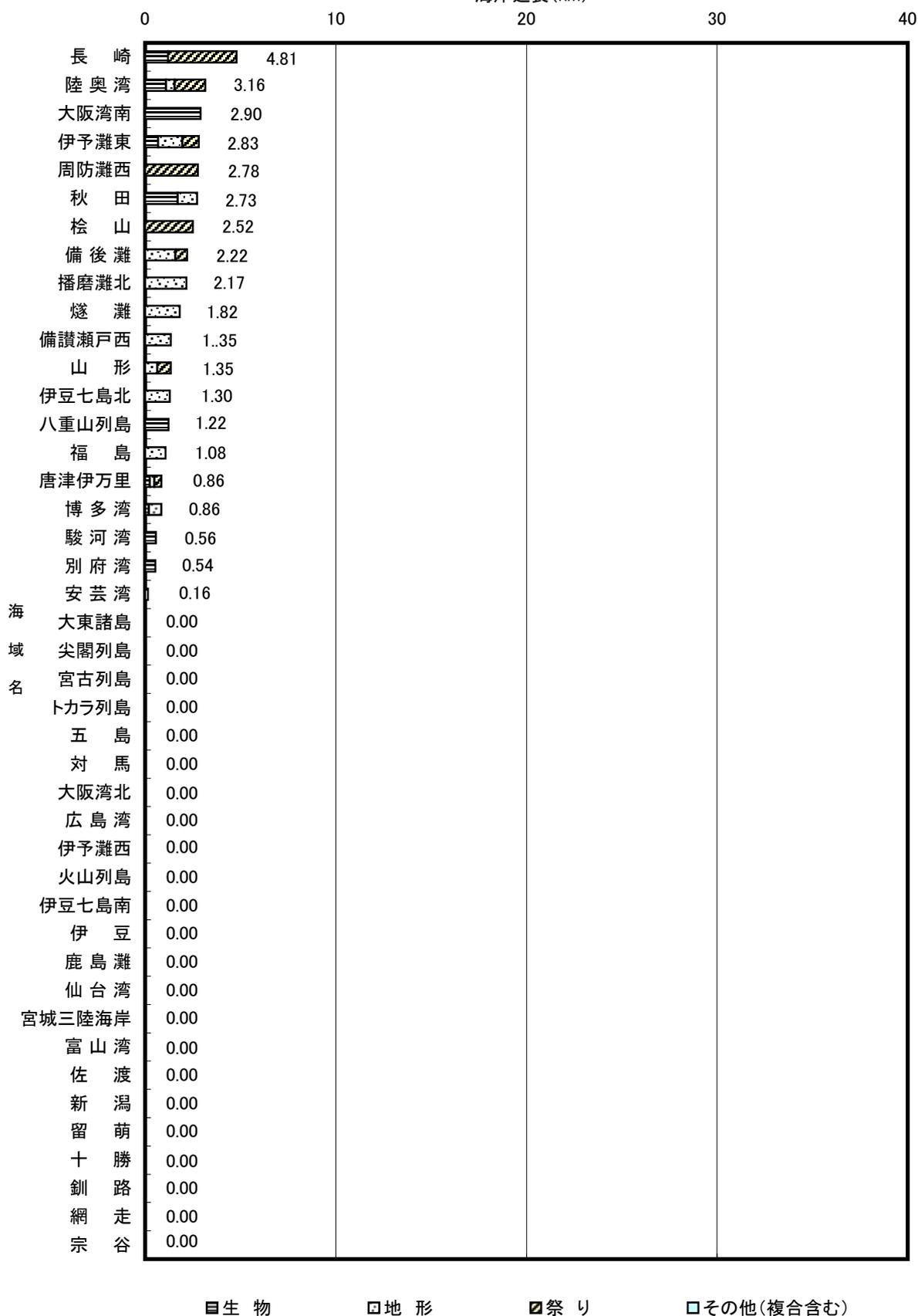


図Ⅲ-2-51 海区別その他特記すべき地域の海岸延長



図Ⅲ-2-52(1) 海域別その他特記すべき地域の海岸延長(1)

海岸延長(km)



図Ⅲ-2-52(2) 海域別その他特記すべき地域の海岸延長(2)